

平成 29 年 11 月 20 日

安曇野市教育委員会

平成 29 年 11 月定例会

会 議 議 案

安曇野市教育委員会

議案第 1 号	教育部 図書館交流課
平成 29 年 11 月 20 日提出	(課長)丸山 高人 (担当係長)赤沼さつき

タイトル	安曇野市交流学習センター条例及び安曇野市交流学習センター管理規則の一部改正について
決定を要する事項の内容	条例及び規則の一部改正に対する協議
要旨	<ol style="list-style-type: none"> 1 安曇野市交流学習センター条例の一部改正 安曇野市三郷交流学習センター開館に伴い、所要の改正を行うもの 2 安曇野市交流学習センター管理規則の一部改正 安曇野市三郷交流学習センター開館に伴い、各種様式を変更するもの
説明	<ol style="list-style-type: none"> 1 安曇野市交流学習センター条例の一部改正 <ol style="list-style-type: none"> (1) 名称、位置の追加 (2) 使用料別表の追加 三郷交流学習センターの施設及び備品 (3) 各別表に備考の追加 (4) 物販、広告宣伝及び使用時間を超過しての使用についての加算明確化 (5) 字句の整理 2 安曇野市交流学習センター管理規則の一部改正 <ol style="list-style-type: none"> (1) 安曇野市三郷交流学習センターの開館に伴う各種様式の変更 (2) 各種様式について、申請時期が異なることから施設と設備・備品を分けるもの (3) 字句の整理 3 今後の予定 条例につきましては、議会 12 月定例会に提出します。

安曇野市交流学習センター条例の一部を改正する条例

安曇野市交流学習センター条例（平成21年安曇野市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中

「

安曇野市豊科交流学習センター	安曇野市豊科5609番地3
----------------	---------------

」を

「

安曇野市豊科交流学習センター	安曇野市豊科5609番地3
安曇野市三郷交流学習センター	安曇野市三郷明盛4810番地1

」に改める。

第6条中「（以下「許可者」という。）」を削り、「とき」を「時」に改める。

別表の1 安曇野市穂高交流学習センターの表中

「

午前9時～正午	午後1時～午後5時	午後6時～午後9時30分	午前9時～午後9時30分
---------	-----------	--------------	--------------

」を

「

午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時30分まで	午前9時から午後9時30分まで
------------	--------------	-----------------	-----------------

」に「の使用者

に」を「を使用する場合に」に、「グループ研究室」を「学習室」に、

「

ホールスクリーン	1台	500円	500円	500円	1,500円
----------	----	------	------	------	--------

」を

「

ホールスクリーン	1台	500円	500円	500円	1,500円
携帯用スクリーン	1台	500円	500円	500円	1,500円

」に改め、同

表に備考として次のように加える。

備考

- 1 「入場料」とは、入場料その他これに類する料金を入場の対価として徴収するものをいう。
- 2 催物の準備行為等のために多目的交流ホールを使用するとき、又は多目的交流ホール内のステージのみを使用するときの使用料は、教育委員会の承認を得た場合

に限り、規定の使用料に100分の50を乗じて得た額とする。

3 物販、広告宣伝等で施設を使用する場合は、規定の使用料に100分の30を乗じて得た額（10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）を加算する。

4 使用時間を超過して使用する場合は、次の区分に応じた額（10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）を徴収する。

(1) 午前9時以前の場合 午前9時から正午までの使用料に時間当り100分の30を乗じて得た額

(2) 正午から午後1時まで（午前9時から午後5時まで又は午前9時から午後9時30分までの使用許可を受けた場合を除く。）の場合 午前9時から正午までの使用料に100分の30を乗じて得た額

(3) 午後5時から午後6時まで（午前9時から午後9時30分まで又は午後1時から午後9時30分までの使用許可を受けた場合を除く。）の場合 午後1時から午後5時までの使用料に100分の40を乗じて得た額

(4) 午後9時30分以降の場合 午後6時から午後9時30分までの使用料に時間当り100分の35を乗じて得た額

別表の2 安曇野市豊科交流学习センターの表中

午前9時～正午	午後1時～午後5時	午後6時～午後9時30分	午前9時～午後9時30分
---------	-----------	--------------	--------------

」を

午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時30分まで	午前9時から午後9時30分まで
------------	--------------	-----------------	-----------------

」に改め、同表

備考2中「許可者が」を削り、同表備考3中「許可者が、」を削り、「使用する」を「施設を使用する」に改め、同表備考4中「多目的交流ホール、楽屋1、楽屋2、楽屋3、学習室1、学習室2、学習室3、学習室4、学習室5又は学習室6を」を削り、「9時30分」を「9時30分まで」に改め、同表の次に次の1表を加える。

3 安曇野市三郷交流学习センター

区分		使用料			
		午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時30分まで	午前9時から午後9時30分まで
学習室1及び	入場料を徴収しないで使用する場合	1室につき 400円	1室につき 500円	1室につき 450円	1室につき 1,550円

学習室 2	2,000円以下の入場料を徴収して使用する場合	1室につき 450円	1室につき 600円	1室につき 500円	1室につき 1,850円
	2,000円を超え3,000円以下の入場料を徴収して使用する場合	1室につき 550円	1室につき 700円	1室につき 600円	1室につき 2,150円
	3,000円を超え5,000円以下の入場料を徴収して使用する場合	1室につき 600円	1室につき 800円	1室につき 700円	1室につき 2,450円
	5,000円を超える入場料を徴収して使用する場合	1室につき 700円	1室につき 900円	1室につき 800円	1室につき 2,750円
展示ギャラリー 1	入場料を徴収しないで使用する場合	1日につき 3,100円			
	2,000円以下の入場料を徴収して使用する場合	1日につき 4,000円			
	2,000円を超え3,000円以下の入場料を徴収して使用する場合	1日につき 4,900円			
	3,000円を超え5,000円以下の入場料を徴収して使用する場合	1日につき 5,800円			
	5,000円を超える入場料を徴収して使用する場合	1日につき 6,700円			
携帯用拡声器	500円	500円	500円	1,500円	
携帯用スクリーン	500円	500円	500円	1,500円	
プロジェクター	2,100円	2,100円	2,100円	6,300円	
ブルーレイディスクプレーヤー	500円	500円	500円	1,500円	
モニターテレビ	1,000円	1,000円	1,000円	3,000円	

備考

- 1 「入場料」とは、入場料その他これに類する料金を入場の対価として徴収するものをいう。
 - 2 物販、広告宣伝等で施設を使用する場合は、規定の使用料に100分の30を乗じて得た額（10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）を加算する。
 - 3 使用時間を超過して使用する場合は、次の区分に応じた額（10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）を徴収する。
- (1) 午前9時以前の場合 午前9時から正午までの使用料に時間当り100分の30を

乗じて得た額

(2) 正午から午後1時まで(午前9時から午後5時まで又は午前9時から午後9時30分までの使用許可を受けた場合を除く。)の場合 午前9時から正午までの使用料に100分の30を乗じて得た額

(3) 午後5時から午後6時まで(午前9時から午後9時30分まで又は午後1時から午後9時30分までの使用許可を受けた場合を除く。)の場合 午後1時から午後5時までの使用料に100分の40を乗じて得た額

(4) 午後9時30分以降の場合 午後6時から午後9時30分までの使用料に時間当たり100分の35を乗じて得た額

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年3月10日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例を施行するために必要な使用の申請、許可その他の準備行為は、この条例の施行前においてもすることができる。

○安曇野市交流学習センター条例（平成21年安曇野市条例第12号）

改正後

(名称及び位置)

第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
(略)	
安曇野市豊科交流学習センター	安曇野市豊科5609番地3
安曇野市三郷交流学習センター	安曇野市三郷明盛4810番地1

(使用料)

第6条 前条の規定により許可を受けた者は、別表に定める使用料を使用許可のあった時に納付しなければならない。ただし、市長が相当の理由があると認めるときは、使用料の全部又は一部を後納させることができる。

別表（第6条関係）

1 安曇野市穂高交流学習センター

区分	使用料			
	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで	午前9時から午後9時30分まで
楽屋1、楽屋2及び楽屋3（多目的交流ホールを使用する場合に限る。）	170円	270円	300円	710円
学習室	入場料を徴収しないで使用する場合			
	400円	500円	450円	1,550円
2,000円以下の入場料を徴収して使用する場合	450円	600円	500円	1,850円
	550円	700円	600円	2,150円

改正前

(名称及び位置)

第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
(略)	
安曇野市豊科交流学習センター	安曇野市豊科5609番地3

(使用料)

第6条 前条の規定により許可を受けた者（以下「許可者」という。）は、別表に定める使用料を使用許可のあったときに納付しなければならない。ただし、市長が相当の理由があると認めるときは、使用料の全部又は一部を後納させることができる。

別表（第6条関係）

1 安曇野市穂高交流学習センター

区分	使用料			
	午前9時～正午	午後1時～午後5時	午後6時～午後9時30分	午前9時～午後9時30分
楽屋1、楽屋2及び楽屋3（多目的交流ホールの使用に限る。）	170円	270円	300円	710円
グループ	入場料を徴収しないで使用する場合			
	400円	500円	450円	1,550円
研究室	450円	600円	500円	1,850円
	550円	700円	600円	2,150円

改正前	
以下の入場料を徴収して使用する場合	
3,000円を超え5,000円以下の入場料を徴収して使用する場合	600円
5,000円を超える入場料を徴収して使用する場合	700円
(略)	
ホールスクリーン	1台
指揮台	1台
(略)	
	500円
	200円
	500円
	200円
	1,500円
	600円

改正後	
以下の入場料を徴収して使用する場合	
3,000円を超え5,000円以下の入場料を徴収して使用する場合	600円
5,000円を超える入場料を徴収して使用する場合	700円
(略)	
ホールスクリーン	1台
携帯用スクリーン	1台
指揮台	1台
(略)	
	500円
	500円
	200円
	200円
	500円
	500円
	200円
	200円
	1,500円
	1,500円
	600円

- 備考
- 「入場料」とは、入場料その他これに類する料金を入場の対価として徴収するものをいう。
 - 催物の準備行為等のために多目的交流ホールを使用するとき、又は多目的交流ホール内のステージのみを使用するときの使用料は、教育委員会の承認を得た場合に限る。規定の使用料に100分の50を乗じて得た額とする。
 - 物販、広告宣伝等で施設を使用する場合は、規定の使用料に100分の30を乗じて得た額（10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）を徴収する。
 - 使用時間を超過して使用する場合は、次の区分に応じた額（10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）を徴収する。
 - 午前9時以前の場合 午前9時から正午までの使用料に時間当り100分の30を乗じて得た額
 - 正午から午後1時まで（午前9時から午後5時まで又は午前9時から午後9時30分までの使用許可を受けた場合を除く。）の場合 午前9時から正午までの使用料に100分の30を乗じて得た額
 - 午後5時から午後6時まで（午前9時から午後9時

改正後

30分まで又は午後1時から午後9時30分までの使用許可を受けた場合を除く。)の場合 午後1時から午後5時までの使用料に100分の40を乗じて得た額
 (4) 午後9時30分以降の場合 午後6時から午後9時30分までの使用料に時間当り100分の35を乗じて得た額

2 安曇野市豊科交流学習センター

区分	使用料			
	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時30分まで	午前9時から午後9時30分まで

(略)

備考

- 1 (略)
- 2 催物の準備行為等のために多目的交流ホールを使用するとき、又は多目的交流ホール内のステージのみを使用するときの使用料は、教育委員会の承認を得た場合に限り、規定の使用料に100分の50を乗じて得た額とする。
- 3 物販、広告宣伝等で施設を使用する場合は、規定の使用料に100分の30を乗じて得た額(10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。)を加算する。
- 4 使用時間を超過して使用する場合は、次の区分に応じた額(10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。)を徴収する。

(略)

- (2) 正午から午後1時まで(午前9時から午後5時まで又は午前9時から午後9時30分までの使用許可を受けた場合を除く。)の場合 午前9時から正午までの使用料に100分の30を乗じて得た額

(略)

改正前

2 安曇野市豊科交流学習センター

区分	使用料			
	午前9時から正午時	午後1時から午後5時30分	午後6時から午後9時30分	午前9時から午後9時30分

(略)

- 2 許可者が催物の準備行為等のために多目的交流ホールを使用するとき、又は多目的交流ホール内のステージのみを使用するときの使用料は、教育委員会の承認を得た場合に限り、規定の使用料に100分の50を乗じて得た額とする。
- 3 許可者が、物販、広告宣伝等で使用する場合は、規定の使用料に100分の30を乗じて得た額(10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。)を加算する。
- 4 使用時間を超過して多目的交流ホール、楽屋1、楽屋2、楽屋3、学習室1、学習室2、学習室3、学習室4、学習室5又は学習室6を使用する場合は、次の区分に応じた額(10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。)を徴収する。
 (略)
- (2) 正午から午後1時まで(午前9時から午後5時まで又は午前9時から午後9時30分の使用許可を受けた場合を除く。)の場合 午前9時から正午までの使用料に100分の30を乗じて得た額

(略)

3 安曇野市三郷交流学習センター

区分	使用料			
	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで
学習室 1 及び 学習室	1室につき 400円	1室につき 500円	1室につき 450円	1室につき 1,550円
2:	2,000円以下の入場料を徴収して使用する場合	1室につき 450円	1室につき 500円	1室につき 1,850円
	2,000円を超え3,000円以下の入場料を徴収して使用する場合	1室につき 550円	1室につき 700円	1室につき 2,150円
	3,000円を超え5,000円以下の入場料を徴収して使用する場合	1室につき 600円	1室につき 800円	1室につき 2,450円
	5,000円を超える入場料を徴収して使用する場合	1室につき 700円	1室につき 900円	1室につき 2,750円
展示 ギャラリー	1日につき 3,100円			
二	1日につき 4,000円			
	1日につき 4,900円			
	1日につき 5,800円			
	1日につき 6,700円			

改正後

改正前

を徴収して使用する場合	500円	500円	500円	500円	1,500円
携帯用拡声器	500円	500円	500円	500円	1,500円
携帯用スクリーン	500円	500円	500円	500円	1,500円
プロジェクター	2,100円	2,100円	2,100円	2,100円	6,300円
ブルーレイディスクプレーヤー	500円	500円	500円	500円	1,500円
モニターテレビ	1,000円	1,000円	1,000円	1,000円	3,000円

備考

- 1 「入場料」とは、入場料その他これに類する料金を入場の対価として徴収するものをいう。
- 2 物販、広告宣伝等で施設を使用する場合は、規定の使用料に100分の30を乗じて得た額（10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）を加算する。
- 3 使用時間を超過して使用する場合は、次の区分に応じた額（10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）を徴収する。
 - (1) 午前9時以前の場合 午前9時から正午までの使用料に時間当り100分の30を乗じて得た額
 - (2) 正午から午後1時まで（午前9時から午後5時まで又は午前9時から午後9時30分までの使用許可を受けた場合を除く。）の場合 午前9時から正午までの使用料に100分の30を乗じて得た額
 - (3) 午後5時から午後6時まで（午前9時から午後9時30分まで又は午後1時から午後9時30分までの使用許可を受けた場合を除く。）の場合 午後1時から午後5時までの使用料に100分の40を乗じて得た額
 - (4) 午後9時30分以降の場合 午後6時から午後9時30分までの使用料に時間当り100分の35を乗じて得た額

安曇野市交流学習センター管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 年 月 日

安曇野市教育委員会

安曇野市教育委員会規則第 号

安曇野市交流学習センター管理規則の一部を改正する規則

安曇野市交流学習センター管理規則（平成21年安曇野市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出し中「許可の申請」を「の許可」に改め、同条第1項中「安曇野市交流学習センター使用許可申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）」を「施設は安曇野市交流学習センター施設使用許可申請書（様式第1号）、設備及び備品は安曇野市交流学習センター設備・備品使用許可申請書（様式第2号）」に改め、同条第2項中「申請書の提出」を「前項の申請」に改め、同項第1号中「、楽屋」を削り、「グループ研究室又は学習室6」を「学習室（豊科交流学習センターは学習室6、三郷交流学習センターは学習室2）」に改め、同号中「翌日」を「前日。次号、第6条第1項及び第8条第2号において同じ。」に改め、同項第2号中「グループ研究室又は」を削り、「（前号に掲げる場合を除く。）」を加え、同号中「（その日が休館日に当たるときは、その翌日）」を削り、同項に次の1号を加える。

（3） 設備及び備品については、施設の使用の申請をする日から使用する日まで

第3条中「前条の申請に対して使用」を「条例第5条第1項」に、「安曇野市交流学習センター使用許可書（様式第2号。以下「許可書」という。）」を「施設は安曇野市交流学習センター施設使用許可書（様式第3号）、設備及び備品は安曇野市交流学習センター設備・備品使用許可書（様式第4号）」に改める。

第4条中「安曇野市交流学習センター使用料納入通知書兼領収書（様式第3号）」を「施設は安曇野市交流学習センター施設使用料納入通知書兼領収書（様式第5号）、設備及び備品は安曇野市交流学習センター設備・備品使用料納入通知書兼領収書（様式第6号）」に改める。

第5条中「許可者」を「施設等使用者」に改め、「受付へ」の次に「第3条又は次条第2項の」を加える。

第6条の見出し中「取消し」を「中止」に改め、同条中「許可者」を「施設等使用者」に、「取消し」を「中止」に、「安曇野市交流学習センター使用変更・取消申請書（様式第4号）」を「安曇野市交流学習センター使用変更・中止申請書（様式第7号）」に改め、「、許可を受け」を削り、同条ただし書を削り、同条に次の1項を加える。

2 教育委員会は、前項の申請に対して変更を許可したときは、安曇野市交流学習セン

ター使用変更許可書（様式第8号）を交付するものとする。

第7条第1項中「（様式第5号）」を「（様式第9号）」に改め、同条第3項中「申請に対し使用料の減免」を「規定により提出された申請書を審査し、承認又は不承認」に、「安曇野市交流学習センター使用料減免決定書（様式第6号）」を「安曇野市交流学習センター使用料減免承認（不承認）書（様式第10号）」に改める。

第8条第1項第1号中「許可者」を「施設等使用者」に改め、同項第2号中「許可者」を「施設等使用者」に改め、「（その日が休館日に当たるときは、その翌日）」を削り、「使用の変更又は取消しの許可を受けたとき。」を「使用の変更の許可を受けたとき、又は中止の申請をして取消されたとき。」に改め、同条第2項中「（様式第7号）」を「（様式第11号）」に改め、同条第3項中「（様式第8号）」を「（様式第12号）」に改める。

第10条の見出し中「その他」を「補則」に改める。

別表中「保育園、」の次に「認定こども園、」を加える。

様式を次のように改める。



年 月 日

（宛先） 安曇野市教育委員会

申請者 住 所
 団 体 名
 代表者氏名
 電 話 番 号

次のとおり、安曇野市交流学習センターの施設の使用許可を申請します。

催物名称・内容		使用予定人数
		人
使用施設	<input type="checkbox"/> 穂高交流学習センター <input type="checkbox"/> 多目的交流ホール <input type="checkbox"/> 楽屋1 <input type="checkbox"/> 楽屋2 <input type="checkbox"/> 楽屋3（応接室） <input type="checkbox"/> 学習室 <input type="checkbox"/> 展示ギャラリー <input type="checkbox"/> 交流広場	
	<input type="checkbox"/> 豊科交流学習センター <input type="checkbox"/> 多目的交流ホール <input type="checkbox"/> 学習室1 <input type="checkbox"/> 学習室2 <input type="checkbox"/> 学習室3 <input type="checkbox"/> 学習室4 <input type="checkbox"/> 学習室5 <input type="checkbox"/> 学習室6（和室）	
	<input type="checkbox"/> 三郷交流学習センター <input type="checkbox"/> 学習室1 <input type="checkbox"/> 学習室2 <input type="checkbox"/> 展示ギャラリー	
使用年月日	年 月 日（ ） 時 分から 時 分まで 年 月 日（ ） 時 分から 時 分まで 年 月 日（ ） 時 分から 時 分まで 年 月 日（ ） 時 分から 時 分まで	
	準備 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 年 月 日 時 分から 時 分まで	
入場料徴収	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有（入場料最高額	円）
物販、広告宣伝等	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有（内容	）



年 月 日

(宛先) 安曇野市教育委員会

申請者 住 所

団 体 名

代表者氏名

電 話 番 号

次のとおり、安曇野市交流学習センターの設備・備品の使用許可を申請します。

催物名称・内容		使用予定人数
		人
設備・備品	穂高・豊科共通 <input type="checkbox"/> ホールスクリーン <input type="checkbox"/> サスペンションライト <input type="checkbox"/> DVDプレーヤー <input type="checkbox"/> 指揮台 <input type="checkbox"/> 放送設備(マイク1本含む) <input type="checkbox"/> ワイヤレスマイク(本) <input type="checkbox"/> 演台(花台を含む) <input type="checkbox"/> 司会者台 <input type="checkbox"/> CD・MDプレーヤー <input type="checkbox"/> 展示ケース <input type="checkbox"/> プロジェクター <input type="checkbox"/> ピアノ <input type="checkbox"/> ビデオデッキ <input type="checkbox"/> フォローピンスポット <input type="checkbox"/> カセットテープレコーダー	
	穂高のみ <input type="checkbox"/> 平台 <input type="checkbox"/> シーリングライト <input type="checkbox"/> 携帯用拡声器 <input type="checkbox"/> 音響反射板 <input type="checkbox"/> ローアーホリゾンライト <input type="checkbox"/> イベント用テント <input type="checkbox"/> 携帯用スクリーン <input type="checkbox"/> 移動観覧席 <input type="checkbox"/> アッパーホリゾンライト	
	三郷のみ <input type="checkbox"/> 携帯用拡声器 <input type="checkbox"/> 携帯用スクリーン <input type="checkbox"/> プロジェクター <input type="checkbox"/> ブルーレイディスクプレーヤー <input type="checkbox"/> モニターテレビ	
使用年月日	年 月 日 () 時 分から 時 分まで	
	年 月 日 () 時 分から 時 分まで	
	年 月 日 () 時 分から 時 分まで	
	年 月 日 () 時 分から 時 分まで	
	準備 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 年 月 日 時 分から 時 分まで	

安曇野市交流学习センター施設使用許可書

安曇野市教育委員会指令 第 号
年 月 日

様

安曇野市教育委員会 印

次のとおり、安曇野市交流学习センターの施設の使用を許可します。

催物名称・内容		使用予定人数
		人
使用施設	<input type="checkbox"/> 穂高交流学习センター <input type="checkbox"/> 多目的交流ホール <input type="checkbox"/> 楽屋1 <input type="checkbox"/> 楽屋2 <input type="checkbox"/> 楽屋3（応接室） <input type="checkbox"/> 学習室 <input type="checkbox"/> 展示ギャラリー <input type="checkbox"/> 交流広場	
	<input type="checkbox"/> 豊科交流学习センター <input type="checkbox"/> 多目的交流ホール <input type="checkbox"/> 学習室1 <input type="checkbox"/> 学習室2 <input type="checkbox"/> 学習室3 <input type="checkbox"/> 学習室4 <input type="checkbox"/> 学習室5 <input type="checkbox"/> 学習室6（和室）	
	<input type="checkbox"/> 三郷交流学习センター <input type="checkbox"/> 学習室1 <input type="checkbox"/> 学習室2 <input type="checkbox"/> 展示ギャラリー	
使用年月日	年 月 日（ ） 時 分から 時 分まで 年 月 日（ ） 時 分から 時 分まで 年 月 日（ ） 時 分から 時 分まで 年 月 日（ ） 時 分から 時 分まで	
	準備 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 年 月 日 時 分から 時 分まで	
入場料徴収	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有（入場料最高額	円）
物販、広告宣伝等	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有（内容	）

許可条件

- 1 安曇野市交流学习センター条例、安曇野市交流学习センター管理規則を遵守すること。
- 2 裏面に記載された使用上の注意事項を守ること。

(裏)

使用上の注意事項

- 1 この許可書は、使用の際に必ず交流学習センターの受付に提示してください。
- 2 使用許可を受けた権利を他に譲ったり、貸したりすることはできません。
- 3 使用料の還付については、次のとおりです。
 - (1) 施設等使用者の責めによらない事由により使用できないとき 100分の100
 - (2) 施設使用者が次に掲げる日までに使用の変更の許可を受けたとき、又は中止の申請書を提出したとき
 - ア 使用する日の前90日 100分の100
 - イ 使用する日の前30日 100分の50なお、使用料の還付を受けようとするときは、「安曇野市交流学習センター使用料還付申請書兼請求書（様式第11号）を提出してください。
- 4 使用日の変更、又は使用を中止する場合は、使用許可を受けた使用日30日前までに「安曇野市交流学習センター使用変更・中止申請書（様式第7号）」を提出してください。
- 5 教育委員会が緊急に使用する場合又は使用不適切と認めた場合は、許可を取り消し、中止し、又は制限する等の処置をすることがあります。
- 6 使用時間には、準備と片付けの時間が含まれます。
- 7 使用者の不注意又は過失により使用中に生じた事故については、教育委員会は、一切の責任を負いません。
- 8 天候不順による施設使用の可、不可の判断は教育委員会で決定します。
- 9 ホールを利用する方は、前日までに職員と十分打合せをし、準備をしてください。また、照明、放送設備等の使用についても十分打合せをしてください。
- 10 施設等に与えたときは、相当額の損害賠償をしていただくことになります。
- 11 後片付けは、次のとおり行ってください。
 - ア モップ、ほうき、ちりとり等を使用し、清掃をしてください。
 - イ 施設使用の際に出たごみ類は、片付けて全て持ち帰ってください。

様式第4号（第3条関係）

安曇野市交流学習センター設備・備品使用許可書

安曇野市教育委員会指令 第 号

年 月 日

様

安曇野市教育委員会



次のとおり、安曇野市交流学習センターの設備・備品の使用を許可します。

催物名称・内容		使用予定人数
		人
設備・備品	穂高・豊科共通	<input type="checkbox"/> ホールスクリーン <input type="checkbox"/> サスペンションライト <input type="checkbox"/> DVDプレーヤー <input type="checkbox"/> 指揮台 <input type="checkbox"/> 放送設備（マイク1本含む。） <input type="checkbox"/> ワイヤレスマイク（ 本） <input type="checkbox"/> 演台（花台を含む。） <input type="checkbox"/> 司会者台 <input type="checkbox"/> CD・MDプレーヤー <input type="checkbox"/> 展示ケース <input type="checkbox"/> プロジェクター <input type="checkbox"/> ピアノ <input type="checkbox"/> ビデオデッキ <input type="checkbox"/> フォローピンスポット <input type="checkbox"/> カセットテープレコーダー
	穂高のみ	<input type="checkbox"/> 平台 <input type="checkbox"/> シーリングライト <input type="checkbox"/> 携帯用拡声器 <input type="checkbox"/> 音響反射板 <input type="checkbox"/> ローアール水平ライト <input type="checkbox"/> イベント用テント <input type="checkbox"/> 携帯用スクリーン <input type="checkbox"/> 移動観覧席 <input type="checkbox"/> アッパー水平ライト
	三郷のみ	<input type="checkbox"/> 携帯用拡声器 <input type="checkbox"/> 携帯用スクリーン <input type="checkbox"/> プロジェクター <input type="checkbox"/> ブルーレイディスクプレーヤー <input type="checkbox"/> モニターテレビ
使用年月日	年 月 日（ ） 時 分から 時 分まで	
	年 月 日（ ） 時 分から 時 分まで	
	年 月 日（ ） 時 分から 時 分まで	
	年 月 日（ ） 時 分から 時 分まで	
	準備 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 年 月 日 時 分から 時 分まで	

許可条件

- 1 安曇野市交流学習センター条例、安曇野市交流学習センター管理規則を遵守すること。
- 2 裏面に記載された使用上の注意事項を守ること。

(裏)

使用上の注意事項

- 1 この許可書は、使用の際に必ず交流学習センターの受付に提示してください。
- 2 使用許可を受けた権利を他に譲ったり、貸したりすることはできません。
- 3 使用料の還付については、次のとおりです。
 - (1) 施設等使用者の責めによらない事由により使用できないとき 100分の100
 - (2) 施設使用者が次に掲げる日までに使用の変更の許可を受けたとき、又は中止の申請書を提出したとき
 - ア 使用する日の前90日 100分の100
 - イ 使用する日の前30日 100分の50なお、使用料の還付を受けようとするときは、「安曇野市交流学習センター使用料還付申請書兼請求書(様式第11号)」を提出してください。
- 4 使用日の変更、又は使用を中止する場合は、使用許可を受けた使用日30日前までに「安曇野市交流学習センター使用変更・中止申請書(様式第7号)」を提出してください。
- 5 教育委員会が緊急に使用する場合又は使用不適切と認めた場合は、許可を取り消し、中止し、又は制限する等の処置をすることがあります。
- 6 使用時間には、準備と片付けの時間が含まれます。
- 7 使用者の不注意又は過失により使用中に生じた事故については、教育委員会は、一切の責任を負いません。
- 8 天候不順による施設使用の可、不可の判断は教育委員会で決定します。
- 9 ホールを利用する方は、前日までに職員と十分打合せをし、準備をしてください。また、照明、放送設備等の使用についても十分打合せをしてください。
- 10 設備及び備品に損害を与えたときは、相当額の損害賠償をしていただくことになります。

様式第5号（第4条関係）

安曇野市交流学習センター施設使用料納入通知書兼領収書

氏名 (団体名)								様
許可番号		納入期限			納入金額			
安曇野市教育委員会 指令 第 号		年 月 日						円
納入内容							金額	
使用施設	<input type="checkbox"/> 穂高交流学習センター	<input type="checkbox"/> 多目的交流ホール <input type="checkbox"/> 楽屋1 <input type="checkbox"/> 楽屋2 <input type="checkbox"/> 楽屋3 (応接室) <input type="checkbox"/> 学習室 <input type="checkbox"/> 展示ギャラリー <input type="checkbox"/> 交流広場					(1)	円
	<input type="checkbox"/> 豊科交流学習センター	<input type="checkbox"/> 多目的交流ホール <input type="checkbox"/> 学習室1 <input type="checkbox"/> 学習室2 <input type="checkbox"/> 学習室3 <input type="checkbox"/> 学習室4 <input type="checkbox"/> 学習室5 <input type="checkbox"/> 学習室6 (和室)						
	<input type="checkbox"/> 三郷交流学習センター	<input type="checkbox"/> 学習室1 <input type="checkbox"/> 学習室2 <input type="checkbox"/> 展示ギャラリー						
使用年月日	年 月 日 () 時 分から 時 分まで							円
	年 月 日 () 時 分から 時 分まで							
	年 月 日 () 時 分から 時 分まで							
	準備 <input type="checkbox"/> 無							
	<input type="checkbox"/> 有 年 月 日 時 分から 時 分まで							
	入場料徴収 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (入場料最高額 円)							
物販、広告 宣伝等	<input type="checkbox"/> 有 [(1)×30%]					(2)	円	
小計	(1) + (2)					(3)	円	
時間外料金	<input type="checkbox"/> (3)×30% (朝・昼) <input type="checkbox"/> (3)×40% (夕) <input type="checkbox"/> (3)×35% (夜)					(4)	円	
減免額	<input type="checkbox"/> 有 [(3)+(4)]×50%					(5)	円	
合計 (3) + (4) - (5)							円	
上記のとおり納入してください。								
年 月 日						収納済印		
安曇野市長 <input type="checkbox"/>								

様式第6号（第4条関係）

安曇野市交流学習センター設備・備品使用料納入通知書兼領収書

氏名 (団体名)								様
許可番号		納入期限			納入金額			
安曇野市教育委員会 指令 第 号		年 月 日						円
納入内容							金額	
設備・備品	穂高・豊科共通	<input type="checkbox"/> ホールスクリーン <input type="checkbox"/> サスペンションライト <input type="checkbox"/> DVDプレーヤー <input type="checkbox"/> 指揮台 <input type="checkbox"/> 放送設備（マイク1本含む。） <input type="checkbox"/> ワイヤレスマイク（ 本） <input type="checkbox"/> 演台（花台を含む。） <input type="checkbox"/> 司会者台 <input type="checkbox"/> CD・MDプレーヤー <input type="checkbox"/> 展示ケース <input type="checkbox"/> プロジェクター <input type="checkbox"/> ピアノ <input type="checkbox"/> ビデオデッキ <input type="checkbox"/> フォローピンスポット <input type="checkbox"/> カセットテープレコーダー					(1)	円
	穂高のみ	<input type="checkbox"/> 平台 <input type="checkbox"/> シーリングライト <input type="checkbox"/> 携帯用拡声器 <input type="checkbox"/> 音響反射板 <input type="checkbox"/> ローア・ホリゾンライト <input type="checkbox"/> イベント用テント <input type="checkbox"/> 携帯用スクリーン <input type="checkbox"/> 移動観覧席 <input type="checkbox"/> アッパーホリゾンライト						
	三郷のみ	<input type="checkbox"/> 携帯用拡声器 <input type="checkbox"/> 携帯用スクリーン <input type="checkbox"/> プロジェクター <input type="checkbox"/> ブルーレイディスクプレーヤー <input type="checkbox"/> モニターテレビ						
使用年月日	年 月 日 () 時 分から 時 分まで 年 月 日 () 時 分から 時 分まで 年 月 日 () 時 分から 時 分まで 年 月 日 () 時 分から 時 分まで							
時間外料金	<input type="checkbox"/> (1)×30% (朝・昼) <input type="checkbox"/> (1)×40% (夕) <input type="checkbox"/> (1)×35% (夜)					(2)	円	
減免額	<input type="checkbox"/> 有 [(1)+(2)]×50%					(3)	円	
合計(1)-(3)							円	
上記のとおり領収しました。						収納済印		
年 月 日 安曇野市長 <input type="checkbox"/>								



年 月 日

(宛先) 安曇野市教育委員会

申請者 住 所
 団 体 名
 代表者氏名
 電 話 番 号

年 月 日付け安曇野市教育委員会指令 第 号により、安曇野市交流学習センターの施設・設備・備品の使用許可を受けましたが、次のとおり変更・中止をしたいので申請します。

変更後の使用日	年 月 日 () 時 分から	
	年 月 日 () 時 分まで	
変更・中止の理由		
変更したい内容	使用施設	<input type="checkbox"/> 穂高交流学習センター <input type="checkbox"/> 多目的交流ホール <input type="checkbox"/> 楽屋1 <input type="checkbox"/> 楽屋2 <input type="checkbox"/> 楽屋3 (応接室) <input type="checkbox"/> 学習室 <input type="checkbox"/> 展示ギャラリー <input type="checkbox"/> 交流広場
		<input type="checkbox"/> 豊科交流学習センター <input type="checkbox"/> 多目的交流ホール <input type="checkbox"/> 学習室1 <input type="checkbox"/> 学習室2 <input type="checkbox"/> 学習室3 <input type="checkbox"/> 学習室4 <input type="checkbox"/> 学習室5 <input type="checkbox"/> 学習室6 (和室)
		<input type="checkbox"/> 三郷交流学習センター <input type="checkbox"/> 学習室1 <input type="checkbox"/> 学習室2 <input type="checkbox"/> 展示ギャラリー
	設備・備品及び区分	穂高・豊科共通 <input type="checkbox"/> ホールスクリーン <input type="checkbox"/> サスペンションライト <input type="checkbox"/> DVDプレーヤー <input type="checkbox"/> 指揮台 <input type="checkbox"/> 放送設備 (マイク1本含む。) <input type="checkbox"/> ワイヤレスマイク (本) <input type="checkbox"/> 演台 (花台を含む。) <input type="checkbox"/> 司会者台 <input type="checkbox"/> CD・MDプレーヤー <input type="checkbox"/> 展示ケース <input type="checkbox"/> プロジェクター <input type="checkbox"/> ピアノ <input type="checkbox"/> ビデオデッキ <input type="checkbox"/> フォローピンスポット <input type="checkbox"/> カセットテープレコーダー
		穂高 <input type="checkbox"/> 平台 <input type="checkbox"/> シーリングライト <input type="checkbox"/> 携帯用拡声器 <input type="checkbox"/> 音響反射板 <input type="checkbox"/> ローアーホリゾンライト <input type="checkbox"/> イベント用テント <input type="checkbox"/> 携帯用スクリーン <input type="checkbox"/> 移動観覧席 <input type="checkbox"/> アッパーホリゾンライト
		三郷 <input type="checkbox"/> 携帯用拡声器 <input type="checkbox"/> 携帯用スクリーン <input type="checkbox"/> プロジェクター <input type="checkbox"/> ブルーレイディスクプレーヤー <input type="checkbox"/> モニターテレビ
	年 月 日 () <input type="checkbox"/> 午前9時から正午まで <input type="checkbox"/> 午後1時から午後5時まで <input type="checkbox"/> 午後6時から午後9時30分まで <input type="checkbox"/> 午前9時から午後9時30分まで	
入場料徴収	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (入場料最高額 円)	
物販、広告宣伝等	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (内容)	
備考	使用許可書の写しを添付してください。	

安曇野市交流学习センター使用変更許可書

安曇野市教育委員会指令 第 号
年 月 日

様

安曇野市教育委員会 印

次のとおり、変更を許可します。

変更後の使用日	年 月 日 () 時 分から						
	年 月 日 () 時 分まで						
変更・中止の理由							
変更したい内容	使用施設	<input type="checkbox"/> 穂高交流学习センター <input type="checkbox"/> 多目的交流ホール <input type="checkbox"/> 楽屋1 <input type="checkbox"/> 楽屋2 <input type="checkbox"/> 楽屋3 (応接室) <input type="checkbox"/> 学習室 <input type="checkbox"/> 展示ギャラリー <input type="checkbox"/> 交流広場					
		<input type="checkbox"/> 豊科交流学习センター <input type="checkbox"/> 多目的交流ホール <input type="checkbox"/> 学習室1 <input type="checkbox"/> 学習室2 <input type="checkbox"/> 学習室3 <input type="checkbox"/> 学習室4 <input type="checkbox"/> 学習室5 <input type="checkbox"/> 学習室6 (和室)					
		<input type="checkbox"/> 三郷交流学习センター <input type="checkbox"/> 学習室1 <input type="checkbox"/> 学習室2 <input type="checkbox"/> 展示ギャラリー					
	設備・備品及び区分	<table border="1"> <tr> <td>穂高・豊科共通</td> <td> <input type="checkbox"/>ホールスクリーン <input type="checkbox"/>サスペンションライト <input type="checkbox"/>DVDプレーヤー <input type="checkbox"/>指揮台 <input type="checkbox"/>放送設備 (マイク1本含む。) <input type="checkbox"/>ワイヤレスマイク (本) <input type="checkbox"/>演台 (花台を含む。) <input type="checkbox"/>司会者台 <input type="checkbox"/>CD・MDプレーヤー <input type="checkbox"/>展示ケース <input type="checkbox"/>プロジェクター <input type="checkbox"/>ピアノ <input type="checkbox"/>ビデオデッキ <input type="checkbox"/>フォローピンスポット <input type="checkbox"/>カセットテープレコーダー </td> </tr> <tr> <td>穂高</td> <td> <input type="checkbox"/>平台 <input type="checkbox"/>シーリングライト <input type="checkbox"/>携帯用拡声器 <input type="checkbox"/>音響反射板 <input type="checkbox"/>ローアーホリゾンライト <input type="checkbox"/>イベント用テント <input type="checkbox"/>携帯用スクリーン <input type="checkbox"/>移動観覧席 <input type="checkbox"/>アッパーホリゾンライト </td> </tr> <tr> <td>三郷</td> <td> <input type="checkbox"/>携帯用拡声器 <input type="checkbox"/>携帯用スクリーン <input type="checkbox"/>プロジェクター <input type="checkbox"/>ブルーレイディスクプレーヤー <input type="checkbox"/>モニターテレビ </td> </tr> </table>	穂高・豊科共通	<input type="checkbox"/> ホールスクリーン <input type="checkbox"/> サスペンションライト <input type="checkbox"/> DVDプレーヤー <input type="checkbox"/> 指揮台 <input type="checkbox"/> 放送設備 (マイク1本含む。) <input type="checkbox"/> ワイヤレスマイク (本) <input type="checkbox"/> 演台 (花台を含む。) <input type="checkbox"/> 司会者台 <input type="checkbox"/> CD・MDプレーヤー <input type="checkbox"/> 展示ケース <input type="checkbox"/> プロジェクター <input type="checkbox"/> ピアノ <input type="checkbox"/> ビデオデッキ <input type="checkbox"/> フォローピンスポット <input type="checkbox"/> カセットテープレコーダー	穂高	<input type="checkbox"/> 平台 <input type="checkbox"/> シーリングライト <input type="checkbox"/> 携帯用拡声器 <input type="checkbox"/> 音響反射板 <input type="checkbox"/> ローアーホリゾンライト <input type="checkbox"/> イベント用テント <input type="checkbox"/> 携帯用スクリーン <input type="checkbox"/> 移動観覧席 <input type="checkbox"/> アッパーホリゾンライト	三郷
穂高・豊科共通	<input type="checkbox"/> ホールスクリーン <input type="checkbox"/> サスペンションライト <input type="checkbox"/> DVDプレーヤー <input type="checkbox"/> 指揮台 <input type="checkbox"/> 放送設備 (マイク1本含む。) <input type="checkbox"/> ワイヤレスマイク (本) <input type="checkbox"/> 演台 (花台を含む。) <input type="checkbox"/> 司会者台 <input type="checkbox"/> CD・MDプレーヤー <input type="checkbox"/> 展示ケース <input type="checkbox"/> プロジェクター <input type="checkbox"/> ピアノ <input type="checkbox"/> ビデオデッキ <input type="checkbox"/> フォローピンスポット <input type="checkbox"/> カセットテープレコーダー						
穂高	<input type="checkbox"/> 平台 <input type="checkbox"/> シーリングライト <input type="checkbox"/> 携帯用拡声器 <input type="checkbox"/> 音響反射板 <input type="checkbox"/> ローアーホリゾンライト <input type="checkbox"/> イベント用テント <input type="checkbox"/> 携帯用スクリーン <input type="checkbox"/> 移動観覧席 <input type="checkbox"/> アッパーホリゾンライト						
三郷	<input type="checkbox"/> 携帯用拡声器 <input type="checkbox"/> 携帯用スクリーン <input type="checkbox"/> プロジェクター <input type="checkbox"/> ブルーレイディスクプレーヤー <input type="checkbox"/> モニターテレビ						
<table border="1"> <tr> <td colspan="2">年 月 日 ()</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/>午前9時から正午まで</td> <td><input type="checkbox"/>午後1時から午後5時まで</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/>午後6時から午後9時30分まで</td> <td><input type="checkbox"/>午前9時から午後9時30分まで</td> </tr> </table>	年 月 日 ()		<input type="checkbox"/> 午前9時から正午まで	<input type="checkbox"/> 午後1時から午後5時まで	<input type="checkbox"/> 午後6時から午後9時30分まで	<input type="checkbox"/> 午前9時から午後9時30分まで	
年 月 日 ()							
<input type="checkbox"/> 午前9時から正午まで	<input type="checkbox"/> 午後1時から午後5時まで						
<input type="checkbox"/> 午後6時から午後9時30分まで	<input type="checkbox"/> 午前9時から午後9時30分まで						
入場料徴収	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (入場料最高額 円)						
物販、広告宣伝等	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (内容)						
備考							

安曇野市交流学习センター使用料減免申請書



年 月 日

（宛先） 安曇野市長

申請者 住 所
 団 体 名
 代表者氏名
 電 話 番 号

次のとおり、安曇野市交流学习センターの施設等の使用料の減免を申請します。

使用年月日	年 月 日 () 時 分から	
	年 月 日 () 時 分まで	
	準備 <input type="checkbox"/> 無	
	<input type="checkbox"/> 有 年 月 日 () 時 分から 時 分まで	
催物名称・内容		使用予定人数 人
使用施設	<input type="checkbox"/> 穂高交流学习センター	<input type="checkbox"/> 施設 <input type="checkbox"/> 設備・備品
	<input type="checkbox"/> 豊科交流学习センター	<input type="checkbox"/> 施設 <input type="checkbox"/> 設備・備品
	<input type="checkbox"/> 三郷交流学习センター	<input type="checkbox"/> 施設 <input type="checkbox"/> 設備・備品
入場料徴収	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有（入場料最高額 円）	
物販、広告宣伝	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有（内容 ）	
減免率	100分の	
減免理由	<input type="checkbox"/> 安曇野市、又は安曇野市教育委員会の主催・共催事業 <input type="checkbox"/> 市内幼稚園、保育園、認定こども園、小学校、中学校、高等学校が学習のため使用 <input type="checkbox"/> 市内の非営利社会福祉団体の、公益を目的とした事業 <input type="checkbox"/> その他（ ）	

安曇野市交流学習センター使用料減免承認 (不承認) 通知書

安曇野市指令 第 号
年 月 日

様

安曇野市長 印

年 月 日付けで申請のあった使用料減免申請は、
{

 下記のとおり承認します。
 下記の理由により承認できません。

}

記

使用年月日	年 月 日 () 時 分から	年 月 日 () 時 分まで
	準備 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 年 月 日 () 時 分から 時 分まで	
催物名称・内容	使用予定人数 人	
使用施設	<input type="checkbox"/> 穂高交流学習センター	<input type="checkbox"/> 施設 <input type="checkbox"/> 設備・備品
	<input type="checkbox"/> 豊科交流学習センター	<input type="checkbox"/> 施設 <input type="checkbox"/> 設備・備品
	<input type="checkbox"/> 三郷交流学習センター	<input type="checkbox"/> 施設 <input type="checkbox"/> 設備・備品
入場料徴収	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (入場料最高額 円)	
物販、広告宣伝	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (内容)	
減免率	100 分の	
減免理由	<input type="checkbox"/> 安曇野市、又は安曇野市教育委員会の主催・共催事業 <input type="checkbox"/> 市内幼稚園、保育園、認定こども園、小学校、中学校、高等学校が学習のため使用 <input type="checkbox"/> 市内の非営利社会福祉団体の、公益を目的とした事業 <input type="checkbox"/> その他 ()	
不承認の理由		

(教示)

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た後に、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、市(代表者市長)を被告として長野地方裁判所に提起することができます。ただし、審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
 なお、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで提起することができます。
 (1) 審査請求をした日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
 (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

安曇野市交流学習センター使用料還付申請書兼請求書



年 月 日

(宛先) 安曇野市長

申請者 住 所
 団 体 名
 代表者氏名
 電 話 番 号

次のとおり、安曇野市交流学習センターの施設等の使用料を還付してください。

使用料の 還付理由		
納入済額	円	
還付請求額	円	
使用施設	<input type="checkbox"/> 穂高交流学習センター	<input type="checkbox"/> 多目的交流ホール <input type="checkbox"/> 楽屋 1 <input type="checkbox"/> 楽屋 2 <input type="checkbox"/> 楽屋 3 (応接室) <input type="checkbox"/> グループ学習室 <input type="checkbox"/> 展示ギャラリー <input type="checkbox"/> 交流広場
	<input type="checkbox"/> 豊科交流学習センター	<input type="checkbox"/> 多目的交流ホール <input type="checkbox"/> 学習室 1 <input type="checkbox"/> 学習室 2 <input type="checkbox"/> 学習室 3 <input type="checkbox"/> 学習室 4 <input type="checkbox"/> 学習室 5 <input type="checkbox"/> 学習室 6 (和室)
	<input type="checkbox"/> 三郷交流学習センター	<input type="checkbox"/> 学習室 1 <input type="checkbox"/> 学習室 2 <input type="checkbox"/> 展示ギャラリー
使用予定日	年 月 日 () 時 分から 時 分まで	
	年 月 日 () 時 分から 時 分まで	
	準備 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 年 月 日 () 時 分から 時 分まで	
設備・備品 及び区分	穂高・ 豊科共通	<input type="checkbox"/> ホールスクリーン <input type="checkbox"/> サスペンションライト <input type="checkbox"/> DVDプレーヤー <input type="checkbox"/> 指揮台 <input type="checkbox"/> 放送設備 (マイク 1 本含む。) <input type="checkbox"/> ワイヤレスマイク (本) <input type="checkbox"/> 演台 (花台を含む。) <input type="checkbox"/> 司会者台 <input type="checkbox"/> CD・MDプレーヤー <input type="checkbox"/> 展示ケース <input type="checkbox"/> プロジェクター <input type="checkbox"/> ピアノ <input type="checkbox"/> ビデオデッキ <input type="checkbox"/> フォローピンスポット <input type="checkbox"/> カセットテープレコーダー
	穂高	<input type="checkbox"/> 平台 <input type="checkbox"/> シーリングライト <input type="checkbox"/> 携帯用拡声器 <input type="checkbox"/> 音響反射板 <input type="checkbox"/> ローアーホリゾンライト <input type="checkbox"/> イベント用テント <input type="checkbox"/> 携帯用スクリーン <input type="checkbox"/> 移動観覧席 <input type="checkbox"/> アッパーホリゾンライト
	三郷	<input type="checkbox"/> 携帯用拡声器 <input type="checkbox"/> 携帯用スクリーン <input type="checkbox"/> プロジェクター <input type="checkbox"/> ブルーレイディスクプレーヤー <input type="checkbox"/> モニターテレビ
		年 月 日 () <input type="checkbox"/> 午前 9 時から正午まで <input type="checkbox"/> 午後 1 時から午後 5 時まで <input type="checkbox"/> 午後 6 時から午後 9 時 30 分まで <input type="checkbox"/> 午前 9 時から午後 9 時 30 分まで
備考	使用許可書の写し及び領収書を添付してください。	

【還付先口座】

口座振替金融機関		普通・当座No.
金融機関名	支店・支所	71ガナ
		口座名義

安曇野市交流学習センター使用料還付決定書

安曇野市指令 第 号
年 月 日

様

安曇野市長



次のとおり、安曇野市交流学習センターの施設等の使用料を還付します。

使用料の 還付理由		
納入済額	円	
還付請求額	円	
使用施設	<input type="checkbox"/> 穂高交流学 習センター	<input type="checkbox"/> 多目的交流ホール <input type="checkbox"/> 楽屋 1 <input type="checkbox"/> 楽屋 2 <input type="checkbox"/> 楽屋 3 (応接室) <input type="checkbox"/> グループ学習室 <input type="checkbox"/> 展示ギャラリー <input type="checkbox"/> 交流広場
	<input type="checkbox"/> 豊科交流学 習センター	<input type="checkbox"/> 多目的交流ホール <input type="checkbox"/> 学習室 1 <input type="checkbox"/> 学習室 2 <input type="checkbox"/> 学習室 3 <input type="checkbox"/> 学習室 4 <input type="checkbox"/> 学習室 5 <input type="checkbox"/> 学習室 6 (和室)
	<input type="checkbox"/> 三郷交流学 習センター	<input type="checkbox"/> 学習室 1 <input type="checkbox"/> 学習室 2 <input type="checkbox"/> 展示ギャラリー
使用予定日	年 月 日 () 時 分から 時 分まで	
	年 月 日 () 時 分から 時 分まで	
	準備 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 年 月 日 () 時 分から 時 分まで	
設備・備品 及び区分	穂高・ 豊科共通	<input type="checkbox"/> ホールスクリーン <input type="checkbox"/> サスペンションライト <input type="checkbox"/> DVDプレーヤー <input type="checkbox"/> 指揮台 <input type="checkbox"/> 放送設備 (マイク 1 本含む。) <input type="checkbox"/> ワイヤレスマイク (本) <input type="checkbox"/> 演台 (花台を含む。) <input type="checkbox"/> 司会者台 <input type="checkbox"/> CD・MDプレー ヤー <input type="checkbox"/> 展示ケース <input type="checkbox"/> プロジェクター <input type="checkbox"/> ピアノ <input type="checkbox"/> ビデオデッキ <input type="checkbox"/> フォローピンスポット <input type="checkbox"/> カセットテープレコーダー
	穂高	<input type="checkbox"/> 平台 <input type="checkbox"/> シーリングライト <input type="checkbox"/> 携帯用拡声器 <input type="checkbox"/> 音響反射板 <input type="checkbox"/> ローアーホリゾンライト <input type="checkbox"/> イベント用テント <input type="checkbox"/> 携帯用スクリーン <input type="checkbox"/> 移動観覧席 <input type="checkbox"/> アッパーホリゾンライト
	三郷	<input type="checkbox"/> 携帯用拡声器 <input type="checkbox"/> 携帯用スクリーン <input type="checkbox"/> プロジェクター <input type="checkbox"/> ブルーレイディスクプレーヤー <input type="checkbox"/> モニターテレビ
	年 月 日 () <input type="checkbox"/> 午前 9 時から正午まで <input type="checkbox"/> 午後 1 時から午後 5 時まで <input type="checkbox"/> 午後 6 時から午後 9 時 30 分まで <input type="checkbox"/> 午前 9 時から午後 9 時 30 分まで	
備考		

【還付先口座】

	口座振替金融機関		普通・当座No.
金融機関名		カガナ	
	支店・支所	口座名義	

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、安曇野市交流学習センター条例の一部を改正する条例（平成29年安曇野市条例 号）の公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の安曇野市教育委員会規則による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。
- 3 改正後の安曇野市交流学習センター管理規則の規定は、平成30年3月10日以後の使用について適用し、同日前の使用については、なお従前の例による。
- 4 第2条第2項の規定にかかわらず、安曇野市三郷交流学習センターの施設は以下のとおりとする。

施設名	使用日	使用許可の申請
展示ギャラリー	平成30年3月10日～平成30年6月30日	平成30年1月5日～使用する日の前3日
学習室1・2	平成30年3月10日～平成30年3月31日	平成30年1月5日～使用する日の前3日

○安曇野市交流学習センター管理規則（平成21年安曇野市教育委員会規則第4号）

改正後	改正前
<p>(使用の許可)</p> <p><u>第2条</u> 条例第5条に規定する申請は、<u>施設は安曇野市交流学習センター施設使用許可申請書（様式第1号）、設備及び備品は安曇野市交流学習センター設備・備品使用許可申請書（様式第2号）</u>によるものとする。</p> <p>2 <u>前項の申請は、次に掲げる期間内に行うものとする。ただし、安曇野市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が認めたとときは、この限りでない。</u></p> <p>(1) 多目的交流ホール、展示ギャラリー及び交流広場並びにこれらのと併せて使用する場合の<u>学習室（豊科交流学習センターは学習室6、三郷交流学習センターは学習室2）</u>については、使用する日の属する月から起算して6月前の月の初日（その日が休館日）から使用する日の前3日（その日が休館日）に当たるときは、その翌日）から使用する日の前3日（その日が休館日）に当たるときは、その前日。次号、<u>第6条第1項及び第8条第2号</u>において同じ。）まで</p> <p>(2) <u>学習室（前号に掲げる場合を除く。）</u>については、使用する日の属する月の3月前の月の初日（その日が休館日）に当たるときは、その翌日）から使用する日の前3日まで</p> <p>(3) <u>設備及び備品については、施設の使用の申請をする日から使用する日まで</u></p> <p>(許可書の交付)</p> <p><u>第3条</u> 教育委員会は、<u>条例第5条第1項の許可をしたときは、施設は安曇野市交流学習センター施設使用許可書（様式第3号）、設備及び備品は安曇野市交流学習センター設備・備品使用許可書（様式第4号）</u>を交付するものとする。</p> <p>(使用料の納付)</p> <p><u>第4条</u> 条例第6条に規定する使用料の納付は、<u>施設は安曇野市交流学習セ</u></p>	<p>(使用許可の申請)</p> <p><u>第2条</u> 条例第5条に規定する申請は、<u>安曇野市交流学習センター使用許可申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）</u>によるものとする。</p> <p>2 <u>申請書の提出は、次に掲げる期間内に行うものとする。ただし、安曇野市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が認めたとときは、この限りでない。</u></p> <p>(1) 多目的交流ホール、<u>楽屋、展示ギャラリー及び交流広場並びにこれらのものと併せて使用する場合のグループ研究室又は学習室6</u>については、使用する日の属する月から起算して6月前の月の初日（その日が休館日に当たるときは、その翌日）から使用する日の前3日（その日が休館日に当たるときは、その翌日）まで</p> <p>(2) <u>グループ研究室又は学習室</u>については、使用する日の属する月の3月前の月の初日（その日が休館日に当たるときは、その翌日）から使用する日の前3日（その日が休館日に当たるときは、その翌日）まで</p> <p>(許可書の交付)</p> <p><u>第3条</u> 教育委員会は、<u>前条の申請に対して使用の許可をしたときは、安曇野市交流学習センター使用許可書（様式第2号。以下「許可書」という。）</u>を交付するものとする。</p> <p>(使用料の納付)</p> <p><u>第4条</u> 条例第6条に規定する使用料の納付は、<u>安曇野市交流学習センター</u></p>

改正後	改正前
<p>センター施設使用料納入通知書兼領収書（様式第5号）、設備及び備品は安曇野市交流学習センター設備・備品使用料納入通知書兼領収書（様式第6号）によるものとする。</p> <p>（許可書の提示）</p> <p>第5条 使用の許可を受けた者（以下「施設等使用者」という。）がセンターを使用するときは、センターの受付へ第3条又は次条第2項の許可書を提示しなければならない。</p> <p>（使用の変更又は中止）</p> <p>第6条 施設等使用者が使用の変更又は中止をしようとするときは、使用する日の前30日までに教育委員会に安曇野市交流学習センター使用変更・中止申請書（様式第7号）を提出しなければならない。</p> <p>2 教育委員会は、前項の申請に対して変更を許可したときは、安曇野市交流学習センター使用変更許可書（様式第8号）を交付するものとする。</p> <p>（使用料の減免）</p> <p>第7条 条例第7条の規定により使用料の減免を受けようとする者は、安曇野市交流学習センター使用料減免申請書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 市長は、第1項の規定により提出された申請書を審査し、承認又は不承認を決定したときは、安曇野市交流学習センター使用料減免承認（不承認）書（様式第10号）を交付するものとする。</p> <p>（使用料の還付）</p> <p>第8条 条例第8条ただし書の規定による市長が特別な理由があると認める</p>	<p>使用料納入通知書兼領収書（様式第3号）によるものとする。</p> <p>（許可書の提示）</p> <p>第5条 使用の許可を受けた者（以下「許可者」という。）がセンターを使用するときは、センターの受付へ許可書を提示しなければならない。</p> <p>（使用の変更又は取消し）</p> <p>第6条 許可者が使用の変更又は取消しをしようとするときは、使用する日の前30日までに教育委員会に安曇野市交流学習センター使用変更・取消申請書（様式第4号）を提出し、許可を受けなければならない。ただし、教育委員会が認めるときは、当該申請に代えて口頭によることができる。</p> <p>（使用料の減免）</p> <p>第7条 条例第7条の規定により使用料の減免を受けようとする者は、安曇野市交流学習センター使用料減免申請書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 市長は、第1項の申請に対し使用料の減免を決定したときは、安曇野市交流学習センター使用料減免決定書（様式第6号）を交付するものとする。</p> <p>（使用料の還付）</p> <p>第8条 条例第8条ただし書の規定による市長が特別な理由があると認める</p>

改正後

ときは、次に掲げる場合をいい、還付する額は、次の各号に定める区分に従い、当該各号に定める率を乗じて得た額とする。

- (1) 施設等使用者の責めによらない事由により使用できないとき 100分の100
- (2) 施設等使用者が次に掲げる日までに使用の変更の許可を受けたとき、又は中止の申請をして取消されたとき。

ア・イ (略)

(3) (略)

2 使用料の還付を受けようとする者は、安曇野市交流学習センター使用料還付申請書兼請求書(様式第11号)を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の申請に対し還付を決定したときは、安曇野市交流学習センター使用料還付決定書(様式第12号)を交付するものとする。

(補則)

(略)

別表(第7条関係)

区分	減免率	備考
(略)		
4 市内の幼稚園、保育園、 <u>認定こども園</u> 、 <u>小学校</u> 、 <u>中学校</u> 又は <u>高等学校</u> が学習のために使用する場合	100分の100	
(略)		

改正前

ときは、次に掲げる場合をいい、還付する額は、次の各号に定める区分に従い、当該各号に定める率を乗じて得た額とする。

- (1) 許可者の責めによらない事由により使用できないとき 100分の100
- (2) 許可者が次に掲げる日(その日が休館日に当たるときは、その翌日)までに使用の変更又は取消しの許可を受けたとき。

ア・イ (略)

(3) (略)

2 使用料の還付を受けようとする者は、安曇野市交流学習センター使用料還付申請書兼請求書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の申請に対し還付を決定したときは、安曇野市交流学習センター使用料還付決定書(様式第8号)を交付するものとする。

(その他)

(略)

別表(第7条関係)

区分	減免率	備考
(略)		
4 市内の幼稚園、保育園、 <u>小学校</u> 、 <u>中学校</u> 又は <u>高等学校</u> が学習のために使用する場合	100分の100	
(略)		

議案第2号	教育部 図書館交流課
平成29年11月20日提出	(課長)丸山 高人 (担当係長)赤沼さつき

タイトル	安曇野市明科学習館管理規則の一部改正について
決定を要する事項の内容	規則の一部改正に対する協議
要旨	<p>安曇野市明科学習館管理規則の一部改正</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 様式の変更及び追加 2 備品の使用許可に対する申請期限の追加 3 字句の整理
説明	<p>安曇野市明科学習館管理規則の一部改正について</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 様式の変更及び追加 <ol style="list-style-type: none"> (1) 安曇野市交流学習センター管理規則の様式変更に合わせて、安曇野市明科学習館規則の様式を変更するものです。 (2) 使用の変更及び取り消し申請及び変更の許可書の様式を新たに追加します。 2 備品の使用許可に対する申請期限を追加します。 3 字句の整理 規則改正に伴い、字句の整理を行います。

安曇野市明科学習館管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 年 月 日

安曇野市教育委員会

安曇野市教育委員会規則第 号

安曇野市明科学習館管理規則の一部を改正する規則

安曇野市明科学習館管理規則（平成18年安曇野市教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第1条中「ついて」を「関し」に改める。

第3条第1項中「条例第7条第1項の規定により使用の許可を受けようとする者」を「条例第7条第1項に規定する申請」に、「を教育委員会に提出しなければならない」を「によるものとする」に改め、同条第2項中「に規定する申請書の提出」を「の申請」に改め、同項第1号中「翌日」を「前日。次号、第6条第1項及び第11条第1項第2号において同じ。」に改め、同項第2号中「（その日が休館日に当たるときは、その翌日）」を削り、同項に次の1号を加える。

（3） 備品については、施設の使用の申請をする日から使用する日まで

第3条第3項中「対し」を「対して」に改める。

第5条「受付へ」の次に「第3条第3項又は次条第2項の」を加える。

第6条の見出しを「（使用の変更又は取消し）」に改め、同条中「、使用を取り止める場合は、速やかに教育委員会に届け出なければならない」を「使用の変更又は取消しをしようとするときは、使用を開始する前2日までに教育委員会に安曇野市明科学習館使用変更・取消申請書（様式第4号）を提出しなければならない」に改める。

2 教育委員会は、前項の申請に対して使用の変更を許可したときは、安曇野市明科学習館使用変更許可書（様式第5号）を交付するものとする。

第8条第1項中「（様式第4号）」を「（様式第6号）」に改め、同条第2項中「（様式第5号）」を「（様式第7号）」に改める。

第9条第2項中「（様式第6号）」を「（様式第8号）」に改める。

第10条第1項中「（様式第7号）」を「（様式第9号）」に、「市長の許可を受け」を「市長に提出し」に改め、同条第2項中「これを認めたときは」を「承認又は不承認を決定したときは」に、「安曇野市明科学習館使用料減免許可書（様式第8号）」を「安曇野市明科学習館使用料減免承認（不承認）書（様式第10号）」に改め、「申請者に」を削る。

様式第1号及び様式第2号を次のように改める。

様式第1号（第3条関係）

安曇野市明科学習館使用許可申請書



年 月 日

(宛先) 安曇野市教育委員会

申請者 住 所

団 体 名

代表者氏名

電 話 番 号

次のとおり、安曇野市明科学習館の使用許可を申請します。

催物名称・内容		使用予定人数
		人
使用施設	<input type="checkbox"/> ハーモニーホール <input type="checkbox"/> 屋外ホール <input type="checkbox"/> 講義室A <input type="checkbox"/> 講義室B <input type="checkbox"/> 学習室 <input type="checkbox"/> 実習室 <input type="checkbox"/> 和室	
使用年月日	年 月 日 ()	時 分から
	年 月 日 ()	時 分まで
	年 月 日 ()	時 分から
	年 月 日 ()	時 分まで
	年 月 日 ()	時 分から
	年 月 日 ()	時 分まで
使用備品及び区分	<input type="checkbox"/> 調理器具一式 <input type="checkbox"/> 移動観覧席一式 <input type="checkbox"/> 映像・音響設備一式 <input type="checkbox"/> プロジェクター一式 <input type="checkbox"/> グランドピアノ	
	年 月 日 ()	<input type="checkbox"/> 午前10時から正午まで <input type="checkbox"/> 午後1時から午後3時まで <input type="checkbox"/> 午後3時から午後5時まで <input type="checkbox"/> 午後5時から午後7時まで <input type="checkbox"/> 午後7時から午後9時まで
使用目的	<input type="checkbox"/> 非営利目的 <input type="checkbox"/> 営利目的	
入場料徴収	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	
備考欄		

安曇野市明科学習館使用許可書

安曇野市教育委員会指令 第 号

年 月 日

様

安曇野市教育委員会 印

次のとおり、安曇野市明科学習館の施設の使用を許可します。

催物名称・内容	使用予定人数	
	人	
使用施設	<input type="checkbox"/> ハーモニーホール <input type="checkbox"/> 屋外ホール <input type="checkbox"/> 講義室A <input type="checkbox"/> 講義室B <input type="checkbox"/> 学習室 <input type="checkbox"/> 実習室 <input type="checkbox"/> 和室	
使用年月日	年 月 日 ()	時 分から
	年 月 日 ()	時 分まで
	年 月 日 ()	時 分から
	年 月 日 ()	時 分まで
	年 月 日 ()	時 分から
	年 月 日 ()	時 分まで
使用備品及び 区分	<input type="checkbox"/> 調理器具一式 <input type="checkbox"/> 移動観覧席一式 <input type="checkbox"/> 映像・音響設備一式 <input type="checkbox"/> プロジェクター一式 <input type="checkbox"/> グランドピアノ	
	年 月 日 () <input type="checkbox"/> 午前10時から正午まで <input type="checkbox"/> 午後1時から午後3時まで <input type="checkbox"/> 午後3時から午後5時まで <input type="checkbox"/> 午後5時から午後7時まで <input type="checkbox"/> 午後7時から午後9時まで	
使用目的	<input type="checkbox"/> 非営利目的 <input type="checkbox"/> 営利目的	
入場料徴収	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	
備考欄		

許可条件

- 1 安曇野市明科学習館条例、安曇野市明科学習館管理規則を遵守すること。
- 2 裏面に記載された使用上の注意事項を守ること。

(裏)

使用上の注意事項

- 1 この許可書は、使用の際に必ず学習館の職員に提示してください。
- 2 使用許可を受けた権利を他に譲ったり、貸したりすることはできません。
- 3 使用料の還付する額については、次のとおりです。
 - (1) 使用者の責めでない理由により使用できなくなったとき 100分の100
 - (2) 使用を開始する前2日までに使用の取消し又は変更の申出があったとき
 - ア 使用する日の前90日まで 100分の100
 - イ 使用する日の前2日まで 100分の50なお、使用料の還付を受けようとするときは、安曇野市明科学習館使用料還付申請書兼請求書(様式第11号)を提出してください。
- 4 使用日の変更については使用の許可を受けた使用日2日前までに「安曇野市明科学習館使用変更・取消申請書(様式第4号)」を提出してください。
- 5 教育委員会が緊急に使用する場合又は使用不適切と認めた場合は、許可を取り消し、中止し、又は制限する等の処置をすることがあります。
- 6 使用時間には、準備と片付けの時間が含まれます。
- 7 使用者の不注意又は過失により使用中に生じた事故については、教育委員会は、一切の責任を負いません。
- 8 天候不順による施設使用の可、不可の判断は教育委員会で決定します。
- 9 ホールを利用する方は、前日までに職員と十分打合せし、準備をしてください。また、使用する備品についても十分打合せをしてください。
- 10 施設等に損害を与えたときは、相当額の損害賠償をしていただくことになります。
- 11 後片付けは、次のとおり行ってください。
 - ア モップ、ほうき、ちりとり等を使用してください。
 - イ 施設使用の際に出たごみ類は、片付けて全て持ち帰ってください。

様式第7号及び様式第8号を次のように改める。

様式第9号（第10条関係）

安曇野市明科学習館使用料減免申請書



年 月 日

(宛先) 安曇野市長

申請者 住 所

団 体 名

代表者氏名

電 話 番 号

次のとおり、安曇野市明科学習館の施設等の使用料の減免を申請します。

催物名称・内容	
減免申請理由	
使用施設	<input type="checkbox"/> ハーモニーホール <input type="checkbox"/> 屋外ホール <input type="checkbox"/> 講義室A <input type="checkbox"/> 講義室B <input type="checkbox"/> 学習室 <input type="checkbox"/> 実習室 <input type="checkbox"/> 和室
使用年月日	年 月 日 () 時 分から 年 月 日 () 時 分まで
使用備品 及び区分	<input type="checkbox"/> 調理器具一式 <input type="checkbox"/> 移動観覧席一式 <input type="checkbox"/> 映像・音響設備一式 <input type="checkbox"/> プロジェクター一式 <input type="checkbox"/> グランドピアノ ----- 年 月 日 () <input type="checkbox"/> 午前10時から正午まで <input type="checkbox"/> 午後1時から午後3時まで <input type="checkbox"/> 午後3時から午後5時まで <input type="checkbox"/> 午後5時から午後7時まで <input type="checkbox"/> 午後7時から午後9時まで
使用目的	<input type="checkbox"/> 非営利目的 <input type="checkbox"/> 営利目的
入場料徴収	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有
減免率	100分の
備考欄	

様式第 10 号 (第 10 条関係)

安曇野市明科学習館使用料減免承認 (不承認) 書

安曇野市指令 第 号
年 月 日

様

安曇野市長 印

次のとおり、安曇野市明科学習館の施設等の使用料の減免を承認・不承認します。

催物名称・内容	
減免申請理由	
使用施設	<input type="checkbox"/> ハーモニーホール <input type="checkbox"/> 屋外ホール <input type="checkbox"/> 講義室 A <input type="checkbox"/> 講義室 B <input type="checkbox"/> 学習室 <input type="checkbox"/> 実習室 <input type="checkbox"/> 和室
使用年月日	年 月 日 () 時 分から 年 月 日 () 時 分まで
使用備品 及び区分	<input type="checkbox"/> 調理器具一式 <input type="checkbox"/> 移動観覧席一式 <input type="checkbox"/> 映像・音響設備一式 <input type="checkbox"/> プロジェクター一式 <input type="checkbox"/> グランドピアノ ----- 年 月 日 () <input type="checkbox"/> 午前 10 時から正午まで <input type="checkbox"/> 午後 1 時から午後 3 時まで <input type="checkbox"/> 午後 3 時から午後 5 時まで <input type="checkbox"/> 午後 5 時から午後 7 時まで <input type="checkbox"/> 午後 7 時から午後 9 時まで
使用目的	<input type="checkbox"/> 非営利目的 <input type="checkbox"/> 営利目的
入場料徴収	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有
減免率	100 分の
備考欄	

(教示)

1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して 1 年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。

2 この処分の取消しの訴えは、上記 1 の審査請求に対する裁決を経た後に、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に、市 (代表者市長) を被告として長野地方裁判所に提起することができます。ただし、審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内であっても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して 1 年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで提起することができます。

- (1) 審査請求をした日の翌日から起算して 3 月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。



年 月 日

（宛先） 安曇野市教育委員会

申請者 住 所

団 体 名

代表者氏名

電 話 番 号

年 月 日付け安曇野市教育委員会指令第 号により、安曇野市明科学習館の施設等の使用許可を受けましたが、次のとおり変更・取消をしたいので申請します。

変更後の使用日時	年 月 日 () 時 分から 年 月 日 () 時 分から
変更・取消の理由	
変更後の内容	使用施設 <input type="checkbox"/> ハーモニーホール <input type="checkbox"/> 屋外ホール <input type="checkbox"/> 講義室A <input type="checkbox"/> 講義室B <input type="checkbox"/> 学習室 <input type="checkbox"/> 実習室 <input type="checkbox"/> 和室
	日 時 年 月 日 () 時 分から 年 月 日 () 時 分まで
	使用備品及び区分 <input type="checkbox"/> 調理器具一式 <input type="checkbox"/> 移動観覧席一式 <input type="checkbox"/> 映像・音響設備一式 <input type="checkbox"/> プロジェクター一式 <input type="checkbox"/> グランドピアノ ----- 年 月 日 () <input type="checkbox"/> 午前10時から正午まで <input type="checkbox"/> 午後1時から午後3時まで <input type="checkbox"/> 午後3時から午後5時まで <input type="checkbox"/> 午後5時から午後7時まで <input type="checkbox"/> 午後7時から午後9時まで
使用目的	<input type="checkbox"/> 非営利目的 <input type="checkbox"/> 営利目的
入場料徴収	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有
備考欄	

提出の際は、変更前の使用許可書の写しを添付してください。

安曇野市明科学習館使用変更許可書

安曇野市教育委員会指令 第 号
年 月 日

様

安曇野市教育委員会 印

次のとおり変更することを許可します。

変更後の使用日時	年 月 日 () 時 分から 年 月 日 () 時 分から
変更・取消の理由	
変更後の内容	使用施設 <input type="checkbox"/> ハーモニーホール <input type="checkbox"/> 屋外ホール <input type="checkbox"/> 講義室A <input type="checkbox"/> 講義室B <input type="checkbox"/> 学習室 <input type="checkbox"/> 実習室 <input type="checkbox"/> 和室
	日 時 年 月 日 () 時 分から 年 月 日 () 時 分まで
	使用備品 及び区分 <input type="checkbox"/> 調理器具一式 <input type="checkbox"/> 移動観覧席一式 <input type="checkbox"/> 映像・音響設備一式 <input type="checkbox"/> プロジェクター一式 <input type="checkbox"/> グランドピアノ ----- 年 月 日 () <input type="checkbox"/> 午前 10 時から正午まで <input type="checkbox"/> 午後 1 時から午後 3 時まで <input type="checkbox"/> 午後 3 時から午後 5 時まで <input type="checkbox"/> 午後 5 時から午後 7 時まで <input type="checkbox"/> 午後 7 時から午後 9 時まで
使用目的	<input type="checkbox"/> 非営利目的 <input type="checkbox"/> 営利目的
入場料徴収	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有
備考欄	

様式第 10 号の次に次の 2 様式を加える。

様式第 11 号 (第 12 条関係)

安曇野市明科学習館使用料還付申請書兼請求書



年 月 日

(宛先) 安曇野市長

申請者 住 所

団 体 名

代表者氏名

電 話 番 号

次のとおり、安曇野市明科学習館の施設等の使用料を還付してください。

使用料の 還付理由	
納入済額	円
還付請求額	円
使用施設	<input type="checkbox"/> ハーモニーホール <input type="checkbox"/> 屋外ホール <input type="checkbox"/> 講義室A <input type="checkbox"/> 講義室B <input type="checkbox"/> 学習室 <input type="checkbox"/> 実習室 <input type="checkbox"/> 和室
使用予定日	年 月 日 () 時 分から
	年 月 日 () 時 分まで
	年 月 日 () 時 分から
	年 月 日 () 時 分まで
使用備品 及び区分	<input type="checkbox"/> 調理器具一式 <input type="checkbox"/> 移動観覧席一式 <input type="checkbox"/> 映像・音響設備一式 <input type="checkbox"/> プロジェクター一式 <input type="checkbox"/> グランドピアノ
	年 月 日 () <input type="checkbox"/> 午前 10 時から正午まで <input type="checkbox"/> 午後 1 時から午後 3 時まで <input type="checkbox"/> 午後 3 時から午後 5 時まで <input type="checkbox"/> 午後 5 時から午後 7 時まで <input type="checkbox"/> 午後 7 時から午後 9 時まで
備 考	

【還付先口座】

口座振替金融機関		口座番号	普通・当座 No.
金融機関名		ナガナ	
	支店・支所	口座名義	

提出の際は、使用許可書の写し及び領収書を添付してください。

安曇野市明科学習館使用料還付決定書



安曇野市指令 第 号
年 月 日

様

安曇野市長 印

次のとおり、安曇野市明科学習館の施設等の使用料を還付することを決定します。

使用料の 還付理由	
納入済額	円
還付請求額	円
使用施設	<input type="checkbox"/> ハーモニーホール <input type="checkbox"/> 屋外ホール <input type="checkbox"/> 講義室A <input type="checkbox"/> 講義室B <input type="checkbox"/> 学習室 <input type="checkbox"/> 実習室 <input type="checkbox"/> 和室
使用予定日	年 月 日 () 時 分から
	年 月 日 () 時 分まで
	年 月 日 () 時 分から
	年 月 日 () 時 分まで
使用備品 及び区分	<input type="checkbox"/> 調理器具一式 <input type="checkbox"/> 移動観覧席一式 <input type="checkbox"/> 映像・音響設備一式 <input type="checkbox"/> プロジェクター一式 <input type="checkbox"/> グランドピアノ
	年 月 日 ()
	<input type="checkbox"/> 午前 10 時から正午まで <input type="checkbox"/> 午後 1 時から午後 3 時まで <input type="checkbox"/> 午後 3 時から午後 5 時まで <input type="checkbox"/> 午後 5 時から午後 7 時まで <input type="checkbox"/> 午後 7 時から午後 9 時まで
備 考	

【還付先口座】

口座振替金融機関		口座番号	普通・当座 No.
金融機関名	支店・支所	フリガナ	
		口座名義	

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の安曇野市教育委員会規則による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

○安曇野市明科学習館管理規則（平成18年安曇野市教育委員会規則第9号）

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、安曇野市明科学習館条例（平成18年安曇野市条例第34号。以下「条例」という。）第15条の規定に基づき、安曇野市明科学習館の管理及び運営に<u>関し</u>、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(使用の許可)</p> <p>第3条 <u>条例第7条第1項に規定する申請は、安曇野市明科学習館使用許可申請書（様式第1号）によるものとする。</u></p> <p>2 前項の申請は、次に掲げる期間内に行うものとする。ただし、教育委員会が認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) ハーモニーホール及び屋外ホール並びにこれらのものと併せて使用する場合の和室については、使用する日の属する月から起算して6月前の月の初日（その日が休館日に当たるときは、その翌日）から使用する日の前3日（その日が休館日に当たるときは、その前日。次号、第6条第1項及び第11条第1項第2号において同じ。）まで</p> <p>(2) 学習室、第1講義室、第2講義室、実習室又は和室については、使用する日の属する月の3月前の月の初日（その日が休館日に当たるときは、その翌日）から使用する日の前3日まで</p> <p>(3) <u>備品については、施設の使用する日から使用する日まで</u></p> <p>3 教育委員会は、第1項の申請に対して使用の許可をしたときは、安曇野市明科学習館使用許可書（様式第2号）を交付するものとする。</p> <p>(許可書の提示)</p> <p>第5条 使用の許可を受けた者が安曇野市明科学習館を使用するときは、<u>安曇野市明科学習館の受付へ第3条第3項又は次条第2項の許可書を提示しなければならない。</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、安曇野市明科学習館条例（平成18年安曇野市条例第34号。以下「条例」という。）第15条の規定に基づき、安曇野市明科学習館の管理及び運営について、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(使用の許可)</p> <p>第3条 <u>条例第7条第1項の規定により使用の許可を受けようとする者は、安曇野市明科学習館使用許可申請書（様式第1号）を教育委員会に提出しなければならない。</u></p> <p>2 前項に規定する申請書の提出は、次に掲げる期間内に行うものとする。ただし、教育委員会が認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) ハーモニーホール及び屋外ホール並びにこれらのものと併せて使用する場合の和室については、使用する日の属する月から起算して6月前の月の初日（その日が休館日に当たるときは、その翌日）から使用する日の前3日（その日が休館日に当たるときは、その翌日）まで</p> <p>(2) 学習室、第1講義室、第2講義室、実習室又は和室については、使用する日の属する月の3月前の月の初日（その日が休館日に当たるときは、その翌日）から使用する日の前3日（その日が休館日に当たるときは、その翌日）まで</p> <p>3 教育委員会は、第1項の申請に対し使用の許可をしたときは、安曇野市明科学習館使用許可書（様式第2号）を交付するものとする。</p> <p>(許可書の提示)</p> <p>第5条 使用の許可を受けた者が安曇野市明科学習館を使用するときは、<u>安曇野市明科学習館の受付へ第3条第3項の許可書を提示しなければならない。</u></p>

改正後	改正前
<p>(使用の変更又は取消し)</p> <p>第6条 第3条第3項の許可を受けた者が使用の変更又は取消しをしようとするときは、<u>使用を開始する前2日までに教育委員会に安曇野市明科学習館使用変更・取消申請書(様式第4号)を提出しなければならない。</u></p> <p>2 <u>教育委員会は、前項の申請に対して使用の変更を許可したときは、安曇野市明科学習館使用変更許可書(様式第5号)を交付するものとする。</u></p> <p>(団体の認定)</p> <p>第8条 前条第2号に規定する教育委員会の認定を受けようとする団体は、<u>安曇野市明科学習館登録団体認定申請書(様式第6号)を、認定を受けようとする年度の前年度の2月末日までに教育委員会に提出しなければならない。</u></p> <p>2 教育委員会は、前項の規定により提出された申請書を審査して適当であると認めるときは、その認定の内容及びこれに付した条件(以下「認定の条件」という。)を記載した<u>安曇野市明科学習館登録団体認定書(様式第7号)</u>を当該申請者に交付するものとする。</p> <p>3 (略)</p> <p>(認定の取消し)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 教育委員会は、前項の規定により認定を取り消したときは、<u>安曇野市明科学習館登録団体認定取消書(様式第8号)</u>を交付するものとする。</p> <p>(使用料の減免申請)</p> <p>第10条 条例第11条の規定により使用料の減免を受けようとするものは、安</p>	<p>(使用の取消し)</p> <p>第6条 第3条第3項の許可を受けた者が、<u>使用を取り止める場合は、速やかに教育委員会に届けなければならない。</u></p> <p>(団体の認定)</p> <p>第8条 前条第2号に規定する教育委員会の認定を受けようとする団体は、<u>安曇野市明科学習館登録団体認定申請書(様式第4号)を、認定を受けようとする年度の前年度の2月末日までに教育委員会に提出しなければならない。</u></p> <p>2 教育委員会は、前項の規定により提出された申請書を審査して適当であると認めるときは、その認定の内容及びこれに付した条件(以下「認定の条件」という。)を記載した<u>安曇野市明科学習館登録団体認定書(様式第5号)</u>を当該申請者に交付するものとする。</p> <p>3 (略)</p> <p>(認定の取消し)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 教育委員会は、前項の規定により認定を取り消したときは、<u>安曇野市明科学習館登録団体認定取消書(様式第6号)</u>を交付するものとする。</p> <p>(使用料の減免申請)</p> <p>第10条 条例第11条の規定により使用料の減免を受けようとするものは、安</p>

改正後	改正前
<p>曇野市明科学習館使用料減免申請書（様式第9号）を提出し、市長に提出しななければならない。</p> <p>2 市長は、前項の規定により提出された申請書を審査し、承認又は不承認を決定したときは、<u>安曇野市明科学習館使用料減免承認（不承認）書（様式第10号）</u>を交付するものとする。</p> <p>（補則） 第12条（略）</p>	<p>曇野市明科学習館使用料減免申請書（様式第7号）を提出し、<u>市長の許可</u>を受けなければならない。</p> <p>2 市長は、前項の規定により提出された申請書を審査し、これを認めたとときは、<u>安曇野市明科学習館使用料減免許可書（様式第8号）</u>を申請者に交付するものとする。</p> <p>（補則） 第11条（略）</p>

議案第3号	教育部 図書館交流課
平成29年11月20日提出	(課長)丸山 高人 (担当係長)赤沼さつき

タイトル	安曇野市公共予約システムによる施設の使用許可申請等に係る様式の特例に関する規則の一部改正について
決定を要する事項の内容	規則の一部改正に対する協議
要旨	安曇野市明科学習館、安曇野市交流学習センター管理規則管理規則の改正に伴う改正を行うもの
説明	<p>1 安曇野市公共施設予約システムによる施設の使用許可申請等に係る様式の特例に関する規則の一部改正</p> <p>(1) 安曇野市明科学習館管理規則及び安曇野市交流学習センター管理規則の一部改正による様式変更に伴い、別表中欄の様式名、様式番号の改正</p>

安曇野市公共施設予約システムによる施設の使用許可申請等に係る様式の特例に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 年 月 日

安曇野市教育委員会

安曇野市教育委員会第 号

安曇野市公共施設予約システムによる施設の使用許可申請等に係る様式の特例に関する規則の一部を改正する規則

安曇野市公共施設予約システムによる施設の使用許可申請等に係る様式の特例に関する規則（平成28年安曇野市教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

別表安曇野市明科学習館管理規則の項中「安曇野市明科学習館使用料減免許可書（様式第8号）」を「安曇野市明科学習館使用料減免承認（不承認）書（様式第10号）」に、「安曇野市明科学習館使用料減免申請書（様式第7号）」を「安曇野市明科学習館使用料減免申請書（様式第9号）」に、「安曇野市交流学習センター使用許可申請書（様式第1号）」を

「安曇野市交流学習センター施設使用許可申請書（様式第1号）

安曇野市交流学習センター設備・備品使用許可申請書（様式第2号）」に、「安曇野市交流学習センター使用許可書（様式第2号）」を

「安曇野市交流学習センター施設使用許可書（様式第3号）

安曇野市交流学習センター設備・備品使用許可書（様式第4号）」に、「安曇野市交流学習センター使用料減免決定書（様式第6号）」を「安曇野市交流学習センター使用料減免承認（不承認）書（様式第10号）」に、「安曇野市交流学習センター使用料納入通知書兼領収書（様式第3号）」を

「安曇野市交流学習センター施設使用料納入通知書兼領収書（様式第5号）

安曇野市交流学習センター設備・備品使用料納入通知書兼領収書（様式第6号）」に改め、同表安曇野市交流学習センター管理規則の項中「安曇野市交流学習センター使用変更・取消申請書（様式第4号）」を「安曇野市交流学習センター使用変更・中止申請書（様式第7号）」に、「安曇野市交流学習センター使用料減免申請書（様式第5号）」を「安曇野市交流学習センター使用料減免申請書（様式第9号）」に改める。

附 則

この規則は、平成29年12月 日から施行する。ただし、別表の改正規定（安曇野市明科学習館管理規則の項に係るものに限る。）は公布の日から施行する。

○安曇野市公共施設予約システムによる施設の使用許可申請等に係る様式の特例に関する規則

改正後

別表（第3条関係）

左欄	中欄	右欄
安曇野市明科学習館規則 （平成18年安曇野市教育委員会規則第9号）	安曇野市明科学習館使用許可申請書（様式第1号）	様式第1号
安曇野市明科学習館規則 （平成18年安曇野市教育委員会規則第9号）	安曇野市明科学習館使用許可書（様式第2号） 安曇野市明科学習館使用料減免承認（不承認）書 （様式第10号）	様式第2号
安曇野市明科学習館規則 （平成18年安曇野市教育委員会規則第9号）	安曇野市明科学習館使用料納入通知書兼領収書 （様式第3号）	様式第3号
安曇野市明科学習館規則 （平成18年安曇野市教育委員会規則第9号）	安曇野市明科学習館使用料減免申請書（様式第9号）	様式第6号
(略)		
安曇野市交流学習センター管理 規則（平成21年安曇野市教育委員会規則第4号）	安曇野市交流学習センター施設使用許可申請書 （様式第1号）	様式第1号
安曇野市交流学習センター管理 規則（平成21年安曇野市教育委員会規則第4号）	安曇野市交流学習センター設備・備品使用許可申請書 （様式第2号）	様式第2号
安曇野市交流学習センター管理 規則（平成21年安曇野市教育委員会規則第4号）	安曇野市交流学習センター施設使用許可書（様式第3号）	様式第2号
安曇野市交流学習センター管理 規則（平成21年安曇野市教育委員会規則第4号）	安曇野市交流学習センター設備・備品使用許可書 （様式第4号）	様式第2号
安曇野市交流学習センター管理 規則（平成21年安曇野市教育委員会規則第4号）	安曇野市交流学習センター使用料減免承認（不承認）書（様式第10号）	様式第2号
安曇野市交流学習センター管理 規則（平成21年安曇野市教育委員会規則第4号）	安曇野市交流学習センター施設使用料納入通知書 兼領収書（様式第5号）	様式第3号
安曇野市交流学習センター管理 規則（平成21年安曇野市教育委員会規則第4号）	安曇野市交流学習センター設備・備品使用料納入通知書兼領収書（様式第6号）	様式第3号
安曇野市交流学習センター管理 規則（平成21年安曇野市教育委員会規則第4号）	安曇野市交流学習センター使用変更・中止申請書 （様式第7号）	様式第5号
安曇野市交流学習センター管理 規則（平成21年安曇野市教育委員会規則第4号）	安曇野市交流学習センター使用料減免申請書（様式第9号）	様式第6号

改正前

別表（第3条関係）

左欄	中欄	右欄
安曇野市明科学習館規則 （平成18年安曇野市教育委員会規則第9号）	安曇野市明科学習館使用許可申請書（様式第1号）	様式第1号
安曇野市明科学習館規則 （平成18年安曇野市教育委員会規則第9号）	安曇野市明科学習館使用許可書（様式第2号） 安曇野市明科学習館使用料減免許可書（様式第8号）	様式第2号
安曇野市明科学習館規則 （平成18年安曇野市教育委員会規則第9号）	安曇野市明科学習館使用料納入通知書兼領収書 （様式第3号）	様式第3号
安曇野市明科学習館規則 （平成18年安曇野市教育委員会規則第9号）	安曇野市明科学習館使用料減免申請書（様式第7号）	様式第6号
(略)		
安曇野市交流学習センター管理 規則（平成21年安曇野市教育委員会規則第4号）	安曇野市交流学習センター使用許可申請書（様式第1号）	様式第1号
安曇野市交流学習センター管理 規則（平成21年安曇野市教育委員会規則第4号）	安曇野市交流学習センター使用許可書（様式第2号）	様式第2号
安曇野市交流学習センター管理 規則（平成21年安曇野市教育委員会規則第4号）	安曇野市交流学習センター使用料減免決定書（様式第6号）	様式第2号
安曇野市交流学習センター管理 規則（平成21年安曇野市教育委員会規則第4号）	安曇野市交流学習センター使用料納入通知書兼領収書（様式第3号）	様式第3号
安曇野市交流学習センター管理 規則（平成21年安曇野市教育委員会規則第4号）	安曇野市交流学習センター使用変更・取消申請書 （様式第4号）	様式第5号
安曇野市交流学習センター管理 規則（平成21年安曇野市教育委員会規則第4号）	安曇野市交流学習センター使用料減免申請書（様式第5号）	様式第6号

議案第4号	教育部 図書館交流課
平成29年11月20日提出	(課長)丸山 高人 (担当係長)細田 昌伸

タイトル	安曇野市図書館条例の一部改正について
決定を要する事項の内容	条例の一部改正案についての協議
要旨	<ol style="list-style-type: none"> 1 三郷図書館の移転開館に伴い、位置を変更するもの 2 館長の任用については、地方公務員法第3条第3項第3号の規定によるもの外、図書館交流課長兼務、同法第17条に基づく任用があることから、館長の任期を2年と定めた条項を削除するもの
説明	<ol style="list-style-type: none"> 1 三郷図書館の位置の変更について 三郷交流学習センターの建設に伴い、平成27年7月から三郷文化公園体育館内に仮設移転していた三郷図書館が、平成30年3月10日(土)に開館する三郷交流学習センター内に移転開館することから、位置を「三郷明盛4810番地1」に改めます。 2 館長の任期を定めないことについて <ol style="list-style-type: none"> (1) 現在の館長の任用 <ol style="list-style-type: none"> ア 中央図書館 図書館交流課長兼務 イ 豊科図書館・堀金図書館 地方公務員法第17条に基づく非常勤嘱託職員 ウ 三郷図書館・明科図書館 地方公務員法第3条に基づく非常勤特別職 (2) 兼務である中央図書館長並びに第17条に基づく任用である豊科図書館長及び堀金図書館長については、条例の規定に齟齬をきたしています。また、交流学習センター等の長と兼務とする場合は、常勤職員と同じ勤務時間である第17条に基づく非常勤嘱託職員としていきたいことから、任期の規定を削除します。 3 今後の予定 議会12月定例会に提出していきます。

議案第 号

安曇野市図書館条例の一部を改正する条例

安曇野市図書館条例（平成18年安曇野市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項の表安曇野市三郷図書館の項位置の欄中「4775番地3」を「4810番地1」に改める。

第3条第2項を削る。

附 則

この条例中第2条第2項の改正規定は平成30年3月10日から、第3条第2項の改正規定は平成30年4月1日から施行する。

平成29年 月 日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

安曇野市図書館条例（平成18年安曇野市条例第23号）

改正後	改正前																
<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 図書館に分館を置き、名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="432 1131 592 2139"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>安曇野市三郷図書館</td> <td>安曇野市三郷明盛480番地1</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(職員)</p> <p>第3条 (略)</p>	名称	位置	(略)		安曇野市三郷図書館	安曇野市三郷明盛480番地1	(略)		<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 図書館に分館を置き、名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="432 123 592 1131"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>安曇野市三郷図書館</td> <td>安曇野市三郷明盛776番地3</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(職員)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 館長の任期は、2年とする。</p>	名称	位置	(略)		安曇野市三郷図書館	安曇野市三郷明盛776番地3	(略)	
名称	位置																
(略)																	
安曇野市三郷図書館	安曇野市三郷明盛480番地1																
(略)																	
名称	位置																
(略)																	
安曇野市三郷図書館	安曇野市三郷明盛776番地3																
(略)																	

議案第5号	教育部 生涯学習課
平成29年11月20日提出	(課長) 蓮井 昭夫 (担当) 堀金 一恵

タイトル	安曇野市公民館長の選考について
決定を要する事項の内容	選考方法の承認
要旨	安曇野市公民館長（豊科、穂高、三郷、堀金及び明科）の任期が平成30年3月31日をもって満了するため、別案：安曇野市公民館の館長公募要領により、その候補者を選考するもの。
説明	<p>○公募の基準</p> <p>(1) 教育全般、生涯学習、公民館の振興と改革に情熱と識見をもって取り組める者</p> <p>(2) 公民館活動の経験がある者</p> <p>(3) 安曇野市内に居住している者</p> <p>(4) 普通自動車免許を有している者</p> <p>(5) パソコン（基本操作・ワード・エクセルなど）ができる者</p> <p>(6) 次の事項に該当している者は応募できない。</p> <p style="margin-left: 2em;">ア 破産者で復権していない者</p> <p style="margin-left: 2em;">イ 禁錮以上の刑に処せられた者</p> <p style="margin-left: 2em;">ウ 税金等を滞納している者</p> <p>○応募期間 平成30年1月10日(水)～平成30年1月31日(水)</p> <p>○選考方法</p> <p style="margin-left: 2em;">第1次選考 履歴書、職務経歴書、課題論文による書類選考。</p> <p style="margin-left: 2em;">第2次選考 個別面接による選考。</p> <p>○選考委員会 安曇野市公民館長選考委員会設置要綱による。</p> <p>○任期 平成30年4月1日から平成32年3月31日</p>
	<p>選考者を、教育委員会2月定例会に協議案件として提出。</p> <p>社会教育法抜粋</p> <p>第28条 市町村の設置する公民館の館長、主事その他必要な職員は、当該市町村の教育委員会が任命する。</p>

安曇野市公民館の館長公募要領

目 的

公民館は、生涯学習や社会教育の施設として、広く利用され、市民の学習振興に大きな役割を果たしている。

そこで、安曇野市が目指す「安曇野市公民館の理念」を達成するため、地域活動に意欲のある者に公民館活動を実践していただく機会として、公民館長の公募を実施する。

1 公募の基準

- (1) 教育全般、生涯学習、公民館の振興と改革に情熱と識見をもって取り組める者
- (2) 公民館活動の経験がある者
- (3) 安曇野市内に居住している者
- (4) 普通自動車免許を有している者
- (5) パソコン（基本操作・ワード・エクセルなど）ができる者
- (6) 次の事項に該当している者は応募できない。
 - ア 破産者で復権していない者
 - イ 禁錮以上の刑に処せられた者
 - ウ 税金等を滞納している者

2 応募期間 平成30年1月10日（水）～平成30年1月31日（水）（必着）

3 募集人数 5人（豊科公民館長、穂高公民館長、三郷公民館長、堀金公民館長、明科公民館長）

4 応募方法

- (1) 履歴書（市販のもの）
- (2) 職務経歴書（A4用紙を使用、様式、枚数自由。公民館活動経歴を記入、職務経歴のない者は、ボランティア歴など）
- (3) 課題論文「『安曇野市公民館の理念』を達成するために、これからの時代に求められる公民館活動」（2,000字程度）。A4用紙を使用。手書きではなく、ワード、エクセルなどで作成のこと。なお、「安曇野市公民館の理念」は、市ホームページからダウンロードする）
- (4) 他薦の場合は推薦書（A4用紙1枚、様式自由、推薦者氏名、推薦者と応募者の関係、推薦理由を記したもの）

上記書類を封筒に入れ提出する。

提出先 安曇野市教育委員会生涯学習課

〒399-8281 安曇野市豊科 6000 番地

5 選考方法

第1次選考 履歴書、職務経歴書、課題論文による書類選考。（選考結果は、2月上旬に応募者全員に通知。この際、該当者には第2次選考についての通知文を同封）

第2次選考 2月中旬に個別面接による選考。（選考結果は2月下旬に、面接を受けた者全員に通知）

6 選考基準

公民館活動や社会教育についての今までの活動実績や意欲を重視し、論文、面接に基づき選考委員会により選考する。

7 選考委員会

次に掲げる者に教育委員会の委嘱又は任命で組織する（安曇野市公民館長選考委員会設置要綱）。

- (1) 地域区長会会長
- (2) 地域区長会副会長
- (3) 安曇野市教育委員会委員
- (4) 教育部長
- (5) 生涯学習課長

8 採用年月日 平成 30 年 4 月 1 日

9 処遇

- (1) 身分／非常勤特別職員
- (2) 任用期間／平成 30 年 4 月 1 日～平成 32 年 3 月 31 日
- (3) 報酬月額／206,500 円（健康保険、雇用保険及びその他諸手当なし）
- (4) 勤務場所／各公民館
- (5) その他／勤務日は、原則月曜日から金曜日。
なお、行事等で変則勤務になることがある。

10 その他

広報あづみの 1 月お知らせ版（263 号）（平成 30 年 1 月 10 日発行）に掲載

11 問い合わせ

安曇野市教育委員会教育部生涯学習課

電話 0263-71-2466 FAX 0263-71-2338

電子メール shogaigakushu@city.azumino.nagano.jp

議案第6号	教育部 各課
平成29年11月20日提出	

タイトル	共催・後援依頼について
決定を要する事項の内容	教育委員会の共催・後援依頼についての協議
要旨	生涯学習課 後援 2件 文化課 後援 1件 図書館交流課 共催 1件 (詳細 別紙)
<p>○安曇野市教育委員会の共催及び後援等に関する取扱基準【抜粋】 (定義)</p> <p>第2条 この基準における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 行事 講演会、演奏会、展覧会等の集会、体育大会等の催し物をいう。</p> <p>(2) 共催 行事の企画又は運営に参加し、共同主催者としての責任の一部を負担することをいう。</p> <p>(3) 後援 行事の趣旨に賛同し、名義の使用を承認することをいい、責任の負担はしないことをいう。</p> <p>(審査基準)</p> <p>第3条 教育委員会は、次の各号に掲げるいずれかの団体が主催する行事は、共催又は後援するものとする。</p> <p>(1) 国又は地方公共団体</p> <p>(2) 学校又は学校の連合体</p> <p>2 教育委員会は、前項の団体以外が主催する場合は、次に掲げる事項を満たすことが明らかに確認できるものに限り、共催又は後援をするものとする。</p> <p>(1) 行事の内容が教育、学術、文化及びスポーツの普及向上に寄与するものであること。</p> <p>(2) 公益性のあるもので営利を目的としないものであること。</p> <p>(3) 政治活動又は宗教活動と認められないものであること。</p> <p>(4) 参加者等の参集予定範囲が市内全域又はそれ以上であること。</p> <p>(5) 入場料、参加料、出品料等の経費を主催者が徴収するものについては、その経費の算出等について配慮がなされており、営利事業的なものでないこと。</p> <p>(6) 団体内の親睦等が主たる目的ではないこと。</p> <p>(教育長の専決範囲)</p> <p>第4条 後援の承認について、教育長が専決できる行事は次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 前条第1項に規定する行事</p> <p>(2) 過去に教育委員会が承認した行事(団体又は行事が、前条第2項の規定を満たしているか判断し難いものは除く。)</p>	

教育部生涯学習課 共催・後援台帳(平成29年度11月定例会協議事項)

No.	受付日	所管	件名	申請者	主催者	種別	申請理由	申請日	開催日	承認	承認日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	H26	H27	H28	所管課 意見
1014	H29.10.31	社会 教育 担当	「宮本延春」講演会	明科地域青 少年育成市 民会議 代表 丸 山 恭一 郎	明科地域 青少年育 成市民会 議	後援	安曇野市の公民館 施設を借りて講演会 を開催する。講演会 を通じて市内青少年 の健全育成を図る。	10月30日	平成29年 12月9日 (土)			明科公民館 講堂	安曇野市の青少年、保護 者に対し「人は夢や目標が あれば変われるんだ」とい うメッセージを発信し、意識 醸成を図る	演題:「オール1先生」から のメッセージ～人は夢、 目標があれば変われるん だ!～ 講師:宮本延春(エッセイ スト・元高校教諭・作家)	-	-	-	基準第3 条第2項 により可
1015	H29.11.10	社会 教育 担当	映画「いただきます」上 映会	三好 祐子	食の寺子屋 給食部	後援	安曇野市の教育環境 の向上に寄与するイベ ントであるため、 チラシ配布先への信頼 度を高め、宣伝活動範 囲を拡大するため。	11月10日	平成30年1 月8日(月)			穂高交流学 習センター 「みらい」多目 的交流ホール	安曇野市で暮らすすべての 方に、より健康で、豊かな生 活をしていただくための映画 上映会を開催します。映画を 通じて、食への関心を高めて もらうことが狙いです。	映画「いただきます」上映会 参加費:前売9800円、当日 1000円(学生100円)	-	-	-	基準第3 条第2項 により可

教育部 文化課 共催・後援台帳(平成29年度11月定例会協議事項)

No.	受付日	所管	件名	申請者	主催者	種別	申請理由	申請日	開催日	承認	承認日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	H26	H27	H28	所管課 意見
1315	H29.11.2	文化	第54回スズキ・メソード 甲信地区大会	スズキ・メソード 甲信地区 申信地区 第54回スズ キ・メソード 甲信地区大 会大会長 益森眞長 井上 博文	スズキ・メソード 甲信地区	後援	子供たちの姿を通して 「スズキ・メソードの理念 は才能は生まれつきで はない」を広く周知・理 解を求めたい。	10月31日	平成30 年 10月21 日(日)	承認	承認日	キッセイ 文化 ホール 大ホー ル	長野・山梨県内のスズキ・ メソードで学ぶ子供たちに よるコンサート。近年、安 曇野市在住の会員も増え ている。長野県四地域の 持ち回りで開催し、今回は 中信地域の生徒が中心に なる。	会員が出演する一般公開 のコンサートで、平成30 年はスズキ・メソード創始 者の鈴木一夫生誕120年 にあたり、本部の置かれた 私本での開催を記念の大 会として位置づけ計画を 進めている。参加者は約5 00名。入場予定者は100 0名。入場料無料。	-	-	-	第2 項に より 可

教育部 図書館交流課 共催・後援台帳(平成29年度11月定例会協議事項)

No.	受付日	所管	件名	申請者	主催者	種別	申請理由	申請日	開催日	承認	承認日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	H26	H27	H28	所管課 意見
1	H29.10.1	図書館 交流担 当	安曇野さんぽ市	安曇野案内人 倶楽部	安曇野案内 人倶楽部	共催	安曇野を拠点に活 動するものづくり作 家と市民の交流の 場として、広く市民 に周知するため	9月30日	平成30年 5月19日(土) ～20日(日) 準備日とし て、5月18日 (金)			安曇野市種 高交流学習 センター「み らい」	拠点活動が安曇野の作家 達と市民が、作家手づくり 品の展示やワークショップ 等を通じて交流を深めると ともに、安曇野に暮らす作 家を市民に知ってもらおう。	木工、ガラス、陶器、絵画 作品他の展示、製作体験、 演奏、販売				連携第3 条第2項 により可

議案第 6 号の 2	教育部 各課
平成 29 年 11 月 20 日提出	

タイトル	共催・後援依頼について
決定を要する事項の内容	教育委員会の共催・後援依頼についての協議
要旨	学校教育課 後援 2 件 生涯学習課 後援 1 件 文化課 後援 1 件 (詳細 別紙)
<p>○安曇野市教育委員会の共催及び後援等に関する取扱基準【抜粋】 (定義)</p> <p>第 2 条 この基準における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 行事 講演会、演奏会、展覧会等の集会、体育大会等の催し物をいう。</p> <p>(2) 共催 行事の企画又は運営に参加し、共同主催者としての責任の一部を負担することをいう。</p> <p>(3) 後援 行事の趣旨に賛同し、名義の使用を承認することをいい、責任の負担はしないことをいう。</p> <p>(審査基準)</p> <p>第 3 条 教育委員会は、次の各号に掲げるいずれかの団体が主催する行事は、共催又は後援するものとする。</p> <p>(1) 国又は地方公共団体</p> <p>(2) 学校又は学校の連合体</p> <p>2 教育委員会は、前項の団体以外が主催する場合は、次に掲げる事項を満たすことが明らかに確認できるものに限り、共催又は後援をするものとする。</p> <p>(1) 行事の内容が教育、学術、文化及びスポーツの普及向上に寄与するものであること。</p> <p>(2) 公益性のあるもので営利を目的としないものであること。</p> <p>(3) 政治活動又は宗教活動と認められないものであること。</p> <p>(4) 参加者等の参集予定範囲が市内全域又はそれ以上であること。</p> <p>(5) 入場料、参加料、出品料等の経費を主催者が徴収するものについては、その経費の算出等について配慮がなされており、営利事業的なものでないこと。</p> <p>(6) 団体内の親睦等が主たる目的ではないこと。</p> <p>(教育長の専決範囲)</p> <p>第 4 条 後援の承認について、教育長が専決できる行事は次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 前条第 1 項に規定する行事</p> <p>(2) 過去に教育委員会が承認した行事（団体又は行事が、前条第 2 項の規定を満たしているか判断し難いものは除く。）</p>	

学校教育課 共催・後援台帳(平成29年度11月定例会協議事項)

№	受付日	所管	件名	申請者	主催者 (団体)	種別	申請理由	申請日	開催日	専決	承認理由	承認	承認(専決)日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	H26	H27	H28	所管課 意見
1	H29.11.14	学校教育課	平成30年度 安曇野市教育会130周年記念式典兼安曇野市教育会集會	公益財団法人 安曇野市教育会 会長 丸山 福一	公益財団法人 安曇野市教育会	後援	安曇野市の教職員が多くが参加し職能向上に資する会、及び広く市民と学び合う場づくりに資する会のため。	11月14日	平成30年5月19日(土)				月	豊科公民館(予定)	1 広く市民の学びの場として総集會・講演会の内容を発信し、市民とともに学び合う場としていくことを期する。 2 会員の職能の向上に努め、教職員全体の職能向上に寄与し、教育の刷新と充実を図り、郷土の教育を進展することを期する。 3 会員相互の英知を結集して、決意を新たに我が国の教育のあり方について展望し、郷土の教育振興と充実を期すること。	自然科学研究機構国立天文台准教授 藤 秀彦氏による講演、会員発表 等				基準第3条第2項により可
2	H29.11.14	学校教育課	東 孝博 講演会	学舎2000 会長 浅川 文彬	学舎2000	後援	教育関係者・学校職員を対象とした講演会のため。	11月14日	12月16日(土)				月	堀金公民館	精神科の医師による心の病についての理解や寄り添い方をお聞きし、教育現場での支援や理解への一助とする。	篠崎医院豊科診療所 院長 東 孝博先生による講演 「こころの病を持った方への添え木～出会った方への心寄り添う～」				基準第3条第2項により可

教育部生涯学習課共催・後援台帳(平成29年度11月定例会協議事項)

No.	受付日	所管	件名	申請者	主催者	種別	申請理由	申請日	開催日	承認	承認日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	H28	H27	H26	所管課 意見
1016	H29.11.14	社会 教育 担当	2分の1成人式	一般社団法人 ゆめ色みらい 教育協会 太田 知孝	一般社団法人 ゆめ色 みらい教育 協会	後援	松本市・安曇野市・ 穂原市の子どもた ち、さらには幅広い世 代に向けて専業及 び支援を行いたいな ら、より広域での活 動を目指していま いたい	11月14日	平成30年1 月21日(日)			キッセイ文化 ホール	子どもたちが夢を語り、夢 を描くことにより、自分自身 を見つめ、これからの人生 た、自分の夢を家族や地 域の方に発表することによ り、自立心と自信をもつて もらうことを目的とする。	小学4年生 ・自分の夢が叶った未来の 新聞(夢新聞)を描く ・描いた夢を家族及び一般 参加者の前で発表する ・描いた夢新聞を保管し、 10年後の20歳の成人式の ときに参加者に送り届ける 家族及び一般参加者 講演会聴講 米澤 晋哉氏 ・5人の子育てをとおして今 伝えたいこと 坂村義人氏 夢の発表会参加 参加費 1家族 2,000円 一般参加者 1,000円	-	-	-	基準第3 案第2項 により可

教育部 文化課 共催・後援台帳(平成29年度11月定例会協議事項)

No.	受付日	所管	件名	申請者	主催者	種別	申請理由	申請日	開催日	承認	承認日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	H28 H27 H26	所管課 意見
1364	H29.11.15	文化	丸山隆写真展「森の妖精 エナワ」	句の自然観察の会 代表 中田 信好	句の自然観察の会	後援	後援をいただくことにより、この写真展を広く市民に周知できるとともに、自然に対する啓蒙等に寄与できる。	11月15日	平成30年 2月16日(金)～ 2月19日(月) *搬入作業日 2月15日(木)			碌山公園 研成ホール 体験学習施設	里山に生息する野鳥「エナワ」の生態を写真で紹介することにより、安曇野の自然の豊かさ、貴重さを広く伝えたいため。	句の自然観察の会は、松本・安曇野地域の多様な自然の魅力を具体的に発信し、豊かな自然環境の実現を目指すとともに、会員相互の啓発を図るために結成。その活動として今回の写真展を開催する。入場料は無料。予定入場者数は400人。	-	基本条例第23条第2項により可

報告第 1 号	教育部 生涯学習課
平成 29 年 11 月 20 日提出	(課長) 蓮井 昭夫 (担当係長) 堀金 一恵

タイトル	第 2 次安曇野市生涯学習推進計画について
報告を要する 事項の内容	パブリックコメントの実施
要旨	「第 2 次安曇野市生涯学習推進計画」の策定に伴い、素案が完成したので、パブリックコメントを実施します。
説明	<p>1 策定の経過等</p> <p>① 庁内会議を 4 回開催 (H28. 9 月～H29. 7 月)</p> <p>② 策定委員会を 6 回開催 (H29. 4 月～H29. 11 月)</p> <p>③ 市民アンケート (2, 500 人に配布) を実施 (H28. 11 月)</p> <p>2 素案 (別冊) の概要</p> <p>① 期間は平成 30 年度～平成 39 年度の 10 年間とする。 ※市の総合計画の期間と同様 ※当面の 5 年で実施する内容の明確化</p> <p>② 基本理念「ふるさと安曇野をまるごと学びの場にして生きる」</p> <p>③ ライフステージごとのスローガン</p> <p>◆24 歳以下 『夢・未来へ 学びで新しい自分や仲間と出会おう』</p> <p>◆25～44 歳 『家族も地域も みんなで楽しく学び合おう』</p> <p>◆45～64 歳 『学びでリフレッシュ! 自分を磨き、社会に役立てよう』</p> <p>◆65 歳以上 『学びながら生きる 次代の安曇野人を育もう』</p> <p>④ 施策の内容は 10 項目 (詳細は別紙資料の 11 ページを参照)</p> <p>3. パブリックコメントについて</p> <p>① 実 施: 平成 29 年 12 月 20 日～平成 30 年 1 月 19 日</p> <p>② 周 知: 平成 29 年 12 月 20 日発行の広報誌及びホームページ</p> <p>③ 閲覧方法: 担当課および各支所地域課・各地域公民館、市ホームページ</p> <p>④ 提出方法: 任意の様式に意見・住所・氏名・電話番号を記載の上、郵送・持参・ファックス・電子メールのいずれかの方法で提出 (必要事項の記載がない場合や、電話、口頭による受付はできない)</p>

第2次
安曇野市生涯学習推進計画
【素案】

平成 30 年3月

安 曇 野 市

目次

第1章 計画策定にあたっての基本的事項

1.1 生涯学習とは	2
1.2 生涯学習の意義と役割	2
1.3 生涯学習推進計画の策定の趣旨と背景	3
1.4 本計画の位置付けと性格	3
1.5 本計画の対象期間	3

第2章 本市の生涯学習を取り巻く環境

2.1 社会情勢の変化	4
2.2 行政の生涯学習に関する取り組み動向	5

第3章 生涯学習に関する市民の意識と実態

3.1 全体の傾向 ～アンケート結果のグラフから読む～	8
3.2 ライフステージごとの特徴 ～アンケート結果から世代間の違いをみる～	11

第4章 生涯学習の基本理念とスローガン

4.1 本市の将来都市像と基本目標	12
4.2 生涯学習の基本理念	12
4.3 生涯学習のスローガン ～全世代に生涯学習の取り組みを広げるために～	13

第5章 生涯学習の推進に向けた施策展開

5.1 学習機会の充実	14
5.2 学習成果の活用	40

第6章 本計画の進め方

6.1 総合的な推進体制の継承 ～各主体の役割の明確化～	52
6.2 計画の進捗管理の指標 ～計画の実効性の担保～	54

付属資料

資料1 計画策定の主な経過	65
資料2 計画策定に係る委員会等	66

第1章 計画策定にあたっての基本的事項

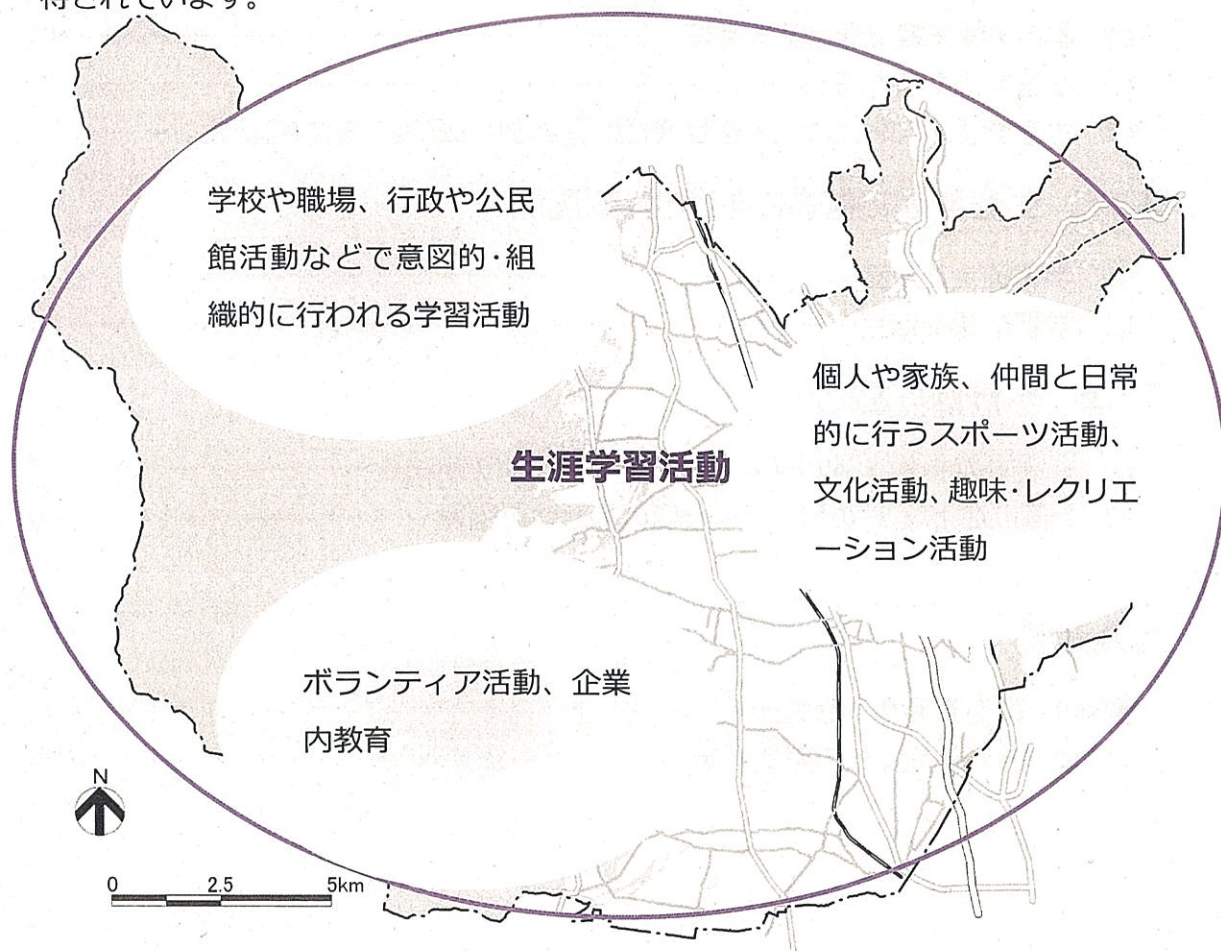
1.1 生涯学習とは

「生涯学習」とは、乳幼児期から高齢期まで人生の各段階で、個人や家庭、職場、地域社会に生じる課題等に応じて、自己実現や社会貢献、地域の課題解決を目指し、自発的意思に基づいて行うことを基本とした学習活動です。

その活動内容は幅広く、学校や職場、行政や公民館活動などで意図的・組織的に行われる学習活動のみならず、個人や家族、仲間と日常的に行うスポーツ活動、文化活動、趣味・レクリエーション活動、さらにはボランティア活動、企業内教育なども含まれ、活動の場は、家庭や学校、職場から地域社会に至るまで広範囲に及ぶものです。

1.2 生涯学習の意義と役割

生涯学習は、何かを学ぶこと、楽しむことで一人ひとりの人生を生きがいのある充実したものにするだけでなく、学びを通じて人と人がつながり、お互いに尊重し合い、交流を深めながら、皆が幸せと誇りを感じられる、豊かで住みよい地域社会の構築に資する役割も期待されています。



1.3 生涯学習推進計画の策定の趣旨と背景

安曇野市生涯学習推進計画（以下「第1次計画」という。）は、本市の生涯学習を計画的かつ総合的に進めるために平成21年8月に策定しました。

第1次計画は平成21年度から平成29年度までの9年間を対象とし、前期を平成21年度から平成24年度の4か年、後期を平成25年度から平成29年度の5か年としていましたが、本市の組織の改編と運用実績を踏まえ、後期を平成27年度から平成29年度の3か年に変更して、平成26年度に計画改定を行いました。

平成29年度をもって第1次計画の対象期間が満了することに伴い、『第2次安曇野市生涯学習推進計画』（以下「本計画」という。）を策定することとしました。

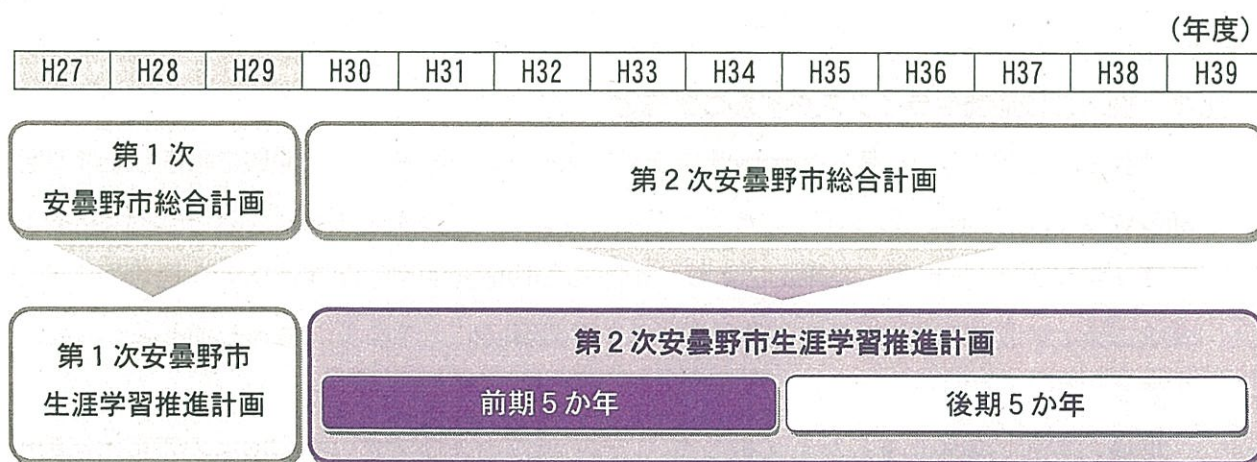
1.4 本計画の位置付けと性格

本計画は平成29年度に策定した『第2次安曇野市総合計画』（以下「総合計画」という。）を上位計画として、本市における生涯学習にかかるすべての取り組みの指針となるものです。

したがって、総合計画との整合を図るとともに、関連する諸計画とも連携して、生涯学習の推進を図るものとします。

1.5 本計画の対象期間

本計画の対象期間は総合計画に合わせて、平成30年度から平成39年度までの10か年とします。平成30年度から平成34年度の5か年を前期、平成35年度から平成39年度までを後期とし、平成34年度には前期の課題や進捗状況等を踏まえて、計画の見直し、必要な改定を行います。



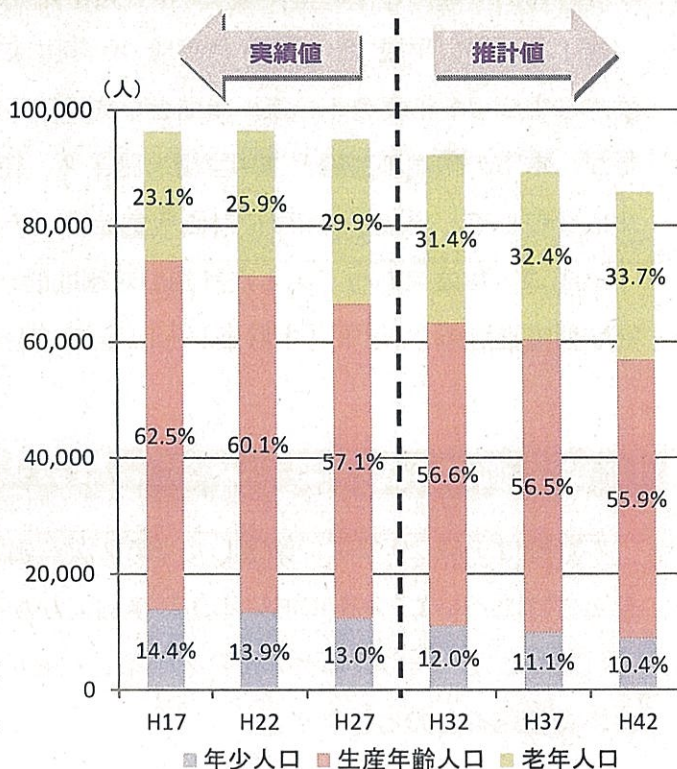
第2章 本市の生涯学習を取り巻く環境

2.1 社会情勢の変化

(1) 少子高齢化・人口減少社会の進行

全国的な傾向と同様に、本市でも少子高齢化と人口減少が確実に進むなか、今後見込まれる地域経済の縮小や地域コミュニティの担い手不足、社会保障費の負担増が大きな課題となっています。

これらの社会的課題に対応するため、高齢者を含めて住民一人ひとりが生きがいをもち、健康の維持・増進に努めながら自己実現を図るとともに、その学習成果を有効活用し、社会への参画を通じて、個人の自立や地域社会の共助につなげていく取り組みが今まで以上に求められています。



出典：国立社会保障人口問題研究所

安曇野市の人口動態と将来推計

(2) 経済のグローバル化や ICT 技術の急速な進展

経済のグローバル化や、ICT^{*1}（情報通信技術）の急速な進展により、近年、社会の変化の速度が速まりつつあります。これに応じて、人々は絶えず新たな能力や知識、技術の習得が求められ、知的関心の高まりとともに、個人や社会のニーズに応じた学習機会の提供が求められています。

(3) 個人の価値観やライフスタイルの多様化

社会の成熟化に伴い、個人の価値観やライフスタイルが多様化し、地域に根差した学習活動の機会は減少傾向にあります。その一方で、インターネットや SNS^{*2}（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）の普及により、それらの機能を活用した学習機会の提供や学習コミュニティの形成など、人々の学習スタイルや学習環境に大きな変化もみられるようになってきました。

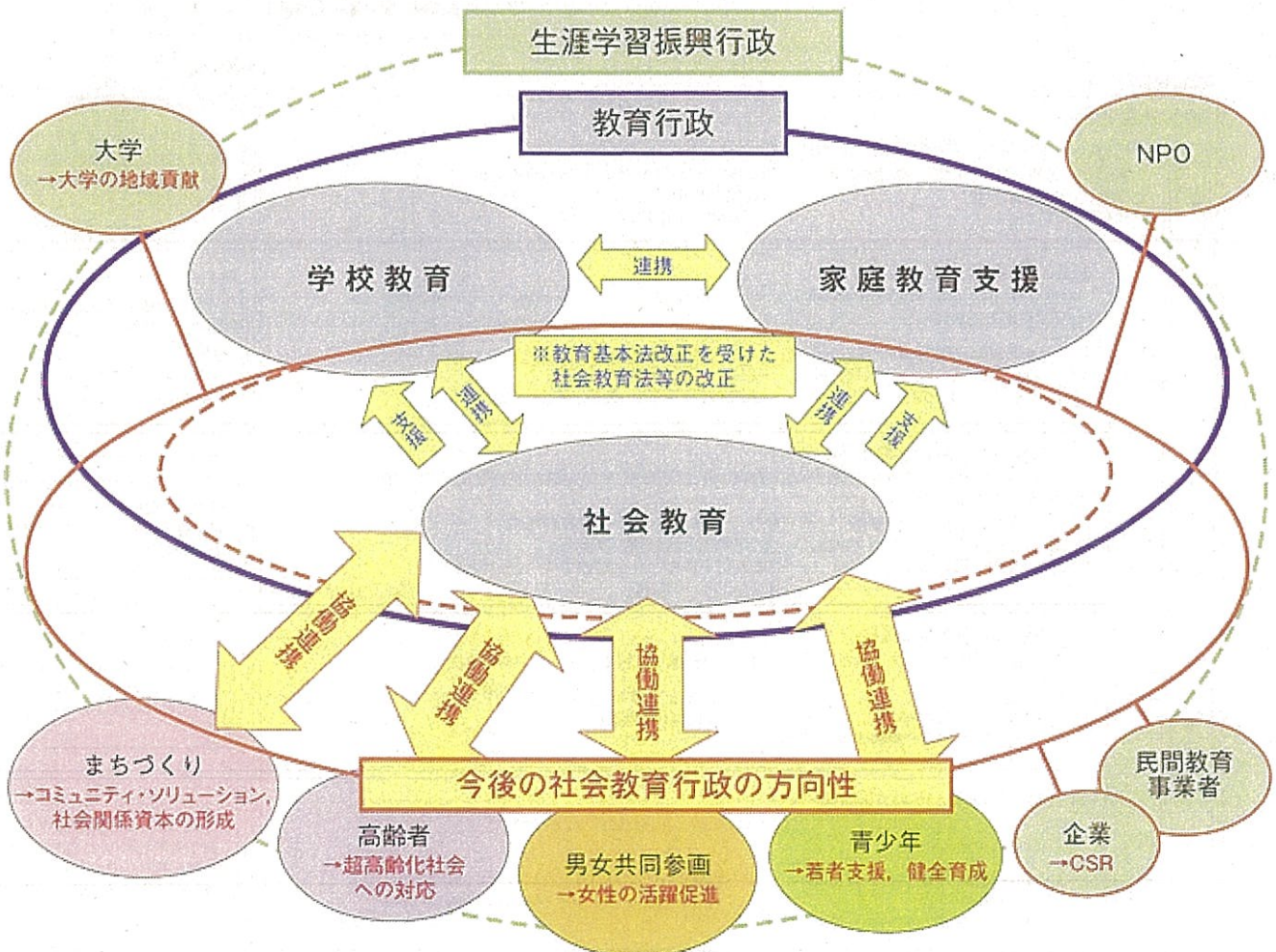
地域の課題も複雑化するなかにあって、こうした変化を捉えて、学習機会の充実と学習成果の活用の方策を考えていく必要があります。

2.2 行政の生涯学習に関する取り組み動向

(1) 国の生涯学習に関する取り組み動向

文部科学省では、学校教育、家庭教育支援、社会教育からなる教育行政を包括するかたちで生涯学習振興行政を捉え、とくに社会教育行政は、まちづくりや高齢者、男女共同参画、青少年、企業、民間教育事業者、大学、NPO などと協働連携して取り組む方向性が描かれています。

近年は、「地方創生の担い手づくり」が生涯学習の推進のテーマの一つに掲げられるなど、学習成果の活用にも目が向けられて、学びを通じた地域づくりの推進に関する調査研究も行われています。また、「個人の能力と可能性を開花させ、全員参加による課題解決社会を実現するための教育の多様化と質保証のあり方」を模索するなかで、ICT を活用した生涯学習プラットフォームの構築に関する調査研究なども進められています。



出典：平成 24 年度文部科学白書（抜粋）

今後の社会教育行政の再構築のイメージ

(2) 県の生涯学習に関する取り組み動向

長野県は、生涯学習に関して、平成 25 年 3 月に策定した『第 2 次長野県教育振興基本計画』のなかで「学びの成果が生きる生涯学習の振興」を基本施策に掲げ、学習成果の活用に関心を示しています。具体的な施策の方向としては「学びが循環する社会の創造」と「子どもの未来づくり」を挙げ、必要な取り組みを示しています。

また平成 29 年 11 月に答申された『次期総合 5 か年計画（しあわせ信州創造プラン 2.0）』では、政策推進の基本方針として、「学びと自治の力」を推進エンジンとした政策展開を描き、「子どもから大人まですべての県民が主体的に学び、個々の持つ能力を社会の中で発揮している」姿を目指して、「学びの県づくり」を基本方針のトップに掲げています。

また、文化の日に合わせて 11 月を「生涯学習月間」として、県民一人ひとりの生涯学習の意識向上や、あらゆる場で生涯学習活動ができる環境づくりの促進に努めています。

【基本目標】

確かな暮らしが営まれる美しい信州
～学びと自治の力で拓く新時代～

【政策推進の基本方針】

【めざす姿】

政策推進の基本方針	めざす姿
学びの県づくり すべての県民が主体的に学び、学び合う環境を充実させる。 注力すべき施策 <ul style="list-style-type: none"> 生きる力と創造性を育む学校教育・現場の変革 幼児教育の総合的な支援 自然・野外教育の充実 地域に立脚し世界に翔く高等教育の振興 産業を担い創る人材の育成 世代を超えた学びの場の構築 など 	子どもから大人まですべての県民が主体的に学び、個々の持つ能力を社会の中で発揮している
産業の生産性が高い県づくり 県民生活の基盤である経済の持続的発展のため、活発な産業イノベーションを誘発し、安定的で魅力ある雇用の創出を促進する。 注力すべき施策 <ul style="list-style-type: none"> 成長期待分野の産業クラスター形成 起業促進、新分野への展開支援 世界水準の観光地域づくり 「食」のブランド力向上・発信 収益性の高い農林業への転換 産業の担い手確保・雇用の安定 など 	時代や環境の変化に柔軟に対応する足腰の強い産業が、地域の活力を生み出し、県民の生活を支えている
人をひきつける快適な県づくり 国内外から人や物の流れを呼び込むため、長野県の特徴を活かしながら、新しい技術を取り入れて質の高い生活空間を創出する。 注力すべき施策 <ul style="list-style-type: none"> 地域公共交通の維持・確保 まち・むらの暮らしやすさの向上 広域交流圏の形成 移住・二地域居住、都市との交流の促進 文化芸術を活かした地域の活性化 2027年国民体育大会・全国障害者スポーツ大会を見据えたスポーツ振興 など 	自然・文化に囲まれた環境の中で、利便性をあわせ持つ質の高い生活を送り、国内外と活発に交流している
いのちを守り育む県づくり 誰もが健康で安心して生活できるよう、命を徹底的に守り育むとともに、豊かな自然環境を継承する。 注力すべき施策 <ul style="list-style-type: none"> 災害に強い県づくり 健康長寿の維持・向上 持続可能な医療介護提供体制の確立 自殺・交通事故等の防止 地球環境への負荷軽減 など 	自らの健康と豊かな自然環境を守り、安心して暮らすを次世代に継承している
誰にでも居場所と出番がある県づくり 県民一人ひとりが社会の中で自分らしく活躍できる社会の実現に向け、安心して就学、就労、社会参画できる仕組みを強化する。 注力すべき施策 <ul style="list-style-type: none"> 結婚・出産・子育てへの一貫支援 女性の活躍支援 高齢者や障がい者の社会参画の促進 福祉サービスの充実、セーフティネットの確立 貧困の連鎖の断ち切り、子どもの学習機会の保障 など 	誰もが等しく社会からその存在と役割を認められ、自らの可能性に挑戦し、自分らしく生きている
自治の力みなぎる県づくり 本県に根づく自治の力をさらに引き出し充実させる。 ○地域づくりの推進（地域振興局を核とした地域課題の解決、中山間地域の維持・活性化 など） 10の地域計画 ○県行政の改革（着実な計画推進のための組織・働き方の改革、持続可能な財政運営、市町村や多様な主体との連携強化 など）	多様な主体が協働しながら地域の課題解決に自ら取り組み、県全体の魅力を高めている

「学びと自治の力が推進エンジン」となつて政策を展開

出典：次期総合 5 か年計画（しあわせ信州創造プラン 2.0）の策定について（答申）の概要（抜粋）

次期総合 5 か年計画（しあわせ信州創造プラン 2.0）答申概要

(3) 市の生涯学習に関する取り組み動向

安曇野市では平成 21 年度から平成 29 年度に至るまで、各所管課において第 1 次計画に基づく施策展開を図り、生涯学習の取り組みを推進してきました。施策ごとに定めた指標に対する実績値と目標値を比較し、施策の達成状況を下表のとおり検証しました。

第 1 次安曇野市生涯学習推進計画の施策体系及び施策指標の実績値と目標値

基本目標	施策名	施策指標名	施策指標に対する実績値と目標値										所管課 ※太字=施策指標担当			
			実績値							当初の目標値			見直し後の		課名	係名
			H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H24	H29	H29				
①生涯各段階に応じた学習機会の充実	(1) 乳幼児期	家庭教育講座数(回/年) ◀地球子育て支援事業▶	230	265	217	205	935	996	889	180	180	1,800	子ども支援課 生涯学習課	児童係 社会教育担当 (子ども支援)		
	(2) 青少年期	児童館利用者数(人/年)	73,180	78,000	81,633	91,294	92,318	96,955	104,137	80,000	85,000	100,000	子ども支援課 学校教育課 生涯学習課	児童係 教育指導室 社会教育担当 (子ども支援)		
	(3) 成人期	生涯学習講座数(回/年)	68	95	116	107	115	108	105	120	126	150	生涯学習課 地域課	社会教育担当 地域担当		
	(4) 高齢期	高齢者の生きがいづくり と健康づくり推進事業補助 金交付数	93	86	93	95	93	92	90	40	90	99	長寿社会課	長寿福祉係		
②現代社会の課題や市民の学習要望に応える学習機会の充実	(1) 環境学習の推進	環境学習プログラム等による環境学習の実施(回/年)	-	-	5	5	7	7	8	5	10	10	環境課	環境政策係		
	(2) 健康学習の推進	地区学習参加者数(人/年)	-	-	-	-	9,731	8,954	6,436	-	-	10,000	健康推進課	健康推進係 保健予防係 健康支援担当		
	(3) 地域福祉を進める学習の推進	ボランティア団体数	150	169	153	147	168	179	205	230	245	200	長寿社会課	福祉政策担当		
	(4) 生涯スポーツ活動の推進	スポーツイベント参加者数(人/年)	21,160	21,193	22,259	19,341	17,390	24,822	26,678	29,300	30,700	30,700	生涯学習課	スポーツ推進担当		
	(5) 芸術文化活動の振興	芸術・文化講座など参加者数(人/年)	8,621	10,776	12,243	7,790	13,987	15,219	14,382	6,960	7,170	12,500	文化課 図書館交流課	文化振興係 博物館係 図書館交流担当		
	(6) 国際理解・外国人支援活動の推進	外国人支援相談件数(回数/年)	2,370	1,382	1,805	1,524	829	658	955	1,700	1,500	1,000	政策経営課 地域づくり課 人権男女共同参画課 生涯学習課	都市交流係 市長相談室 人権男女共生係 社会教育担当		
	(7) 地域の安全・安心を進める活動の推進	自主防災組織設置数	78	81	83	83	83	83	83	83	83	83	危機管理課 地域づくり課	危機管理担当 生活安全係		
	(8) 人権尊重の学習の推進	人権教育参加者数(人/年)	2,807	3,518	3,165	2,495	2,503	4,263	4,907	3,000	3,100	3,200	人権男女共同参画課 生涯学習課	人権男女共生係 社会教育担当		
	(9) 情報化に対応した学習の推進	パソコン等IT関係講座(回数/年)	29	10	20	20	21	6	5	34	40	40	情報統計課 地域課 生涯学習課	情報政策係 地域担当 社会教育担当		
③生涯学習を支える環境の整備	◀生涯学習施設の整備と有効活用▶															
	(1) 公民館の機能強化	地域公民館団体利用者数(豊科の劇場を除く)(人/年)	141,968	137,228	128,808	142,453	131,558	124,048	108,820	147,900	157,800	150,700	地域課 生涯学習課	地域担当 社会教育担当		
	(2) 交流学習センターの整備充実												図書館交流課	図書館交流担当		
	(3) 図書館の整備促進	図書館の年間利用者数(人/年)	237,138	263,742	391,140	383,472	381,241	361,541	379,225	170,000	280,000	440,000	図書館交流課	図書館交流担当		
	(4) 美術館などの文化施設機能の充実	芸術・文化活動参加者数(人/年)	3,424	3,188	3,031	2,857	2,726	2,755	2,656	3,633	3,700	3,200	文化課 地域課	文化振興係 博物館係 地域担当		
	(5) スポーツ施設の整備充実	体育協会加入者数(人/年)	6,972	6,855	6,775	6,451	6,258	5,945	5,825	7,500	8,000	8,000	生涯学習課	スポーツ推進担当		
	◀学習情報の提供と学習相談体制の充実▶															
	(1) 学習情報の収集・提供の充実	市民情報交流拠点設置数(ヶ所)	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	1	地域づくり課 地域課	まちづくり推進係 地域担当	
	(2) 学習相談体制の整備充実													地域課 生涯学習課	地域担当 社会教育担当	
	(2) 生涯学習のための時間がとれない人々への学習支援	ファミリーサポートセンター登録者数(人/年)	843	941	1,056	1,049	897	916	945	650	700	1,000	子ども支援課 長寿社会課 福祉課 生涯学習課	児童係 長寿福祉係 障がい福祉担当 社会教育担当		
④あう協働成果を活かす支援 基本目標2 ①一人ひとりを活かす ②まちづくり	(1) 成果発表の機会の充実												生涯学習課	社会教育担当		
	(2) ボランティア活動の推進												長寿社会課 生涯学習課	福祉政策担当 社会教育担当		
	(3) 市民と行政の協働の推進	市民活動センターへの登録団体数	32	37	38	51	57	57	57	70	100	150	地域づくり課 生涯学習課	まちづくり推進係 社会教育担当		
	(4) 市民交流の推進	地域公民館団体利用件数(豊科の劇場を除く)(件/年)	10,013	9,144	8,312	8,675	7,840	7,352	6,438	9,280	9,990	9,000	人権男女共同参画課 政策経営課 地域課 図書館交流課 生涯学習課	人権男女共生係 都市交流係 市長相談室 図書館交流担当 社会教育担当		
②一人ひとりを活かす まちづくり	(1) 生涯各段階に応じた役割を果たすまちづくり	放課後子ども教室登録児童数(人/年)	926	827	903	992	862	806	932	1,165	1,456	950	学校教育課 生涯学習課	学校教育係 社会教育担当 (子ども支援)		
	(2) 風土に根ざした技や知恵を広げ伝える仕組みの構築												生涯学習課	社会教育担当		
	(3) リーダーバンク制度の充実	リーダーバンク登録数(個人・団体/年)	82	77	88	85	85	92	70	68	78	90	生涯学習課	社会教育担当		

第3章 生涯学習に関する市民の意識と実態

3.1 全体の傾向 ～アンケート結果のグラフから読む～

①生涯学習の必要性を感じている人が約 61%いるのに対し、②過去5年間で生涯学習の取り組みをした人は約 44%に留まっています。その要因は様々ですが、③生涯学習の妨げになっていること上位5項目をみると、時間の問題、きっかけがない、情報がない、費用がかかる、体調の問題の順になっています。

⑩広報あづみのは最も効果的な情報提供手段として認識され、⑨実際に最も利用されている一方で、⑩回覧板や市のホームページは比較的効果的な情報提供手段だと思われながら、⑨実際には相対的にあまり有力な情報入手手段となっていないことがわかります。

⑪いま取り組んでいる生涯学習の内容はスポーツが最多で、次いで健康づくりとなっていますが、⑬新たに学びたい・関心のある内容としては健康づくりが最多でやや突出して多く、これに呼応して、⑭学びから役立てたいことも健康維持、老化防止が最多となっています。

《アンケートの実施概要》

- 調査期間：平成 28 年 11 月
- 調査対象：安曇野市在住の 18 歳以上の男女
- 配布者数：2,500 名（層化無作為抽出）
- 回答者数：800 名（回答率：32%）

③ 生涯学習の妨げになっていること

あなたが生涯学習に取り組むことへの妨げになっていること、あるいは生涯学習に取り組めない理由があれば教えてください。

〈複数回答〉	回答数	回答率(%)
仕事・学校が忙しい	275	34.4
きっかけがない	205	25.6
情報がない	153	19.1
費用がかかる	123	15.4
体調の問題	112	14.0
特にない	108	13.5
仲間がない	85	10.6
子育て中のため	63	7.9
移動手段がない	50	6.3
施設がない	45	5.6
生涯学習に興味はあるが魅力的な活動がない	45	5.6
介護中のため	43	5.4
指導者がいない	29	3.6
そもそも生涯学習に興味がない	27	3.4
その他	21	2.6

⑤ 「生涯学習」という言葉の認知度

あなたは「生涯学習」という言葉の意味をご存知ですか。

〈択一回答〉	回答数	回答率(%)
知っている	243	30.4
何となくはわかる	321	40.1
意味はわからないが言葉は聞いたことがある	180	22.5
言葉として初めて聞いた	47	5.9
無回答	9	1.1

① 生涯学習の必要性

あなたは、学校教育終了後も生涯にわたって学び続けることは必要だと思いますか。

〈複数回答〉	回答数	回答率(%)
必要だと思う	491	61.4
必要だと思わない	10	1.3
わからない	175	21.9
無回答・無効	124	15.5

② 過去5年間の生涯学習の取り組み状況

あなたはこの5年くらいの間に、生涯学習の取り組みをなされましたか。

〈択一回答〉	回答数	回答率(%)
はい	349	43.6
いいえ	451	56.4

④ 生涯学習を行う頻度

あなたが生涯学習を行う頻度を教えてください。

〈択一回答〉	回答数	回答率(%)
毎日	19	5.4
週に数回	74	21.2
月に数回	145	41.5
年に数回	100	28.7
無回答	11	3.2

⑥ 生涯学習でよく利用する施設

次の施設うち、あなたが生涯学習の場としてよく利用する施設があればお選びください。

〈複数回答〉	回答数	回答率(%)
公民館	145	41.5
図書館	121	34.7
体育館	81	23.2
交流学習センター	79	22.6
運動場・グラウンド	67	19.2
その他施設	61	17.5
美術館	59	16.9
公園	58	16.6
博物館・資料館	42	12.0

：8ページの説明と対応する項目を赤枠で強調

：各グラフで最も回答率の高かった項目を薄黄色で強調

⑦ いま取り組んでいる生涯学習の手段や機会

あなたがやっている生涯学習の方法について教えてください。

〈複数回答〉	回答数	回答率(%)
自主的な集まりやサークル活動	174	49.9
個人的な活動	123	35.2
各種団体や企業の講座・講習・教室等	122	35.0
市主催の講座・講習・教室等	103	29.5
自らが主催者側に関わる活動	37	10.6
国や県主催の講座・講習・教室等	34	9.7
大学や専門学校の公開講座	19	5.4
通信教育や放送大学	12	3.4
その他	12	3.4

⑨ 生涯学習情報の入手手段

あなたが生涯学習に関する情報をどのような方法で入手されているか教えてください。

〈複数回答〉	回答数	回答率(%)
広報あづみの	161	46.1
知人の紹介(口コミ)	136	39.0
新聞、雑誌	125	35.8
インターネット	99	28.4
ポスター、チラシ	72	20.6
回覧板	62	17.8
テレビ、ラジオ	40	11.5
その他	25	7.2
市ホームページ	17	4.9

⑪ いま取り組んでいる生涯学習の内容

あなたが取り組んでいる生涯学習の内容を教えてください。

〈複数回答〉	回答数	回答率(%)
スポーツ	129	37.0
健康づくり	114	32.7
芸術	69	19.8
趣味などその他	63	18.1
職業上必要な知識・技能・資格	60	17.2
ボランティア	58	16.6
子育て、教育	49	14.0
地域づくり	43	12.3
パソコン、インターネット	31	8.9
安曇野市の歴史や風土	31	8.9
身近な自然環境や地域環境の保全	29	8.3
外国語の学習	24	6.9
防犯、防災	20	5.7
ガイドや指導者として人に伝える技術	17	4.9
マネー・ライフプラン	13	3.7

⑬ 生涯学習で新たに学びたい・関心のある内容

あなたが今後、生涯学習の一つとして新たに学びたいと思う分野や関心のあるテーマがあれば教えてください。

〈複数回答〉	回答数	回答率(%)
健康づくり	338	42.3
スポーツ	193	24.1
芸術	142	17.8
職業上必要な知識・技能・資格	120	15.0
パソコン、インターネット	118	14.8
特になし	113	14.1
安曇野市の歴史や風土	109	13.6
外国語の学習	106	13.3
子育て、教育	102	12.8
ボランティア	90	11.3
趣味などその他	87	10.9
マネー・ライフプラン	83	10.4
防犯、防災	82	10.3
身近な自然環境や地域環境の保全	78	9.8
地域づくり	77	9.6
ガイドや指導者として人に伝える技術	37	4.6

③ 生涯学習に取り組んでよかったと思うこと

あなたが生涯学習に取り組んでよかったと思うことは何ですか。

〈複数回答〉	回答数	回答率(%)
共通の目的を持つ人との交流が深まった	181	51.9
健康の回復や健康増進に役立った	169	48.4
新たな知識や技能が身に付いた	162	46.4
生きがいが生まれた	107	30.7
地域や人の役に立つことができた	102	29.2
自然・社会・文化への理解・関心が高まった	91	26.1
仕事や就職に活かすことができた	56	16.0
その他	8	2.3
とくにない	5	1.4

⑩ 効果的だと思う情報提供手段

あなたが生涯学習活動をするために必要な情報は、どのように提供されるとよい(効果的)と思いますか。

〈複数回答〉	回答数	回答率(%)
広報あづみの	520	65.0
回覧板	286	35.8
新聞、折込チラシ	261	32.6
市のホームページ	209	26.1
インターネット	196	24.5
ポスター、チラシ	146	18.3
テレビ、ラジオ	140	17.5
フリーペーパー(無料情報誌)	132	16.5
SNS(フェイスブックやツイッターなど)	68	8.5
わからない	66	8.3
その他	16	2.0

⑫ 効果的だと思う情報提供の場所

あなたが生涯学習をするために必要な情報は、どのような場所で提供されるとよい(効果的)と思いますか。

〈複数回答〉	回答数	回答率(%)
身近な生活利便施設*	323	40.4
図書館、交流学習センター	297	37.1
市役所	257	32.1
公民館	241	30.1
わからない	94	11.8
体育館	68	8.5
その他お住まいの身近な公共施設	67	8.4
その他	34	4.3

*スーパーマーケット、コンビニエンスストア、銀行、郵便局等

⑭ 生涯学習の学びから役立てたいこと

あなたは生涯学習で学んだことを何に役立てたいと思いますか。理想も含めてお聞かせください。

〈複数回答〉	回答数	回答率(%)
健康維持、老化防止	446	55.8
自らの生きがいづくり	422	52.8
教養の向上	265	33.1
生活の安定・安全確保・質的向上	174	21.8
仕事や就職	114	14.3
地域づくりの推進	94	11.8
社会福祉活動	88	11.0
特になし・生涯学習に関心がないので答えようがない	80	10.0
地域の子どもたちへの学習活動	74	9.3
身近な自然環境や地域環境の保全	72	9.0
地域の伝統文化の継承	62	7.8
国際交流の発展	42	5.3
ガイドや指導者としての活動	32	4.0
その他	6	0.8

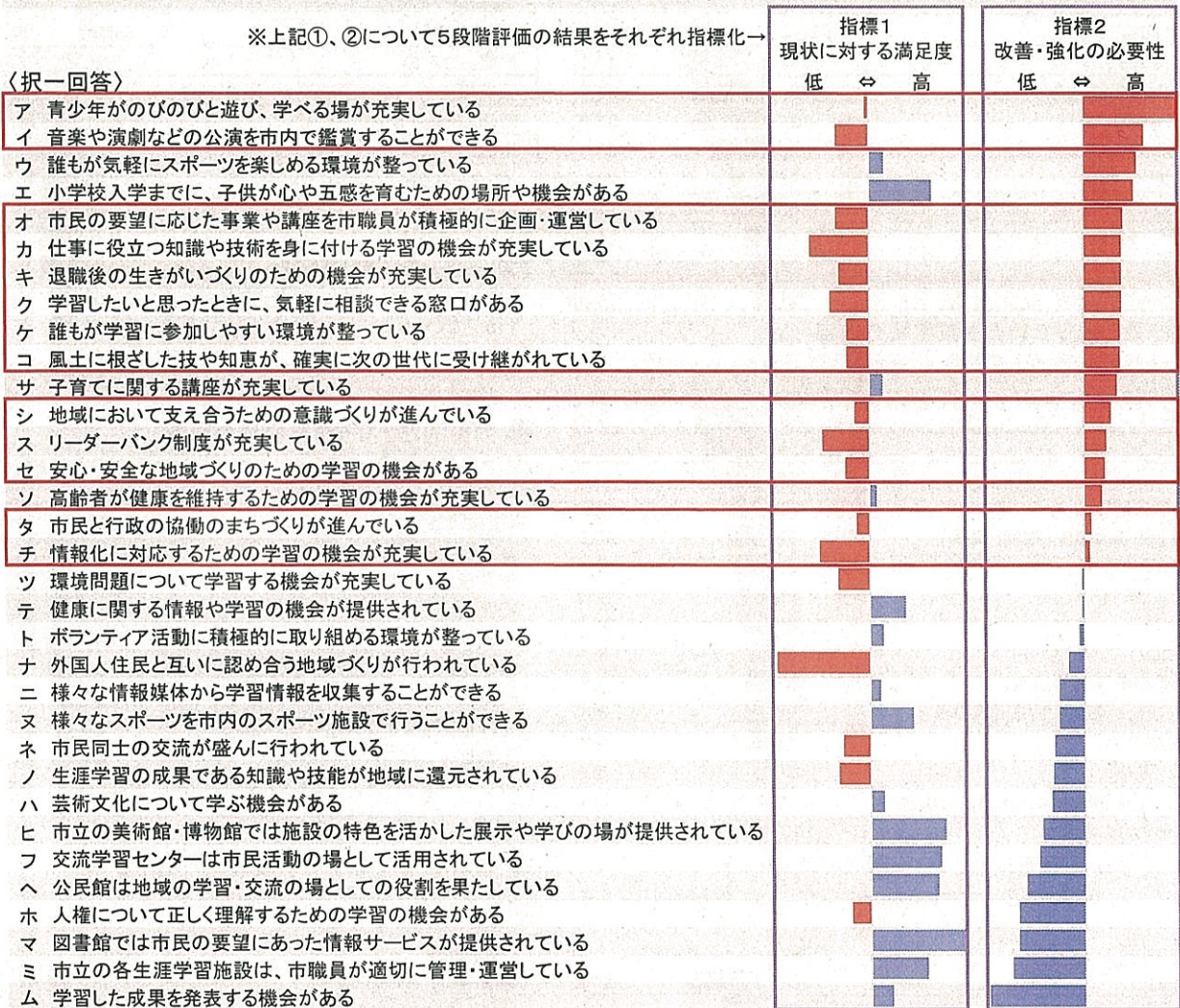
⑮現在の生涯学習の環境や機会・サービス提供の状況等を示す 33 項目への評価の結果を指標化し、改善・強化の必要性（指標 2 の数値）の高い順に並べてみました。この表で上位にある項目ほど、今後の対策検討に必要性が相対的に高い項目として捉えることができます。

そのなかでも、現状における満足度（指標 1 の数値）が相対的に低い項目（例えば、下表のア、イ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、シ、ス、セ、タ、チ）ほど課題の多い項目として捉えることができ、その要因を明らかにしたうえで、今後の対策を立てる必要があります。

⑮ 生涯学習の「現状に対する満足度」と「改善・強化の必要性」

以下ア～ムの33項目について、「①現在、安曇野市で生活する中でどのように感じているか」と、「②今後、安曇野市としてさらに現状を改善・強化すべきか」という2つの視点で、あなたのお考えに最も近い番号をお選びください。

※上記①、②について5段階評価の結果をそれぞれ指標化→



《グラフの読み方》

指標1：赤色の横棒が左方向に長いほど、現状に対する満足度が低い、すなわち相対的に課題が多いと読める。

指標2：赤色の横棒が右方向に長いほど、改善・強化の必要性が高い、すなわち相対的に対策検討の必要性が高いと読める。

3.2 ライフステージごとの特徴 ～アンケート結果から世代間の違いをみる～

生涯学習の目的や内容、取り組み状況には個人差がありますが、生涯学習にかけられる時間や費用、情報入手手段、体力的な要素を加味すると、年齢・世代によってニーズが異なるのではないかという観点から、現在のライフステージを以下4段階の世代に分けて、各世代の大まかな特徴を把握し、とくに世代間で違いのある要素を下表に整理しました。

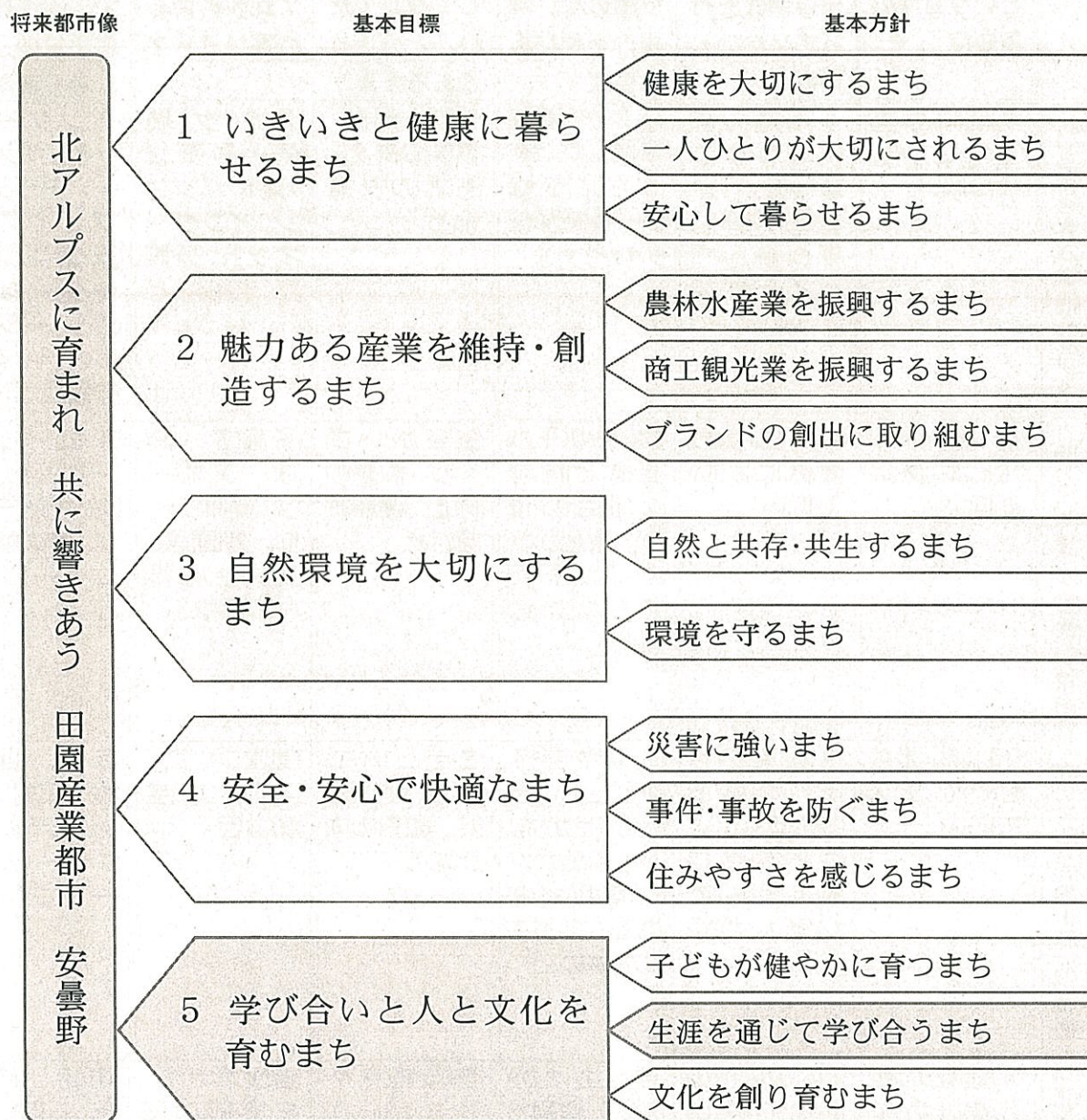
ライフステージ（4段階の世代ごと）の主な特徴

	「生涯学習」という言葉の認知度	過去5年間に生涯学習を行っていない人の割合	生涯学習に取り組めない理由の上位にある要素	生涯学習を通じて役立てたいこと上位にある要素	学習内容として比較的関心の高いテーマ	効果的と考えている情報提供手段の上位にある要素
24歳以下の世代の特徴	4段階の世代のなかで最も低い	4段階の世代のなかで最も高い(=生涯学習に取り組んでいる人が少ない)	仕事や学校が忙しい、きっかけがない、情報がないなど	仕事や就職、教養の向上、生活の安定など	スポーツ、職業上必要な知識、パソコン、インターネット、外国語、芸術など	インターネット、ポスター、チラシ、フェイスブックやツイッターなどのソーシャルメディア、市報など
25～44歳の世代の特徴	24歳以下の世代に次いで低い	45～65歳の世代に次いで低い	24歳以下の世代と同様の理由のほか、費用がかかるや子育て中のためなど	生きがいづくり、教養の向上、健康維持など	子育て、健康、スポーツ、健康づくり、外国語、職業上必要な知識など	市報、インターネット、新聞、折込チラシ、市のホームページなど
45～64歳の世代の特徴	65歳以上の世代に次いで高い	4段階の世代のなかで最も低い(=生涯学習に取り組んでいる人が多い)	仕事や学校が忙しい、きっかけがない、情報がない費用がかかる、介護中のためなど	生きがいづくり、健康維持、教養の向上など	健康づくり、スポーツ、芸術など	市報、回覧板、新聞、折込チラシ、市のホームページなど
65歳以上の世代の特徴	4段階の世代のなかで最も高い	24歳以下の世代に次いで高い	きっかけがない、情報がない、体調の問題、移動手段がないなど	健康維持や生きがいづくりなど	健康づくり、安曇野の歴史や風土、スポーツなど	市報、回覧板、新聞、折込チラシなど

第4章 生涯学習の基本理念とスローガン

4.1 本市の将来都市像と基本目標

本計画の上位計画となる総合計画では、以下に示す将来都市像のもとに定めた5つの基本目標の1つに「学び合いと人と文化を育むまち」を掲げ、「生涯を通じて学び合うまち」を基本方針に1つに据えて、その基本施策の1つに「生涯学習の推進」を位置付けています。



第2次安曇野市総合計画（素案）

4.2 生涯学習の基本理念

これを受け本計画では、生涯学習を人と文化を育むことでまちづくりにもつながっていく大きなテーマとして捉え、本市における生涯学習の基本理念を以下のように決めました。

～ふるさと安曇野をまるごと学びの場にして生きる～

生涯学習の場は図書館や博物館などの施設空間だけではない。この豊かな自然環境に育まれた安曇野の歴史・文化・風土の織りなすフィールド全体を「学びの場」として、人生を通じて最大限に活かしてほしいという想いを込めて設定

4.3 生涯学習のスローガン ～全世代に生涯学習の取り組みを広げるために～

この基本理念のもとに、アンケート等で把握したライフステージごとの特徴を踏まえて、各世代それぞれにスローガンを定め、全世代に生涯学習の取り組みを広げていきます。

＜24歳以下の世代のスローガン＞

『夢・未来へ 学びで新しい自分や仲間と出会おう』

夢に向かって、安曇野の未来をつくる子どもたちが、自らの可能性を広げるために、またその後の人生で共に高め合っていける仲間を見つけるために、成長の各段階で、学びを通してよき出会いを見つけてほしいという想いを込めて設定

＜25～44歳の世代のスローガン＞

『家族も地域も みんなで楽しく学び合おう』

子育てに関わる方も多くなり、その過程で地域との関わりも増えてくるなかで、みんなで楽しく学びあうことが自分・家族・地域のためになるとの想いを込めて設定

＜45～64歳の世代のスローガン＞

『学びでリフレッシュ！ 自分を磨き、社会に役立てよう』

家族や組織、地域における責任や役割が増してくる時期。だからこそ、学びの時間をつくり、心身のリフレッシュを図るとともに、自らを磨き、学びを深め広く社会に役立てていくことで、より充実した人生を築いてほしいという想いを込めて設定

＜65歳以上の世代のスローガン＞

『学びながら生きる あづみのひと 次代安曇野人を育もう』

子どもらも巣立ち、定年を迎えるなど、これまでより時間にゆとりが生まれてくるなかで、人として学び続けることに生きる意義や価値を見出し、その学びの成果や人生の経験を後世に伝え、次代を育む先導者（安曇野人）になってほしいという想いを込めて設定

これら各世代のスローガンを念頭に、生涯学習の推進に向けた施策展開を次章に示します。

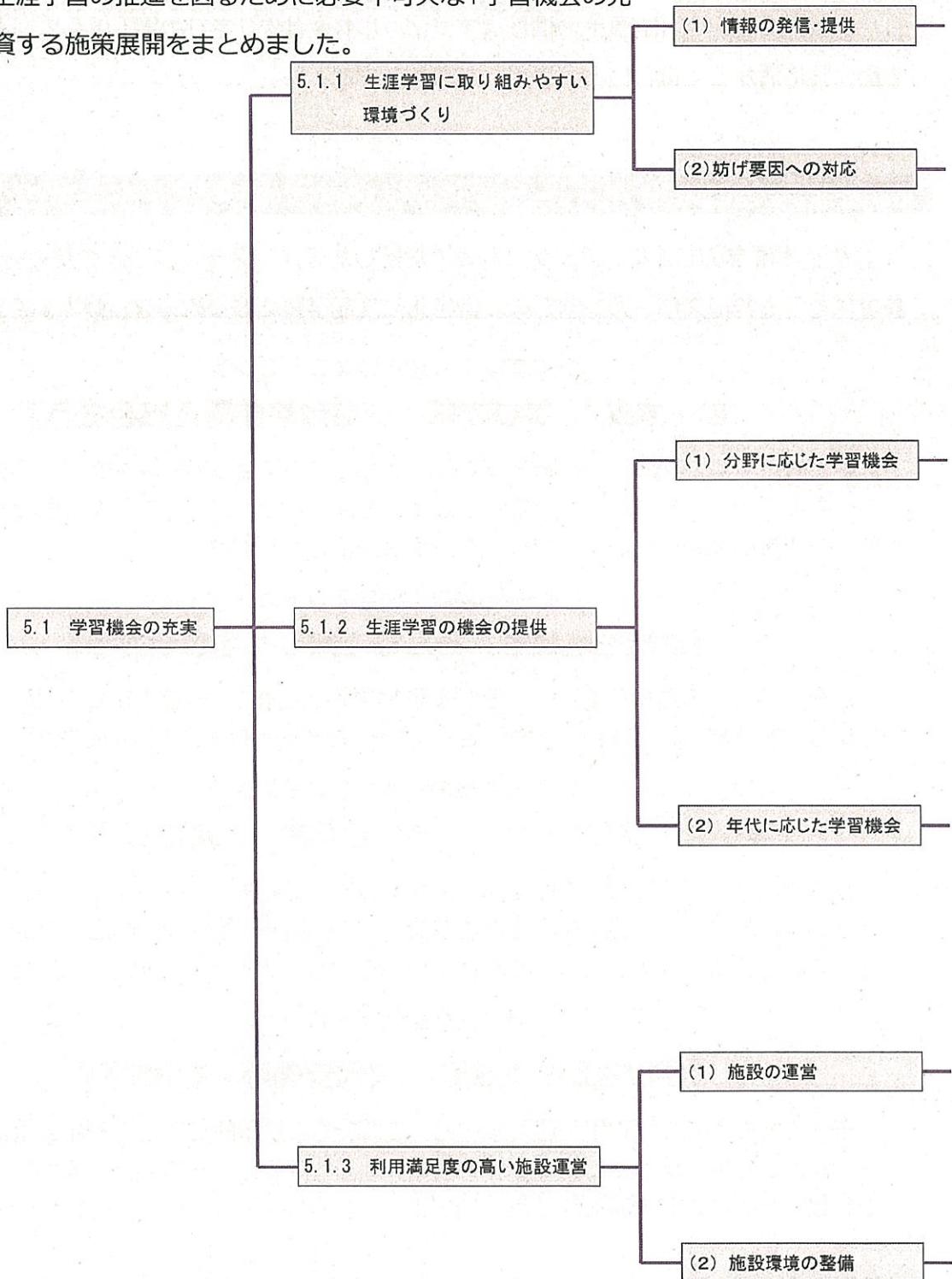
第5章 生涯学習の推進に向けた施策展開

本章では今後の施策を 5.1「学習機会の充実」と 5.2「学習成果の活用」の2つに分けて、それぞれ冒頭に施策体系を図示したうえで、具体的な施策展開の内容を示します。

5.1 学習機会の充実

まず生涯学習の推進を図るために必要不可欠な「学習機会の充実」に資する施策展開をまとめました。

～ふるわと安曇野をまるとびと学びの場にして生かす～



<24歳以下の世代>

『夢・未来へ 学びで

新しい自分や仲間と
出会おう』

<25～44歳の世代>

『家族も地域も み

んなで楽しく学び合
おう』

<45～64歳の世代>

『学びでリフレッシュ!

自分を磨き、社
会に役立てよう』

<65歳以上の世代>

『学びながら生きる

次代の安曇野人を育
もう』

① ワンストップ相談窓口の設置	……目標:市民が気軽に生涯学習についての相談をできるようにする
② 冊子『生涯学習情報(仮)』の発行	……目標:市民が生涯学習情報を一括して入手できるようにする
③ 公民館報の発行	……目標:市民に公民館活動の内容や成果を見てもらうことで、学習意欲を高める
④ インターネットを活用した情報発信	……目標:市民が多様な媒体から生涯学習情報を得られるようにする
⑤ SNS 上でのコミュニティの創出	……目標:市民同士が情報交換、交流する場をつくる(その他発表の場、人材育成の場)
① 託児サービスの設置	……目標:子育て中でも生涯学習に参加できる環境をつくる
② 夜間や土日の講座の開催	……目標:仕事で忙しい人でも生涯学習に参加できる環境をつくる
③ 公民館講座の開催	……目標:交通手段がない人でも身近な施設で生涯学習に参加できる機会をつくる
④ 「ながの電子申請サービス」の活用	……目標:市民が気軽に生涯学習に参加できる環境をつくる
⑤ こども読書活動の推進	……目標:子どもが自主的に読書活動を行うことができる環境整備を図る
① 防災啓発活動の支援	……目標:市民の防災意識を高める機会を設ける
② 災害時福祉避難スペース設置訓練	……目標:市民が災害時の要配慮者の対応方法について学ぶ機会を設ける
③ 人権に関する講座の開催	……目標:市民が人権について学ぶ機会を設ける
④ 男女共同参画フォーラム・講座の開催	……目標:市民が男女共同参画について学ぶ機会を設ける
⑤ 環境講座の開催	……目標:市民が環境について学ぶ機会を設け、環境への意識を高める
⑥ 多文化共生のための講座の開催	……目標:市民が多文化共生の地域づくりを考える機会を設ける
⑦ 協働のまちづくり出前講座の開催	……目標:市民が生涯学習に対する意欲と市政への関心を高める機会を設ける
⑧ スポーツ教室の開催	……目標:スポーツ初心者や未経験者が運動する機会を設ける
⑨ 文化博物館・文書館等講座の開催	……目標:市民が自然・考古・民俗・歴史等諸分野を学ぶ機会を設ける
⑩ 図書館講座等の開催	……目標:市民のニーズに合わせた学習支援、調査研究支援のために講座、講演会等を開催する
⑪ 芸術公演・講習会の開催	……目標:市民に多種多様な学びの場を提供するためコンサートやワークショップを開催する
⑫ ICT 関連講座の開催(課題～重点課題)	……目標:市民がIT や ICT の専門的な知識について学ぶ機会を設ける
⑬ 鑑賞機会の充実	……目標:市民の芸術鑑賞機会の充実のため、各種展覧会・公演・講座等を実施する
① 青少年体験事業の実施	……目標:児童が体験活動により協調性や自立心を学ぶ機会を設ける
② 博物館・美術館における親子向け事業の実施	……目標:親子が歴史資料や美術品に触れる機会を設ける。市内の公共施設等へのアウトリーチを行う
③ 子育て勉強会・育児相談の実施	……目標:保護者が子育てに関する悩みや不安を解消するための機会を設ける
④ 「おはなしかい」等の定期開催	……目標:親子で本に親んでもらう機会を設ける
⑤ ブックスタート事業の実施	……目標:親子が絵本を介して心ふれあうひとときをもつきっかけをつくる
⑥ ヤングアダルト・高齢者を対象とした企画事業	……目標:図書館利用の少ない層を対象とした、企画展示、講座等を実施する
⑦ 朗人大学の開催	……目標:高齢者が幅広い分野の教養を学び、新たな仲間や生きがいづくりのきっかけをつくる
⑧ 健康体操教室の開催	……目標:市民が健康づくりを考えるきっかけをつくる
① 学芸員研修会の開催	……目標:学芸員が専門知識を学ぶ機会を設けることで施設利用者の満足度を高める
② 図書館職員研修	……目標:図書館職員が専門知識を学ぶことで施設利用者の満足度を高める
③ 施設連携事業の実施	……目標:事業を実施し施設相互の連携を向上させ、施設利用者の満足度を高める
④ 常設展・企画展・出前(コンパクト)展示の実施	……目標:調査研究活動の成果や、収集してきた資料や情報などが、市民等の目に触れる機会を増やす
⑤ 交流学習センターの利便性向上	……目標:施設の利便性を向上させることで利用者数を向上させる
⑥ 音響照明スタッフ・レセプションの活用	……目標:スタッフ登録者を活用し、利用者満足度を高める
⑦ 施設利用案内の充実	……目標:市民が誰でも気軽に施設を利用できるよう利用案内を充実させる
① 新総合体育館の建設	……目標:市民が幅広いスポーツを行うための体育館を建設する
② 公民館、交流学習センター等の会議室の Wi-Fi 環境拡充	……目標:ネットワーク環境を提供し、新たな利用者を増やす
③ 博物館・美術館の展示の改善	……目標:誰もが博物館・美術館に親しめるよう、わかりやすい展示に改善する
④ 博物館・美術館の空調設備の設置	……目標:快適な鑑賞環境を整えることで施設利用者を増やす
⑤ 必要・十分な量の図書館資料の整備	……目標:図書資料を適切に収集・管理・提供することで、自ら学び挑戦する心を育む

5.1.1 生涯学習に取り組みやすい環境づくり

(1) 情報の発信・提供

<現状・課題と方向性>

生涯学習に取り組みやすい環境づくりを進めていくうえで、広く市民の皆さんに生涯学習に関する情報提供を図っていくことは行政に求められる最も重要な役割の一つです。

しかしながら、アンケートでは「情報がない」は生涯学習の取り組みの妨げ要因として全体で3番目に回答率の高い項目となっており、改善を図る必要性の高い事項の一つです。

とくに年齢の若い世代ではその回答率が高い傾向がみられます。

回答率(%)による色分けの凡例:

0	20	40	60	80	100
---	----	----	----	----	-----

あなたが生涯学習に取り組むことへの妨げになっていること、あるいは生涯学習に取り組めない理由があれば教えてください。

<複数回答>	全体		24歳以下の世代		25～44歳の世代		45～64歳の世代		65歳以上の世代	
	回答数	回答率	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
仕事・学校が忙しい	275	34.4	59.1	53.8	72.5	41.3	57.0	49.6	8.6	6.6
きっかけがない	205	25.6	40.9	46.2	26.1	28.8	24.8	30.4	25.8	16.2
情報がない	153	19.1	45.5	38.5	13.0	28.8	15.7	18.5	23.9	9.6
費用がかかる	123	15.4	18.2	15.4	30.4	16.3	15.7	26.7	9.2	5.4
体調の問題	112	14.0	9.1	0.0	7.2	2.9	3.3	13.3	21.5	26.3
特になし	108	13.5	13.6	0.0	7.2	6.7	12.4	8.9	22.1	18.0
仲間がいない	85	10.6	22.7	7.7	13.0	11.5	8.3	12.6	11.0	7.8
子育て中のため	63	7.9	0.0	0.0	13.0	38.5	5.8	4.4	0.0	0.6
移動手段がない	50	6.3	4.5	7.7	2.9	1.9	0.8	5.2	3.1	18.0
施設がない	45	5.6	18.2	15.4	2.9	9.6	6.6	6.7	3.1	3.0
生涯学習に興味はあるが魅力的な活動がない	45	5.6	0.0	7.7	1.4	5.8	5.0	8.1	8.6	3.6
介護中のため	43	5.4	0.0	0.0	0.0	3.8	3.3	14.1	3.1	6.6
指導者がいない	29	3.6	4.5	7.7	0.0	2.9	5.0	5.9	3.7	2.4
そもそも生涯学習に興味がない	27	3.4	4.5	7.7	2.9	1.0	1.7	4.4	3.7	4.8
その他	21	2.6	0.0	7.7	0.0	1.0	0.0	4.4	3.1	4.8
合計	800		22	13	69	104	121	135	163	167

情報提供を行う際には、必要とする人に適切な場所で、適切な手段を用いて情報を発信・提供していくことが求められますが、近年、情報入手手段が多様化するなかで、アンケートの結果をみると、世代や性別によってその手段が異なることや、行政による現在の情報提供手段と市民の側が効果的と考える情報入手手段が必ずしも整合していない状況も読みとることができます。

例えば、現在の情報入手手段として、全体的には市報、知人の紹介（口コミ）の回答率が高くなっていますが、性別・世代によってはその比率にばらつきがあり、64歳以下の世代のとくに男性ではインターネットの比率が高く、45歳以下の女性ではポスター、チラシの比率が高くなっています。

また、効果的と考える情報提供手段は、年齢層が下がるほど多様化する傾向がみられ、64歳以下の世代では市のホームページやインターネット、女性ではポスター、チラシの比率が高まり、44歳以下の世代では、とくに男性ではテレビ、ラジオ、女性ではフリーペーパーが比較的回答率の高い項目に加わり、フェイスブック（Facebook）やツイッター（Twitter）などのソーシャルメディアは男女とも44歳以下の世代からにわかに回答率の

高い手段になっています。

現在の情報提供手段と効果的と考える情報入手手段とでとくに不整合がみられるのは、市のホームページで前者では5%未満の回答率であるのに対して、後者では25%以上の回答率となっており、今後、改善・強化が求められる情報提供手段の一つとして捉えることができます。

こうした現状・課題を踏まえて、生涯学習に関する情報の発信・提供の工夫を図っていくことが求められます。

回答率(%)による色分けの凡例: 0 20 40 60 80 100

あなたが生涯学習に関する情報をどのような方法で入手されているか教えてください。

<複数回答>	全体		24歳以下の世代		25～44歳の世代		45～64歳の世代		65歳以上の世代	
	回答数	回答率	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
市報(広報あづみの)	161	46.1	28.6	0.0	22.2	47.1	43.1	69.1	38.2	46.3
知人の紹介(口コミ)	136	39.0	28.6	0.0	25.9	39.2	15.5	47.1	30.9	67.2
新聞、雑誌	125	35.8	28.6	33.3	33.3	27.5	36.2	50.0	30.9	34.3
インターネット	99	28.4	57.1	33.3	59.3	31.4	50.0	26.5	16.2	6.0
ポスター、チラシ	72	20.6	14.3	33.3	7.4	39.2	19.0	25.0	11.8	17.9
回覧板	62	17.8	0.0	0.0	3.7	7.8	19.0	22.1	25.0	20.9
テレビ、ラジオ	40	11.5	14.3	0.0	7.4	9.8	6.9	13.2	10.3	17.9
その他	25	7.2	0.0	0.0	22.2	3.9	6.9	4.4	5.9	9.0
市ホームページ	17	4.9	14.3	0.0	0.0	5.9	6.9	4.4	4.4	4.5
合計	349		7	3	27	51	58	68	68	67

あなたが生涯学習活動をするために必要な情報は、どのように提供されるとよい(効果的)と思いますか。

<複数回答>	全体		24歳以下の世代		25～44歳の世代		45～64歳の世代		65歳以上の世代	
	回答数	回答率	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
市報(広報あづみの)	520	65.0	40.9	23.1	52.2	75.0	61.2	81.5	63.8	61.7
回覧板	286	35.8	13.6	23.1	24.6	30.8	36.4	41.5	39.3	40.1
新聞、折込チラシ	261	32.6	36.4	30.8	29.0	42.3	29.8	40.7	28.8	26.9
市のホームページ	209	26.1	36.4	15.4	23.2	34.6	35.5	33.3	21.5	14.4
インターネット	196	24.5	50.0	15.4	40.6	42.3	34.7	25.9	13.5	7.2
ポスター、チラシ	146	18.3	9.1	46.2	18.8	31.7	12.4	30.4	15.3	6.6
テレビ、ラジオ	140	17.5	36.4	7.7	27.5	19.2	16.5	14.8	13.5	16.8
フリーペーパー(無料情報誌)	132	16.5	22.7	38.5	18.8	33.7	16.5	18.5	10.4	7.2
フェイスブックやツイッターなどのソーシャルメディア	68	8.5	40.9	38.5	20.3	25.0	5.0	5.2	0.6	0.0
わからない	66	8.3	0.0	0.0	11.6	2.9	6.6	5.9	9.2	13.2
その他	16	2.0	9.1	0.0	8.7	1.0	0.8	1.5	1.8	1.8
合計	800		22	13	69	104	121	135	163	167

あなたが生涯学習をするために必要な情報は、どのような場所で提供されるとよい(効果的)と思いますか。

<複数回答>	全体		24歳以下の世代		25～44歳の世代		45～64歳の世代		65歳以上の世代	
	回答数	回答率	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
身近な生活利便施設*	323	40.4	50.0	46.2	44.9	65.4	46.3	54.1	24.5	21.6
図書館、交流学習センター	297	37.1	54.5	46.2	33.3	57.7	34.7	51.9	24.5	25.7
市役所	257	32.1	18.2	7.7	23.2	31.7	39.7	43.0	35.6	23.4
公民館	241	30.1	13.6	15.4	15.9	26.0	32.2	27.4	40.5	32.3
わからない	94	11.8	9.1	7.7	14.5	5.8	9.1	8.1	14.1	17.4
体育館	68	8.5	18.2	38.5	10.1	15.4	7.4	7.4	5.5	4.2
その他お住まいの身近な公共施設	67	8.4	4.5	0.0	5.8	4.8	5.8	8.1	9.8	13.8
その他	34	4.3	4.5	7.7	7.2	6.7	2.5	1.5	5.5	3.6
合計	800		22	13	69	104	121	135	163	167

<複数回答>	豊科	穂高	三郷	堀金	明科
身近な生活利便施設*	42.8	38.1	39.6	42.2	42.3
図書館、交流学習センター	35.6	48.6	27.8	25.0	25.4
市役所	33.3	33.0	26.4	40.6	28.2
公民館	28.8	32.7	31.9	20.3	29.6
わからない	12.6	10.5	14.6	9.4	11.3
体育館	7.2	9.9	11.1	9.4	1.4
その他お住まいの身近な公共施設	9.0	8.5	6.3	9.4	9.9
その他	5.4	4.8	2.8	3.1	2.8
合計	222	294	144	64	71

会社員	無職	専業主婦・主夫	パート、アルバイト
50.5	19.8	37.7	61.5
36.6	25.8	42.1	48.6
30.4	28.6	33.3	38.5
24.2	34.6	31.6	31.2
8.8	20.3	10.5	6.4
9.8	3.8	6.1	11.9
8.8	9.3	10.5	3.7
4.1	3.3	4.4	1.8
194	182	114	109

*スーパーマーケット、コンビニエンスストア、銀行、郵便局など

＜施策内容＞

◎：とくに重視する世代、○：連携・協働したい世代

① ワンストップ相談窓口の設置

生涯学習に関する市民からの幅広い相談に対して、1か所で何にでも応じることのできる総合的な窓口を設置し、市民の生涯学習活動を下支えます。

設置場所は、本庁舎や生涯学習活動の拠点施設を候補とし、地域単位でサテライト的な窓口の設置も検討します。また、その窓口には生涯学習に関する各種資料等を置き、情報発信拠点としても機能させます。

目 標：市民が気軽に生涯学習についての相談をできるようにする

対 象：◎（24歳以下、25～44歳、45～64歳、65歳以上）

担当部署：生涯学習課 社会教育担当 スポーツ推進担当

施策指標：案内件数

成果指標：認知度

より見やすくなるよう表示
方法等検討中（以降同じ）

② 冊子『生涯学習情報（仮）』の発行

生涯学習に関して、市民にとって必要かつ有益な情報を整理し、一定期間、情報の有効性を保てる内容を厳選してとりまとめた冊子『生涯学習情報（仮）』を発行します。

既存の生涯学習の活動内容を踏まえ、市民のニーズに見合った内容で、幅広く社会人に向けて生涯学習活動を喚起できるような冊子を目指します。

発行部数や発行回数は具体的な内容に応じて検討するものとし、できる限りの多くの市民の手に行き渡る配布方法を選び、印刷物としてだけでなく、電子データにして市のホームページ等でも閲覧できるようにします。また、情報の最新性の担保とコスト面を考慮し、2版以降は電子データによる更新も検討します。

目 標：市民が生涯学習情報を一括して入手できるようにする

対 象：◎（25～44歳、45～64歳、65歳以上）、○（24歳以下）

担当部署：生涯学習課 社会教育担当 スポーツ推進担当

施策指標：発行回数、情報量、発行部数

成果指標：残部率

③ 公民館報の発行

生涯学習活動の一貫である公民館活動の内容やその成果をとりまとめた公民館報を定期的に発行します。

目 標：市民に公民館活動の内容や成果を見てもらうことで、学習意欲を高める

対 象：◎（24歳以下、25～44歳、45～64歳、65歳以上）

担当部署：生涯学習課 社会教育担当

施策指標：認知度、情報量

成果指標：アンケート満足度

④ インターネットを活用した情報発信

市報や回覧板による生涯学習情報の提供を補完する手法として、インターネットを有効活用し、市のホームページによる情報提供の充実を図るとともに、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）を用いた情報提供にも取り組み、とくに若い世代に向けた生涯学習情報の発信力の強化に努めます。

これにより、情報発信の多様な媒体をもちながら、生涯学習の内容に応じて、その都度より適切かつ効果的な情報発信手段を選択していきます。

目 標：市民が多様な媒体から生涯学習情報を得られるようにする

対 象：◎（24歳以下、25～44歳、45～64歳）、○（65歳以上）

担当部署：生涯学習課 社会教育担当 スポーツ推進担当

施策指標：投稿回数

成果指標：フォロー数、いいね数

⑤ SNS 上でのコミュニティの創出

知人からの紹介いわゆる口コミによる情報拡散力に着目し、インターネット上で同様の効果を有する SNS を活用して、生涯学習に関する情報コミュニティの場をつくり、市から一方的な情報提供だけでなく、情報の双方向性による情報発信を促します。

この取り組みは若い世代に限らず、現状でも、例えばシニア大学では参加者同士が SNS 上のコミュニティで日常的に情報交換を行っていることなどから、遠距離で気軽に集まることのできない仲間同士が場所を選ばず気軽に情報交換できる場として、全世代に展開していきます。

一方で、SNS 上での個人情報保護や人権の視点に配慮した運用に努めます。

目 標：市民同士が情報交換、交流する場をつくる（その他発表の場、人材育成の場）

対 象：◎（24歳以下）、○（25～44歳、45～64歳、65歳以上）

担当部署：生涯学習課 社会教育担当 スポーツ推進担当

施策指標：コミュニティ作成数

成果指標：交流人数

(2) 妨げ要因への対応

<現状・課題と方向性>

アンケートの結果から生涯学習の推進における最も大きな課題を1つ見出すとすれば、生涯学習が「必要だと思う」方が約61%いるのに対して、過去5年間に生涯学習の取り組みを行ったことのある方が約44%に留まり、生涯学習を必要だと思いながら、取り組めていない方が少なからずいることから、この妨げ要因の解消を図ることにあります。

世代別にみると、64歳以下でとくに上記数値の差が大きく、具体的な妨げ要因として、「仕事・学校が忙しい」、「きっかけがない」、「情報がない」、「費用がかかる」、「体調の問題」が回答率の高い項目の上位に挙げられています。またこれ以外の項目でも、25～44歳の世代の女性では「子育て中のため」を理由として挙げる方の比率が突出して高く、46～64歳の世代の女性では「介護中のため」という理由が相対的に高い比率を示しています。さらに65歳以上の女性の回答をみると、「移動手段がない」が比較的高い回答率を得ており、性別も含め、各世代特有の要因にも着目して、生涯学習の妨げ要因の解消につながる施策展開を図る必要があります。

回答率(%)による色分けの凡例:

0	20	40	60	80	100
---	----	----	----	----	-----

あなたは、学校教育終了後も生涯にわたって学び続けることは必要だと思いますか。

<複数回答>	全体		24歳以下の世代		25～44歳の世代		45～64歳の世代		65歳以上の世代	
	回答数	回答率	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
必要だと思う	491	61.4	40.9	69.2	60.9	77.9	70.2	71.1	53.4	46.7
必要だと思わない	10	1.3	0.0	0.0	1.4	1.0	0.8	0.7	2.5	1.2
わからない	175	21.9	50.0	30.8	27.5	15.4	19.0	17.8	22.7	24.6
無回答・無効	124	15.5	9.1	0.0	10.1	5.8	9.9	10.4	21.5	27.5
合計	800		22	13	69	104	121	135	163	167

あなたはこの5年くらいの間、生涯学習の取り組みをなされましたか。

<択一回答>	全体		24歳以下の世代		25～44歳の世代		45～64歳の世代		65歳以上の世代	
	回答数	回答率	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
はい	349	43.6	31.8	23.1	39.1	49.0	47.9	50.4	41.7	40.1
いいえ	451	56.4	68.2	76.9	60.9	51.0	52.1	49.6	58.3	59.9
合計	800		22	13	69	104	121	135	163	167

あなたが生涯学習に取り組むことへの妨げになっていること、あるいは生涯学習に取り組めない理由があれば教えてください。

<複数回答>	全体		24歳以下の世代		25～44歳の世代		45～64歳の世代		65歳以上の世代	
	回答数	回答率	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
仕事・学校が忙しい	275	34.4	59.1	53.8	72.5	41.3	57.0	49.6	8.6	6.6
きっかけがない	205	25.6	40.9	46.2	26.1	28.8	24.8	30.4	25.8	16.2
情報がない	153	19.1	45.5	38.5	13.0	28.8	15.7	18.5	23.9	9.6
費用がかかる	123	15.4	18.2	15.4	30.4	16.3	15.7	26.7	9.2	5.4
体調の問題	112	14.0	9.1	0.0	7.2	2.9	3.3	13.3	21.5	26.3
特になし	108	13.5	13.6	0.0	7.2	6.7	12.4	8.9	22.1	18.0
仲間がいない	85	10.6	22.7	7.7	13.0	11.5	8.3	12.6	11.0	7.8
子育て中のため	63	7.9	0.0	0.0	13.0	38.5	5.8	4.4	0.0	0.6
移動手段がない	50	6.3	4.5	7.7	2.9	1.9	0.8	5.2	3.1	18.0
施設がない	45	5.6	18.2	15.4	2.9	9.6	6.6	6.7	3.1	3.0
生涯学習に興味はあるが魅力的な活動がない	45	5.6	0.0	7.7	1.4	5.8	5.0	8.1	8.6	3.6
介護中のため	43	5.4	0.0	0.0	0.0	3.8	3.3	14.1	3.1	6.6
指導者がいない	29	3.6	4.5	7.7	0.0	2.9	5.0	5.9	3.7	2.4
そもそも生涯学習に興味がない	27	3.4	4.5	7.7	2.9	1.0	1.7	4.4	3.7	4.8
その他	21	2.6	0.0	7.7	0.0	1.0	0.0	4.4	3.1	4.8
合計	800		22	13	69	104	121	135	163	167

＜施策内容＞

◎：とくに重視する世代、○：連携・協働したい世代

① 託児サービスの提供

小さなお子さんをお持ちの方でも、安心してかつ積極的に生涯学習に参加できるよう、とくに子育て世代を対象にしたテーマの講座などを実施する際に、気軽に利用できる託児サービスの提供を図ります。

目 標：子育て中でも生涯学習に参加できる環境をつくる

対 象：◎（25～44歳、45～64歳）、○（65歳以上）

担当部署：人権男女共同参画課 人権男女共生担当、子ども支援課 ○○担当

施策指標：設置回数、利用者数

成果指標：講座での設置回数

担当追加要検討
(ファミサポ関係)

② 夜間や土日の講座の開催

平日や日中は仕事や家事で忙しく生涯学習の時間を確保できないという方でも、内容に応じて、夜間や土日に開催する講座を設け、同じテーマの講座でも複数の曜日や時間帯の選択肢のなかから選べるようにするなどの工夫をして、とくに働く世代が生涯学習に取り組みやすい環境づくりに努めます。

目 標：仕事で忙しい人でも生涯学習に参加できる環境をつくる

対 象：◎（25～44歳）、○（45～64歳）

担当部署：各講座担当課

施策指標：講座開催数、参加者数

成果指標：受講者のうち働く世代の講座参加率

③ 公民館講座の開催

参加したい講座があっても、開催場所が自宅から遠く、移動手段もなく参加できないという方を念頭に、どの地域にも比較的身近にある公民館を活用した講座も開催し、とくに自家用車を運転できない交通弱者の方が参加できる機会を増やします。

目 標：交通手段がない人でも身近な施設で生涯学習に参加できる機会をつくる

対 象：○（65歳以上）

担当部署：地域課 地域担当

障がい者・免許非保有者を
含めて対象年齢要検討

施策指標：講座開催数、参加者数

成果指標：受講者のうち交通手段がない人の講座参加率

④ 「ながの電子申請サービス」の活用

長野県と長野県内の市町村が共同で提供している各種申請や届出のオンラインサービス「ながの電子申請サービス」では、長野県生涯学習センターが開催している、地域や市町村の生涯学習の振興や生涯学習によるまちづくりを支援していく指導者養成講座を中心に講座の申込を、インターネット上の簡便な手続きで行うことができます。

今後の生涯学習活動の推進を担っていく世代を中心に、同サービスの存在を周知するとともに、講座への参加を促し、人材育成にもつなげていきます。

目 標：市民が気軽に生涯学習に参加できる環境をつくる

対 象：◎（24歳以下、25～44歳）、○（45～64歳）

担当部署：各講座等担当課

施策指標：サービス活用数

成果指標：サービス利用人数

⑤ 子どもの読書活動の推進

子どもが自主的に読書活動を行うことのできる環境を整備し、子どもの読書活動の推進を図ります。

目 標：子どもが自主的に読書活動を行うことのできる環境整備を図る

対 象：◎（24歳以下、25～44歳）、○（45～64歳、65歳以上）

担当部署：図書館交流課 図書館交流担当

施策指標：貸出冊数

成果指標：児童書貸出冊数

5.1.2 生涯学習の機会の提供

(1) 分野に応じた学習機会

<現状・課題と方向性>

生涯学習の内容は極めて幅が広く多種多様な分野・テーマがあることから、アンケートなどから現状における各分野・テーマの取り組み状況を踏まえて、これに応じて学習機会の提供を図る必要があります。

行政としてはとくに、現在取り組んでいる方の比率が高い内容よりも低い内容、あるいは今後新たに学びたいと思う分野や関心のあるテーマで回答率の高い分野・テーマよりも低い分野・テーマに着目して、市民が主体的・自発的に取り組みにくい分野・テーマの学習機会の確保に努めて、生涯学習の内容の幅を広げていくことが求められます。

回答率(%)による色分けの凡例:

0	20	40	60	80	100
---	----	----	----	----	-----

あなたが取り組んでいる生涯学習の内容を教えてください。

<複数回答>	全体	
	回答数	回答率
スポーツ	129	37.0
健康づくり	114	32.7
芸術	69	19.8
趣味などその他	63	18.1
職業上必要な知識・技能・資格	60	17.2
ボランティア	58	16.6
子育て、教育	49	14.0
地域づくり	43	12.3
パソコン、インターネット	31	8.9
安曇野市の歴史や風土	31	8.9
身近な自然環境や地球環境の保全	29	8.3
外国語の学習	24	6.9
防犯、防災	20	5.7
ガイドや指導者として人に伝える技術	17	4.9
マネー・ライフプラン	13	3.7
合計	349	

あなたが今後、生涯学習の一つとして新たに学びたいと思う分野や関心のあるテーマがあれば教えてください。

<複数回答>	全体	
	回答数	回答率
健康づくり	338	42.3
スポーツ	193	24.1
芸術	142	17.8
職業上必要な知識・技能・資格	120	15.0
パソコン、インターネット	118	14.8
特にない	113	14.1
安曇野市の歴史や風土	109	13.6
外国語の学習	106	13.3
子育て、健康	102	12.8
ボランティア	90	11.3
趣味などその他	87	10.9
マネー・ライフプラン	83	10.4
防犯、防災	82	10.3
身近な自然環境や地域環境の保全	78	9.8
地域づくり	77	9.6
ガイドや指導者として人に伝える技術	37	4.6
合計	800	

<施策内容>

◎：とくに重視する世代、○：連携・協働したい世代

① 防災啓発活動の支援

東日本大震災などが近年多発し、被害が激甚化している災害に対する防災意識の高まりを受け、生涯学習の一貫として、防災や減災に対する啓発を行う機会を設けます。

目 標：市民の防災意識を高める機会を設ける

対 象：◎（24歳以下、25～44歳、45～64歳、65歳以上）

担当部署：危機管理課 危機管理担当

施策指標：支援実施回数

成果指標：訓練実施回数、出前講座開催回数

② 災害時福祉避難スペース設置訓練

災害時における福祉避難スペースの設置訓練を実施し、要配慮者への対応方法を学ぶための機会を設けます。

目 標：市民が災害時の要配慮者の対応方法について学ぶ機会を設ける

対 象：◎（25～44歳、45～64歳）、○（24歳以下、65歳以上）

担当部署：長寿社会課 福祉政策担当

施策指標：訓練回数

成果指標：訓練参加者数

③ 人権に関する講座の開催

人権についての固定観念やこれまでの学習方法を振り返り、講座等にとらわれず学び方を工夫しながら、正しく学べる講座を開催し、人ひとりが当事者として学び合える機会をつくります。

目 標：市民が人権について学ぶ機会を設ける

対 象：◎（24歳以下、25～44歳、45～64歳、65歳以上）

担当部署：生涯学習課 社会教育担当

施策指標：開催数、参加者数

成果指標：アンケート満足度

④ 男女共同参画フォーラム・講座の開催

市民が男女共同参画について学べる機会として、男女共同参画フォーラムや講座を開催します。

目 標：市民が男女共同参画について学ぶ機会を設ける

対 象：◎（25～44歳、45～64歳、65歳以上）、○（24歳以下）

担当部署：人権男女共同参画課 人権男女共生担当

施策指標：開催数、参加者数

成果指標：講座の開催回数、アンケート満足度

⑤ 環境講座の開催

豊かな自然環境に恵まれた安曇野市で、市民が環境について学ぶ機会を設け、環境や景観の重要性に対する意識啓発につなげるための環境講座の充実を図ります。

目 標：市民が環境について学ぶ機会を設け、環境への意識を高める

対 象：○（24歳以下、25～44歳、45～64歳、65歳以上）

担当部署：環境課 環境政策係

施策指標：開催数、参加者数

成果指標：アンケート満足度

⑥ 多文化共生のための講座の開催

外国人国籍の住民やインバウンド^{※3}が増加してきていることも踏まえて、世界には多種多様な文化が存在し、それらが共生して誰もが安心して豊かに暮らせる地域づくりを推進していくことの必要性を考える講座を開催します。

目 標：市民が多文化共生の地域づくりを考える機会を設ける

対 象：◎（25～44歳、45～64歳、65歳以上）、○（24歳以下）

担当部署：人権男女共同参画課 人権男女共生担当

施策指標：開催数、参加者数

成果指標：アンケート満足度

⑦ 協働のまちづくり出前講座の開催

市民が生涯学習に対する意欲と市政への関心を高め、生涯学習の成果をまちづくりに活かして協働のまちづくりを推進していくための出前講座を開催します。

目 標：市民が生涯学習に対する意欲と市政への関心を高める機会を設ける

対 象：◎（24歳以下、25～44歳、45～64歳、65歳以上）

担当部署：地域づくり課 まちづくり推進課

施策指標：開催数、参加者数

成果指標：アンケート満足度

⑧ スポーツ教室の開催

スポーツの初心者や未経験者が各スポーツに取り組むきっかけづくりとして、スポーツ教室を開催するとともに、指導者となれる人材の養成を支援講座の開催を検討します。

それに際し、安曇野市もホームタウンとなっている松本山雅 FC などの観戦や応援、ボランティア活動を通じて、スポーツを見て楽しむ機会も促していきます。

目 標：スポーツ初心者や未経験者が運動する機会を設ける

対 象：◎（24歳以下、25～44歳、45～64歳）

担当部署：生涯学習課 スポーツ推進担当

施策指標：開催数、参加者数

成果指標：アンケート満足度

⑨ 文化博物館・文書館等講座の開催

市民が自然・考古・民俗・歴史諸分野を学べる機会として、文化博物館や文書館等における講座を開催します。

目 標：市民が自然・考古・民俗・歴史等諸分野を学ぶ機会を設ける

対 象：◎（24歳以下、25～44歳、45～64歳、65歳以上）

担当部署：文化課 博物館係

施策指標：開催回数、参加者数

成果指標：アンケート満足度

⑩ 図書館講座等の開催

学びの拠点として図書館の有効利用を促すために、市民のニーズに合わせて学習支援や調査研究支援のための講座や講演会等を開催します。

目 標：市民のニーズに合わせた学習支援、調査研究支援のために講座、講演会等を開催する

対 象：◎（25～44歳、45～64歳、65歳以上）、○（24歳以下）

担当部署：図書館交流課 図書館交流担当

施策指標：開催数、参加者数

成果指標：アンケート満足度

⑪ 芸術公演・講習会の開催

市民が感性を磨き、知識を得て、生涯学習活動のきっかけをつかむ機会として、多種多様な芸術公演や講習会を開催します。

目 標：市民に多種多様な学びの場を提供するためコンサートやワークショップを開催する

対 象：◎（24歳以下、25～44歳、45～64歳）、○（65歳以上）

担当部署：図書館交流課 図書館交流担当

施策指標：開催数、参加者数

成果指標：アンケート満足度

⑫ ICT 関連講座の開催（課題～重点課題）

日進月歩で進化し続ける IT（情報技術）や ICT（情報通信技術）について、市民が学べる機会を設け、適切な利用や有効な活用方法を学ぶ機会を設けます。

目 標：市民が IT や ICT の専門的な知識について学ぶ機会を設ける

対 象：◎（24 歳以下）、△（25～44 歳）

△の意図を含めて
対象年齢要検討

担当部署：生涯学習課 社会教育担当

施策指標：開催数、参加者数

成果指標：定員に対する参加希望者の割合、アンケート満足度

⑬ 鑑賞機会の充実

市民が様々な芸術を鑑賞できる機会の充実を図るために、各種展覧会や公演、講座等の実施をします。

目 標：市民の芸術鑑賞機会の充実のため、各種の展覧会・公演・講座等を実施する

対 象：◎（24 歳以下、25～44 歳、45～64 歳、65 歳以上）

担当部署：文化課 文化振興係

施策指標：開催数、参加者数

成果指標：アンケート満足度

(2) 年代に応じた学習機会

<現状・課題と方向性>

学習機会の提供を図るうえでは、各年代のニーズに応じて興味や関心をひく内容やテーマ設定が求められます。

アンケートで今後新たに学びたいと思う分野や関心のあるテーマをうかがった結果からは、世代や性別によって学びたいと思う分野や関心のあるテーマに違いがあることが読みとれます。

特徴的なところでは、24歳以下の世代では「スポーツ」への関心が全世代のうち最も高く、次いで「職業上必要な知識・技能・資格」への関心度が高く、いずれも年齢層があがるにつれ、その回答率が低くなっています。逆に年齢層があがるにつれて高くなっているのは「健康づくり」で、これに関連して65歳以上の世代では「特にない」の比率も高まり、生涯学習への取り組み意欲が年齢とともに低減していく傾向も読みとれます。

また性別も含めて特徴的なところでは、24歳以下の世代の男性は「パソコン、インターネット」への関心が高く、24歳以下から25～64歳の女性は「外国語の学習」に対する関心が比較的高い傾向がみられます。25～44歳の世代では「子育て、健康」に対する関心が高く、とくに女性は突出して回答率が高くなっています。その他、65歳以上の世代の男性では「安曇野市の歴史や風土」に対する関心度も高くなっています。

これらの特徴を踏まえ、対象を明確にして学習機会の提供を図っていく必要があります。

回答率(%)による色分けの凡例:

0	20	40	60	80	100
---	----	----	----	----	-----

あなたが今後、生涯学習の一つとして新たに学びたいと思う分野や関心のあるテーマがあれば教えてください。

<複数回答>	全体		24歳以下の世代		25～44歳の世代		45～64歳の世代		65歳以上の世代	
	回答数	回答率	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
スポーツ	193	24.1	63.6	61.5	27.5	40.4	31.4	19.3	20.2	7.8
健康づくり	338	42.3	27.3	23.1	27.5	33.7	38.8	50.4	47.2	47.9
芸術	142	17.8	9.1	30.8	18.8	29.8	17.4	26.7	12.3	9.0
趣味などその他	87	10.9	0.0	15.4	7.2	6.7	13.2	19.3	8.6	9.6
職業上必要な知識・技能・資格	120	15.0	40.9	30.8	30.4	30.8	19.0	13.3	4.9	3.0
ボランティア	90	11.3	13.6	7.7	4.3	14.4	12.4	16.3	8.6	10.2
子育て、健康	102	12.8	18.2	7.7	27.5	41.3	10.7	10.4	1.8	3.0
地域づくり	77	9.6	9.1	0.0	2.9	8.7	15.7	8.9	12.9	7.2
パソコン、インターネット	118	14.8	31.8	0.0	14.5	18.3	14.9	19.3	12.9	10.2
安曇野市の歴史や風土	109	13.6	9.1	0.0	13.0	9.6	14.9	14.8	20.2	10.2
身近な自然環境や地域環境の保全	78	9.8	9.1	7.7	5.8	13.5	14.9	8.9	11.0	5.4
外国語の学習	106	13.3	13.6	30.8	17.4	32.7	9.1	20.7	3.1	4.8
防犯、防災	82	10.3	9.1	15.4	14.5	11.5	11.6	10.4	11.0	6.0
ガイドや指導者として人に伝える技術	37	4.6	13.6	0.0	7.2	5.8	6.6	6.7	1.8	1.8
マナー・ライフプラン	83	10.4	13.6	7.7	17.4	17.3	14.0	13.3	3.7	4.8
特にない	113	14.1	9.1	7.7	13.0	5.8	6.6	8.1	17.8	28.1
合計	800		22	13	69	104	121	135	163	167

<施策内容>

◎：とくに重視する世代、○：連携・協働したい世代

① 青少年体験事業の実施

青少年が体験活動を通じて、協調性や自立心を学べる機会として、青少年体験事業を実施します。

目 標：児童が体験活動により協調性や自立心を学ぶ機会を設ける

対 象：◎（24歳以下）

担当部署：生涯学習課 社会教育担当

施策指標：開催数、参加者数

成果指標：アンケート満足度

② 博物館・美術館における親子向け事業の実施

親子で参加できるイベントとして、博物館や美術館で歴史資料や美術品に見て・触れて・体験できる機会を設け、市内の公共施設の利用価値や楽しむための手助けにつながる事業を展開します。

目 標：親子が歴史資料や美術品に触れる機会を設ける

市内の公共施設等へのアウトリーチ^{*4}を行う

対 象：◎（24歳以下、25～44歳）

担当部署：文化課 文化振興係

施策指標：開催数、参加者数

成果指標：アンケート満足度

③ 子育て勉強会・育児相談の実施

子育て中の保護者の悩みを共有し、不安の解消を図るとともに、よりよい子育てをみんな考えていく機会として、子育て勉強会や育児相談を実施します。

目 標：保護者が子育てに関する悩みや不安を解消するための機会を設ける

対 象：◎（24歳以下、25～44歳、45～64歳）

担当部署：生涯学習課 社会教育担当、健康推進課 母子保健担当

施策指標：開催数、参加者数

成果指標：アンケート満足度

担当追加要検討

④ 「おはなしかい」等の定期開催

親子で本に親しんでもらう機会として「おはなしかい」等を定期的で開催します。

目 標：親子で本に親しんでもらう機会を設ける

対 象：◎（24歳以下、25～44歳）

担当部署：図書館交流課 図書館交流担当

施策指標：開催数、参加者数

成果指標：アンケート満足度

⑤ ブックスタート事業の実施

親子が絵本を介して心ふれあう機会をつくとともに、子どもが本に親しむきっかけをつくるために、親子で参加できる読み聞かせ講座や教室の開催など、ブックスタート事業を実施します。

目 標：親子が絵本を介して心ふれあうひとときをもつきっかけをつくる

対 象：◎（24歳以下、25～44歳）

担当部署：図書館交流課 図書館交流担当

施策指標：図書配布率

成果指標：子どもの読書率、利用者満足度

⑥ ヤングアダルト・高齢者を対象とした企画事業

現状において図書館利用の少ない層である「ヤングアダルト」や「高齢者」を対象にした企画展示や講座等を実施し、図書館利用を促し、生涯学習活動のきっかけをつくります。

目 標：図書館利用の少ない層を対象とした、企画展示、講座等を実施する

対 象：◎（24歳以下、65歳以上）

担当部署：図書館交流課 図書館交流担当

施策指標：図書貸出数

成果指標：子どもの読書率、利用者満足度

⑦ 朗人大学の開催

高齢者が幅広い分野の教養を学び、新たな仲間や生きがいづくりの市民の健康づくりの取り組みを促し、健康づくりについて考えるきっかけをつくるために、健康体操教室を開催します。

目 標：高齢者が幅広い分野の教養を学び、新たな仲間や生きがいづくりのきっかけをつくる

対 象：◎（60歳以上）

対象年齢要検討

担当部署：長寿社会課 長寿福祉係

施策指標：新規受講者数、開催数

成果指標：アンケート満足度

⑧ 健康体操教室の開催

市民の健康づくりの取り組みを促し、健康づくりについて考えるきっかけをつくるために、健康体操教室を開催します。

目 標：市民が健康づくりを考えるきっかけをつくる

対 象：◎（65歳以上）、○（24歳以下、25～44歳、45～64歳）

担当部署：健康推進課 健康支援担当

施策指標：開催数、参加者数

成果指標：アンケート満足度

5.1.3 利用満足度の高い施設運営

(1) 施設の運営

<現状・課題と方向性>

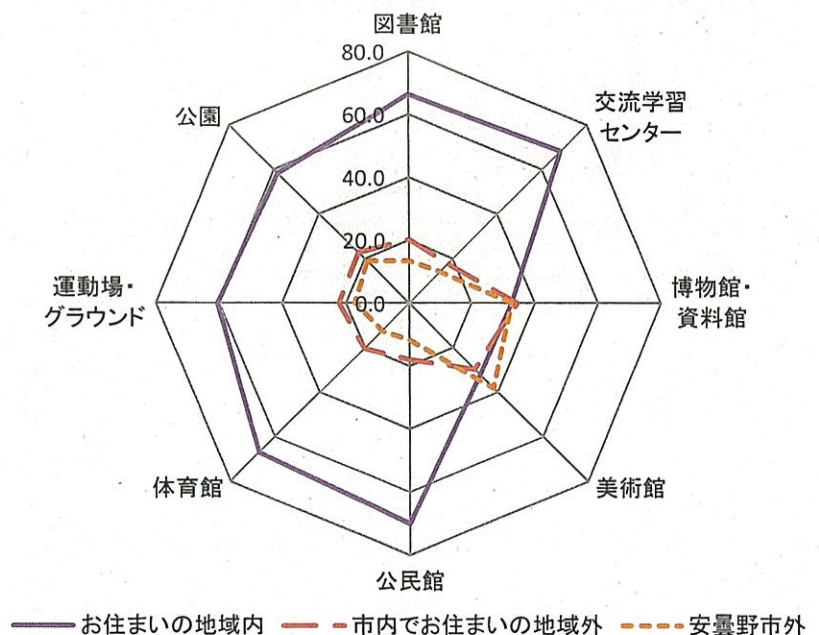
市民が生涯学習を行っている施設には様々な種類があります。アンケートの結果をもとに主な施設を利用率の高い順に並べてみると右表のとおり、公民館、図書館、体育館、交流学习センター、運動場・グラウンド、その他施設、美術館、公園、博物館・資料館の順になっています。これらのうち、その他施設と公園を除く施設について、平成 21 年度から平成 27 年度までの利用者数を 31 ページ～33 ページにそれぞれ図表に整理しました。

次の施設うち、あなたが生涯学習の場としてよく利用する施設があればお選びください。

〈複数回答〉	回答数	回答率(%)
公民館	145	41.5
図書館	121	34.7
体育館	81	23.2
交流学习センター	79	22.6
運動場・グラウンド	67	19.2
その他施設	61	17.5
美術館	59	16.9
公園	58	16.6
博物館・資料館	42	12.0

この間、一部施設では改修や新築の工事があり、一部年度で利用者数に大きな増減が生じていますが、これらの要素を除くと、ここ数年で際立って大きな増加を示している施設はほとんどありません。

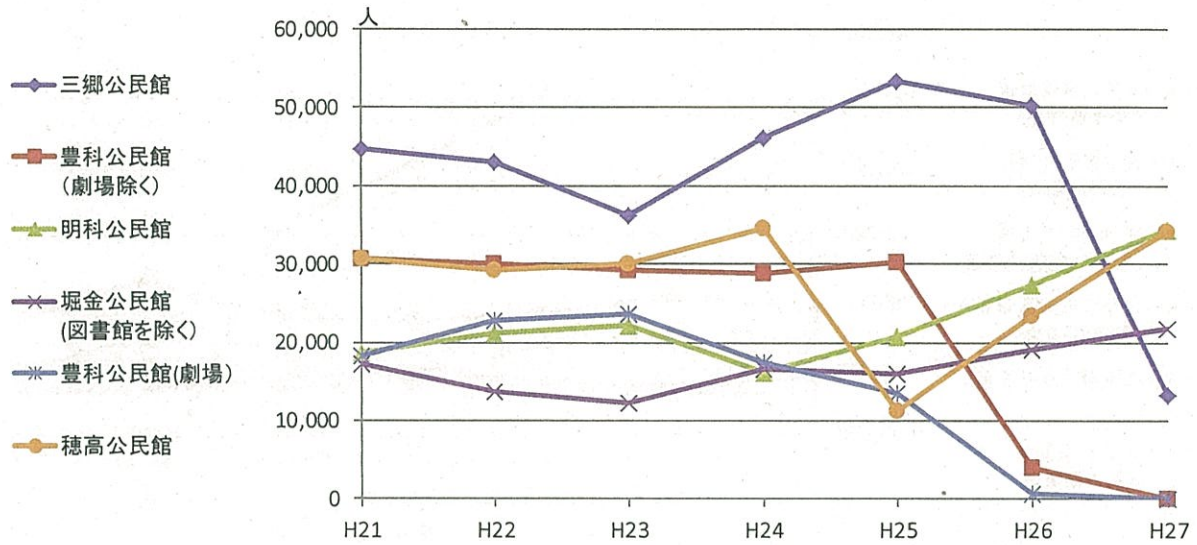
またアンケートの結果から利用する施設の所在地を分析してみると、ほとんどの施設はそれぞれの居住地域内にある施設が多く利用されていることがされています。ただし、美術館と博物館・資料館については、居住地域内の施設利用率が極めて低く、美術館については、安曇野市外の施設利用率が最も高くなっています。



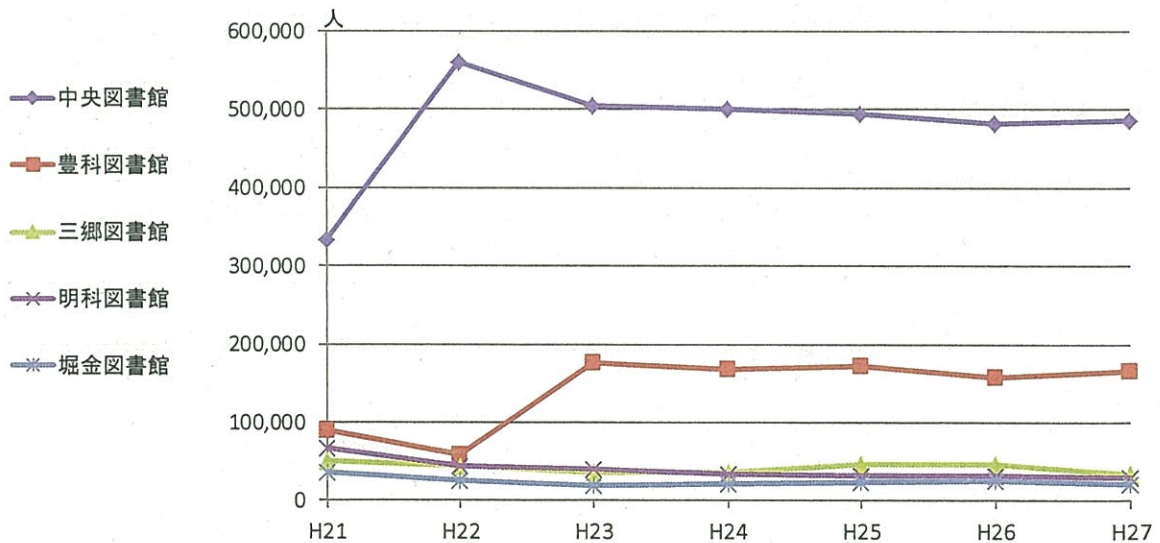
これらの現状を踏まえると、運営上の工夫により、既存の施設の満足度を高めていく余地は十分にあるものと考えられ、各施設に関わる人材育成の面も含め、利用者に提供するサービスの質を高めて、生涯学習の場として利用者の増加につながる施策展開が求められます。

以下各グラフに、利用者数の増減に影響を及ぼしている施設改修の年度等を追記予定

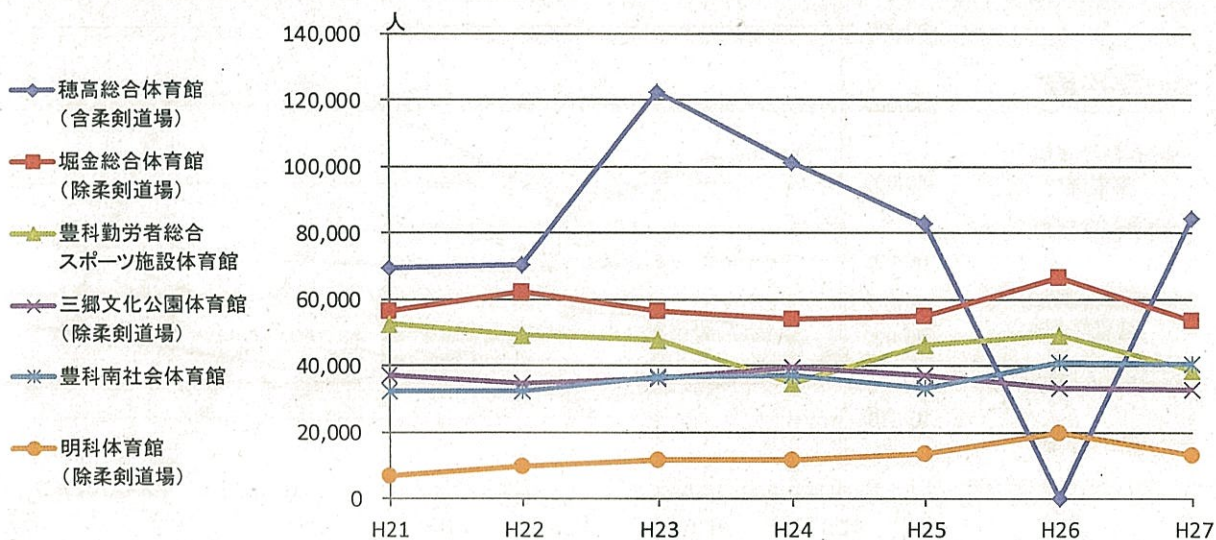
施設名	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
三郷公民館	44,631	43,138	36,263	46,073	53,298	50,318	13,238
豊科公民館(劇場除く)	30,628	30,000	29,265	28,849	30,181	3,979	-
明科公民館	18,657	21,066	22,108	16,170	20,733	27,267	34,310
堀金公民館(図書館を除く)	17,248	13,770	12,168	16,678	16,050	18,984	21,664
豊科公民館(劇場)	18,232	22,728	23,681	17,480	13,398	585	-
穂高公民館	30,624	29,254	30,002	34,638	11,134	23,500	34,174
合計	160,020	159,956	153,487	159,888	144,794	124,633	103,386



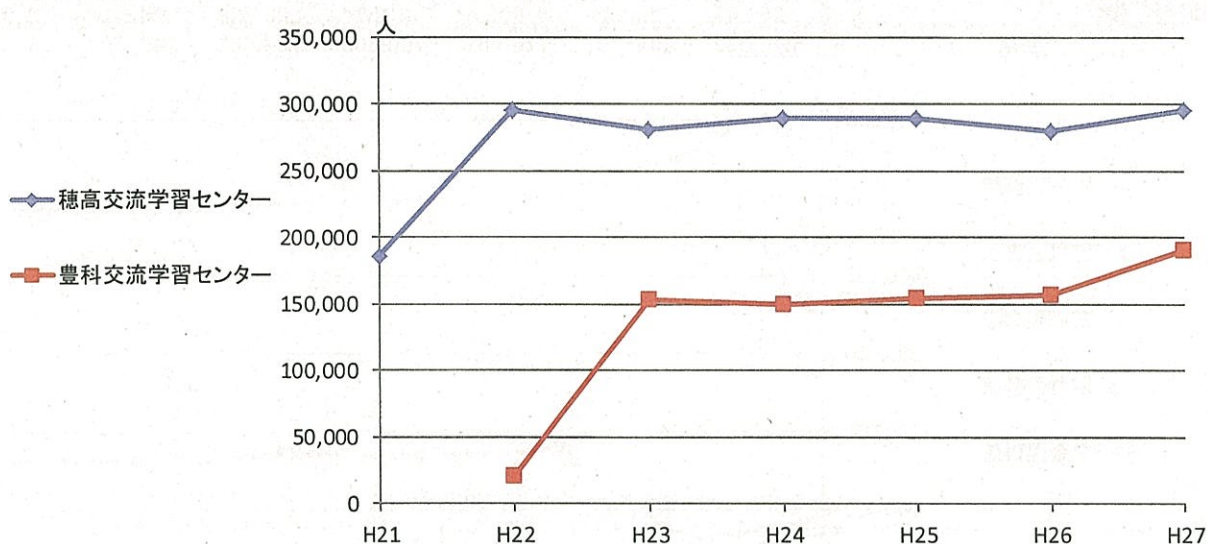
施設名	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
中央図書館	333,160	561,364	504,721	501,213	494,884	482,270	486,420
豊科図書館	89,576	59,413	176,761	168,123	172,067	157,437	165,752
三郷図書館	49,804	43,389	36,663	36,699	46,261	46,533	34,443
明科図書館	66,341	45,019	39,032	33,194	31,745	31,989	29,685
堀金図書館	36,441	25,251	19,424	21,274	23,728	25,541	21,080
合計	575,322	734,436	776,601	760,503	768,685	743,770	737,380



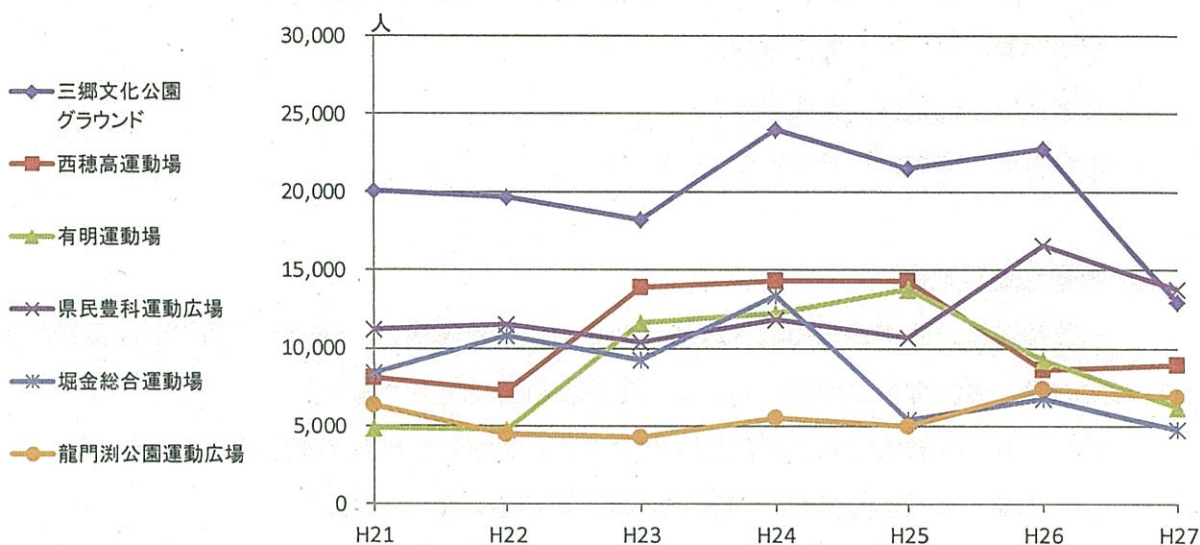
施設名	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
穂高総合体育館(含柔剣道場)	69,391	70,683	122,698	101,417	83,160	-	84,360
堀金総合体育館(除柔剣道場)	56,629	62,543	56,373	54,179	55,059	66,678	53,776
豊科勤労者総合スポーツ施設体育館	52,542	49,421	47,683	34,940	46,449	49,550	38,880
三郷文化公園体育館(除柔剣道場)	37,252	34,854	36,228	39,688	37,266	33,284	33,124
豊科南社会体育館	32,356	32,356	36,684	37,393	33,362	40,930	40,814
明科体育館(除柔剣道場)	6,973	9,913	11,884	11,580	13,572	19,906	13,257
合計	255,143	259,770	311,550	279,197	268,868	210,348	264,211



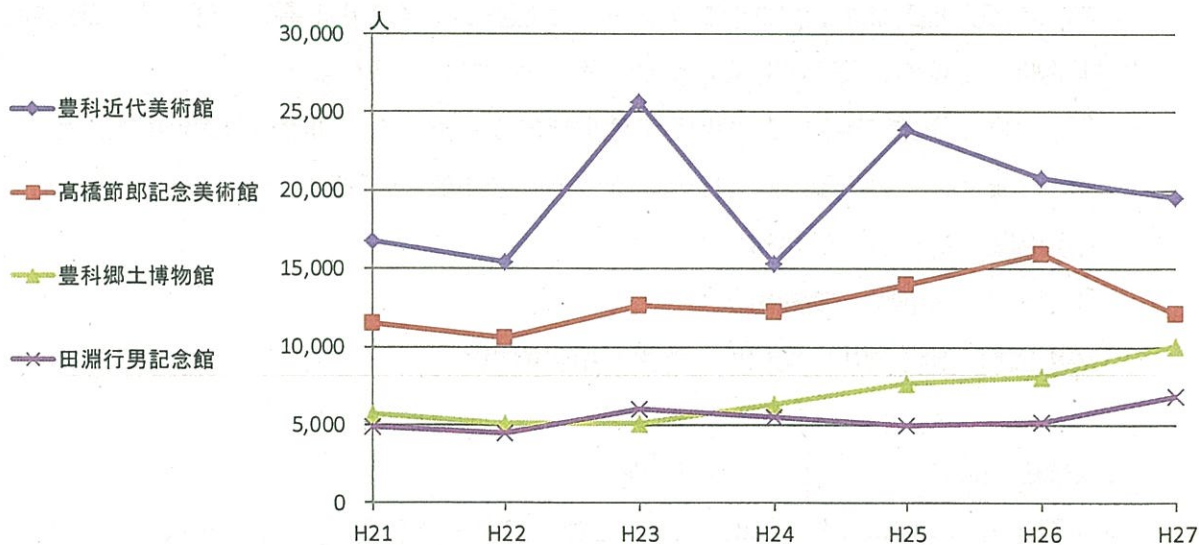
施設名	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
穂高交流学習センター	185,600	295,339	281,361	289,697	289,775	280,109	295,901
豊科交流学習センター		21,461	153,096	149,515	154,988	157,568	191,429
合計	185,600	316,800	434,457	439,212	444,763	437,677	487,330



施設名	(年度)						
	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
三郷文化公園グラウンド	20,107	19,680	18,238	24,003	21,518	22,802	12,996
西穂高運動場	8,067	7,316	13,862	14,329	14,316	8,603	8,967
有明運動場	4,853	4,775	11,590	12,190	13,780	9,180	6,244
県民豊科運動広場	11,230	11,460	10,361	11,774	10,710	16,568	13,775
堀金総合運動場	8,441	10,818	9,200	13,408	5,414	6,745	4,787
龍門淵公園運動広場	6,385	4,504	4,261	5,535	5,030	7,323	6,804
合計	59,083	58,553	67,512	81,239	70,768	71,221	53,573



施設名	(年度)						
	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
豊科近代美術館	16,726	15,436	25,650	15,377	23,872	20,805	19,607
高橋節郎記念美術館	11,497	10,607	12,651	12,233	13,978	15,970	12,153
豊科郷土博物館	5,752	5,105	5,109	6,333	7,688	8,118	10,016
田淵行男記念館	4,912	4,518	6,022	5,539	5,038	5,195	6,879
合計	38,887	35,666	49,432	39,482	50,576	50,088	48,655



<施策内容>

◎：とくに重視する世代、○：連携・協働したい世代

① 学芸員研修会の開催

学芸員が専門的な知識を深めるための研修会を開催し、施設利用者の満足度の向上につなげます。

目 標：学芸員が専門知識を学ぶ機会を設けることで施設利用者の満足度を高める

対 象：◎（24歳以下、25～44歳、45～64歳、65歳以上）

担当部署：文化課 文化振興係

施策指標：開催数、参加者数

成果指標：施設利用者満足度

② 図書館職員研修

図書館職員が専門的な知識を深めるための研修を実施し、施設利用者の満足度の向上につなげ、生涯学習のサポーターとしての役割を向上させます。

目 標：図書館職員が専門知識を学ぶことで施設利用者の満足度を高める

対 象：◎（24歳以下、25～44歳、45～64歳、65歳以上）

担当部署：図書館交流課 図書館交流担当

施策指標：開催数、参加者数

成果指標：施設利用者満足度

③ 施設連携事業の実施

施設単体での機能の充実を図るだけでなく、設備の整っている公民館を中核にして、市内にある多種多様な施設が一つのテーマで連携して実施する事業を通じて、施設相互の連携向上を図り、施設利用者の増加と満足度の向上を図ります。

目 標：事業を実施し施設相互の連携を向上させ、施設利用者の満足度を高める

対 象：◎（24歳以下、25～44歳、45～64歳、65歳以上）

担当部署：文化課 文化振興係

施策指標：開催数、参加者数

成果指標：施設利用者満足度、施設利用者増加率

④ 常設展・出前（コンパクト）展示の実施

調査研究活動の成果や、収集してきた資料・情報等が市民をはじめとする多くの人々の目に触られるよう、常設展やコンパクトなかたちでの出前展示を実施し、生涯学習意欲の啓発につなげます。

目 標：調査研究活動の成果や、収集してきた資料や情報などが、市民等の目に触れる機会を増やす

対 象：◎（24歳以下、25～44歳、45～64歳、65歳以上）

担当部署：文化課 博物館係

施策指標：開催回数、参加者数

成果指標：開催延べ人数

⑤ 交流学習センターの利便性向上

生涯学習活動の中核施設となる豊科・穂高の交流学習センターのさらなる利便性の向上を図るために、利用者のニーズを随時把握しながら、改善に努めます。

また、施設全体をコーディネートできる人材育成に努めます。

目 標：施設の利便性を向上させることで利用者数を向上させる

対 象：◎（24歳以下、25～44歳、45～64歳）、○（65歳以上）

担当部署：図書館交流課 図書館交流担当

施策指標：利便性向上のための取り組み数

成果指標：施設利用者満足度、施設利用者増加率

⑥ 音響照明スタッフ・レセプションистの活用

講座や講演会の開催に際し、参加者の満足度を高め、学びの意欲向上につながるように、音響照明スタッフを活用し、快適な環境をつくり出すとともに、レセプション（受付業務や応接業務、会場案内業務、時にパーティー企画などを行う仕事）を活用して、質の高い対応サービスの提供を図ります。

目 標：スタッフ登録者を活用し、利用者満足度を高める

対 象：◎（45～64歳、65歳以上）、○（24歳以下、25～44歳）

担当部署：図書館交流課 図書館交流担当

施策指標：登録者の活用延回数

成果指標：施設利用者満足度

⑦ 施設利用案内の充実

生涯学習活動の場となる市内の様々な施設の場所（地図）、アクセス方法、駐車場の位置・収容可能台数、利用可能な曜日・時間帯、利用料金その他利用に際しての条件等、施設利用に関する案内情報の充実を図り、利用者が一目でわかりやすいような情報提供に努めます。

また市民からの要望等に応じて、それらの情報が見やすいようにホームページ等の改善を随時行っていきます。

市内にある既存の博物館や美術館における常設展の展示内容の工夫や、関心を呼ぶ企画展の開催を通じて、市民が学術・芸術・文化に親しめるような、わかりやすい展示に向けて継続的な改善を図ります。

目 標：市民が誰でも気軽に施設を利用できるよう利用案内を充実させる

対 象：◎（24歳以下、25～44歳、45～64歳、65歳以上）

担当部署：生涯学習課 社会教育担当

施策指標：実施数

成果指標：施設利用者増加率

（2）施設環境の整備

＜現状・課題と方向性＞

この10年間で生涯学習の場となる施設の新設・改修はかなり進んできましたが、利用者の満足度をより一層高めていくためには、生涯学習として関心の高い分野や、現在の施設の利用状況、ICTの進展など取り巻く環境の変化等を踏まえて、施設の新設も含め、展示内容や設備の改善、資料の充実など施設環境の整備に努めていく必要があります。

＜施策内容＞

◎：とくに重視する世代、○：連携・協働したい世代

① 新総合体育館の建設

安曇野市における新たなスポーツ活動の拠点となる新総合体育館の建設を促進し、建設後の幅広い利用を促し、スポーツの取り組みの拡充を図ります。

目 標：市民が幅広いスポーツを行うための体育館を建設する

対 象：◎（24歳以下、25～44歳、45～64歳、65歳以上）

担当部署：生涯学習課 スポーツ推進担当

施策指標：施設利用者数

成果指標：施設利用者満足度

② 公民館、交流学習センター等の会議室のWi-Fi環境拡充

各地域の公民館や、豊科、穂高の交流学習センターなど、生涯学習の拠点施設の会議室に公衆無線LAN設備の充実を図り、リアルタイムでの情報通信環境を整えることで、生涯学習活動の充実と現場からの生涯学習活動の情報発信機能を高めます。

目 標：ネットワーク環境を提供し、新たな利用者を増やす

対 象：○（24歳以下、25～44歳、45～64歳、65歳以上）

担当部署：生涯学習課 社会教育担当 スポーツ推進担当、図書館交流課

施策指標：施設力バース率、接続回数（ログ）

成果指標：施設利用者増加率

③ 博物館・美術館の展示の改善

市内にある既存の博物館や美術館における常設展の展示内容の工夫や、関心を呼ぶ企画展の開催を通じて、市民が学術・芸術・文化に親しめるような、わかりやすい展示に向けて継続的な改善を図ります。

目 標：誰もが博物館・美術館に親しめるよう、わかりやすい展示に改善する

対 象：◎（24歳以下）

担当部署：文化課 文化振興係

施策指標：アンケート満足度

成果指標：対象年齢の施設利用増加率

④ 博物館・美術館の空調設備の設置

市内にある既存の博物館や美術館における常設展の展示内容の工夫や、関心を呼ぶ企画展の開催を通じて、市民が学術・芸術・文化に親しめるような、わかりやすい展示に向けて継続的な改善を図ります。

目 標：快適な鑑賞環境を整えることで施設利用者を増やす

対 象：-

担当部署：文化課 博物館係

施策指標：設置工事数

成果指標：利用者増加率

⑤ 必要・十分な量の図書館資料の整備

市民が学ぶ喜びを味わい、学びの楽しさを知り、学びを深めることができる最も身近な施設である図書館の資料の充実に努め、必要・十分な量の図書館資料の整備に努めます。

目 標：図書資料を適切に収集・管理・提供することで、自ら学び向上する心を育む

対 象：○（24歳以下、25～44歳、45～64歳、65歳以上）

担当部署：図書館交流課 図書館交流担当

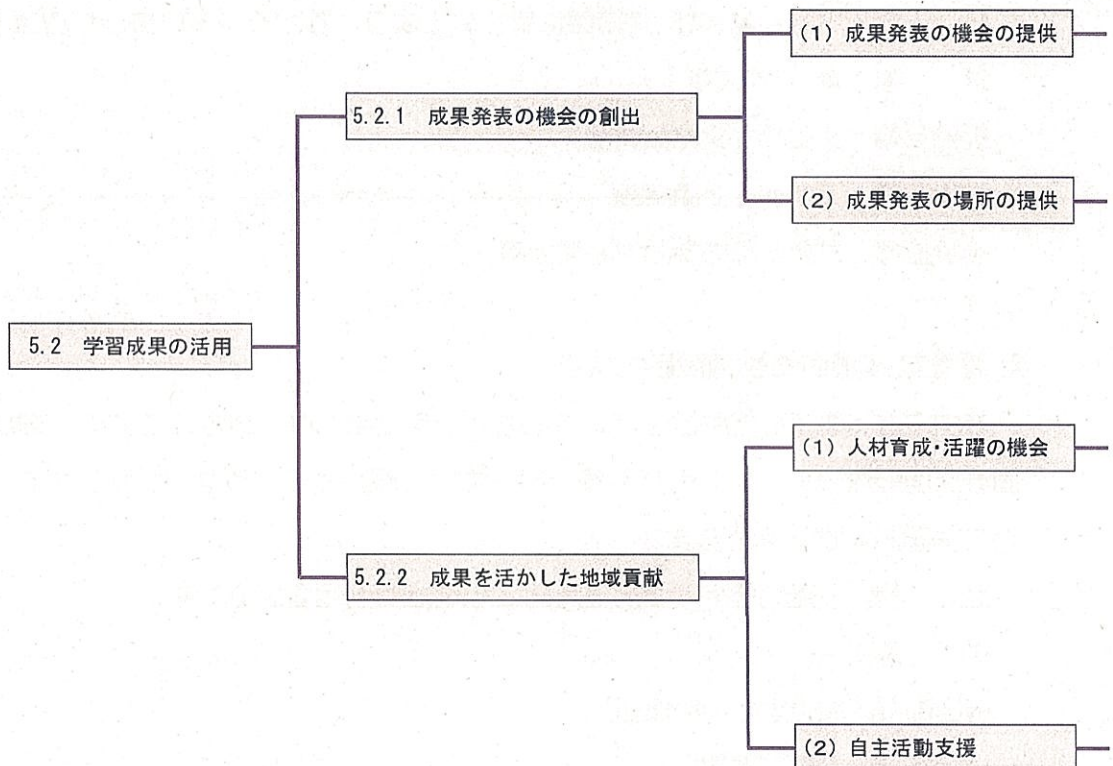
施策指標：人口一人当たり貸出蔵書数、貸出冊数

成果指標：市民の読書率、施設利用者満足度

5.2 学習成果の活用

次に「学習成果の活用」についての施策展開についてまとめました。生涯学習は学んで終わりではなく、その学びの成果が活かされることが重要だと考えています。

ふるさと安曇野をまるごと学びの場にして生かそう



＜24歳以下の世代＞
『夢・未来へ 学びで
新しい自分や仲間と
出会おう』

＜25～44歳の世代＞
『家族も地域も み
んなで楽しく学び合
おう』

＜45～64歳の世代＞
『学びでリフレッシュ！
自分を磨き、社
会に役立てよう』

＜65歳以上の世代＞
『学びながら生きる
次代の安曇野人を育
もう』

① 環境フェアの開催	……目標：環境活動団体が日頃の取り組みの成果を広く発信し、交流する場を設け、活動意欲を高める。 来場者が環境フェアでの体験などにより環境への意識を高める
② こども文化祭の開催	……目標：青少年が日頃の活動の成果を発表し同世代と交流する場を設け、活動意欲を高める
③ 市民スポーツ祭の開催	……目標：市民が日頃のスポーツ活動の成果を競う場を設けることで、活動意欲を高める
④ 新進音楽家公開演奏会の開催	……目標：新進音楽家が技術を競う場と発表の場を設けることで、活動意欲を高める
⑤ 地域文化祭の開催	……目標：市民が日頃の成果を多くの人に見てもらう場を設けることで、活動意欲を高める
⑥ 公募展の開催	……目標：市民が日頃の成果を多くの人に見てもらう場を設けることで、活動意欲を高める
⑦ 機関誌等の発行	……目標：市民が日頃の成果を多くの人に見てもらう機会を設けることで、活動意欲を高める
① 貸スペースの稼働率の向上	……目標：市民が日頃の成果を見てもらう場所を提供することで、活動意欲を高める
② ホールの発表の場としての活用	……目標：交流学習センターや公民館ホールを発表の場として市民に提供し、活動意欲を高める
① 自主防災会長・自主防災リーダー研修会の開催	……目標：地域の自主防災組織で活躍できるリーダーを育てる
② ジュニアリーダー養成講座の開催	……目標：大人と子どもの架け橋となり、地域で活躍できる子どもを育成する
③ 青少年スポーツ指導者講習会の開催	……目標：スポーツ指導者を育成する
④ 読み聞かせボランティアの育成	……目標：読み聞かせのボランティアを育成する
⑤ 図書館ボランティア研修会の開催	……目標：図書館ボランティアの知識を深める研修会を開催する
⑥ コミュニティスクール事業の実施	……目標：学校活動を支援する者をボランティアとして登録し、学校の要請に応じ活用する
⑦ スポーツマスター制度(仮称)の実施	……目標：技能を持つ者をスポーツマスターとして登録し、活用する
⑧ リーダーバンク制度の活用	……目標：地域に関する知識や技能を持つ者を登録し、活用する
⑨ 健康づくり推進員会地区活動	……目標：健康づくり推進員が地域において活動する
⑩ 手話奉仕員養成講座の開催	……目標：日常会話に必要な手話技術を習得するための手話奉仕員の養成講座を開催する
⑪ 日赤奉仕団活動に伴う訓練、講習会等の開催	……目標：災害時に奉仕活動ができるリーダーを育てる
① 自主サークル設立支援	……目標：市民が継続的に自主活動できるように支援する
② 市民活動サポートセンターの充実	……目標：市民活動を支援・促進し、協働を推進する
③ 図書館ボランティアの主体的な活動	……目標：図書館ボランティアが主体的に事業を実施する

5.2.1 成果発表の機会の創出

(1) 成果発表の機会の提供

<現状・課題と方向性>

生涯学習には多種多様な活動があるなかで、それぞれに活動する市民や団体が必ずしもその成果を発表する機会に恵まれているとはいえないのが現状です。

生涯学習は他の人にその成果を定期的に見てもらふことで、活動継続のモチベーションや活動を通じて培われる資質・能力の向上にもつながります。またそうした発表の場で、同じ内容を学ぶ者同士が一堂に会し、交流が生まれることにより、有益な情報の共有や仲間づくりにもつながります。さらにはそうした発表の場に観賞のために訪れた参加者が、その活動に取り組むきっかけにもなることも期待できます。

必ずしも大規模な発表の場あるいはそのためだけの発表の場でなくても、多くの人々が集まる既存のイベントなどとタイアップして、様々な生涯学習の活動成果を発表できる機会を積極的につくり出し、活動意欲の向上につなげていくことが求められます。

<施策内容>

◎：とくに重視する世代、○：連携・協働したい世代

① 環境フェアの開催

環境活動団体が日頃の取り組みの成果を広く発信し、互いに交流する場になっている「安曇野環境フェア」の開催を継続して、当該団体の活動意欲の向上を図るとともに、来訪者の環境に対する意識を高めます。

目 標：環境活動団体が日頃の取り組みの成果を広く発信し、交流する場を設け、活動意欲を高める。来場者が環境フェアでの体験などにより環境への意識を高める

対 象：○（24歳以下、25～44歳、45～64歳、65歳以上）

担当部署：環境課 環境政策係

施策指標：参加団体数、来場者数

成果指標：参加者出展者アンケート、来場者アンケートの満足度

② こども文化祭の開催

青少年が日頃の活動の成果を発表し、同世代と出会う場にもなっている「安曇野市こども文化祭」の開催を継続して、参加者の活動意欲の向上と、学校や地域、年齢の枠組みを超えてつながる仲間づくりを促進します。

目 標：青少年が日頃の活動の成果を発表し同世代と交流する場を設け、活動意欲

を高める

対 象：◎（24歳以下）、○（25～44歳、45～64歳、65歳以上）

担当部署：生涯学習課 社会教育担当

施策指標：出演団体、参加者数、来場者数

成果指標：参加者来場者アンケートの満足度

③ 市民スポーツ祭の開催

市民が日頃のスポーツ活動の成果を競い合う場となっている「安曇野市民スポーツ祭」の開催を継続し、参加者の活動意欲の向上とスポーツ活動の推進を図ります。

目 標：市民が日頃のスポーツ活動の成果を競う場を設けることで、活動意欲を高める

対 象：◎（24歳以下、25～44歳、45～64歳、65歳以上）

担当部署：生涯学習課 スポーツ推進担当

施策指標：種目別競技会の開催数、参加者数

成果指標：協議会の記録、参加者アンケートの満足度

④ 新進音楽家公開演奏会の開催

新進の音楽家が技量を競い合い、発表する場になっている「あづみの新進音楽家公開オーディション」の開催を継続して、参加者の活動意欲の向上を図ります。

目 標：新進音楽家が技術を競う場と発表の場を設けることで、活動意欲を高める

対 象：◎（24歳以下、25～44歳）、○（45～64歳、65歳以上）

担当部署：図書館交流課 図書館交流担当

施策指標：演奏会参加者数

成果指標：選出者の市主催自主企画公演依頼回数

⑤ 地域文化祭の開催

豊科、穂高、三郷、堀金、明科の各地域で行っている文化祭の開催を継続し、市民の日頃の文化活動の成果を多くの人に見てもらおう場を設けることで、活動に取り組む人々の参加意欲の向上を図ります。

また現在、地域単位で行っている文化祭を統合して、市全体での開催の可能性についても検討します。

目 標：市民が日頃の成果を多くの人に見てもらおう場を設けることで、活動意欲を高める

対 象：◎（45～64 歳、65 歳以上）、○（24 歳以下、25～44 歳）

担当部署：生涯学習課 社会教育担当、地域課地域担当

施策指標：出品数、来場者数

成果指標：来場者アンケートの満足度

⑥ 公募展の開催

多彩な生涯学習活動の成果を多くの人々に見てもらえる場として、様々なテーマで開催する公募展を継続し、それぞれの活動意欲の向上を図ります。

目 標：市民が日頃の成果を多くの人に見てもらえる場を設けることで、活動意欲を高める

対 象：◎（24 歳以下、25～44 歳、45～64 歳、65 歳以上）

担当部署：文化課 文化振興係

施策指標：開催数、来場者数、応募者数

成果指標：来場者アンケートの満足度

⑦ 機関誌等の発行

市民の日頃の成果を紹介する機関誌等の発行を促し、多くの人々に見てもらえることで、活動意欲の向上を図ります。

また新聞やラジオ等のメディアを通じて活動を発信できる機会の確保に努めます。

目 標：市民が日頃の成果を多くの人に見てもらえる機会を設けることで、活動意欲を高める

対 象：◎（24 歳以下、25～44 歳、45～64 歳、65 歳以上）

担当部署：文化課 博物館係

施策指標：発行部数

成果指標：残数

（2）成果発表の場所の提供

<現状・課題と方向性>

成果発表の機会の提供で述べた現状・課題と方向性と同様に、成果発表の場所の提供もまた重要になります。市内にある屋内外の様々な公共施設や公共的な空間の有効活用を促し、成果発表の場所として積極的に利用してもらうことによって、活動意欲の向上につなげていくことが求められます。

<施策内容>

◎：とくに重視する世代、○：連携・協働したい世代

① 貸スペースの稼働率の向上

市有施設の有効活用を図り、市民の日頃の成果を見てもらう場としての利用を促し、活動意欲の向上に努めます。

目 標：市民が日頃の成果を見てもらう場所を提供することで、活動意欲を高める

対 象：◎（24歳以下、25～44歳、45～64歳、65歳以上）

担当部署：文化課 文化振興係

施策指標：出展者数

成果指標：稼働率、利用者アンケートの満足度

② ホールの発表の場としての活用

豊科、穂高の交流学習センターや各地域の公民館にあるホールを、市民の日頃の活動成果を発表する場としての利用を促し、活動意欲の向上に努めます。

目 標：交流学習センターや公民館ホールを発表の場として市民に提供し、活動意欲を高める

対 象：◎（24歳以下、25～44歳、45～64歳）

担当部署：生涯学習課、図書館交流課

施策指標：利用者数

成果指標：稼働率、利用者アンケートの満足度

5.2.2 成果を活かした地域貢献

(1) 人材育成・活躍の機会

<現状・課題と方向性>

生涯学習の成果を他の人に発表するだけでなく、地域貢献に活かしていくことは、その活動に取り組む人にとって、より大きな活動継続のモチベーションにつながるだけでなく、本市のまちづくりや地域社会の発展のためにも有益です。

しかしながら、アンケートでは「生涯学習で学んだことを何に役立てたいと思いますか」という問いかけに対して、「健康維持、老化防止」や「自らの生きがいつくり」などを筆頭に、どちらかという個人に資する項目の回答率が高く、地域貢献に直結する項目の回答率は相対的に低い傾向にありました。

ただそのなかでも「地域づくりの推進」や「社会福祉活動」と答えた人の割合はいずれも1割台と比較的高く、男女別にみると「地域づくりの推進」はどの年代でも男性の回答率が女性よりも高く、「社会福祉活動」は25歳以上で女性の回答率が男性よりも高い傾向がみられました。また、25～44歳の世代の女性は「地域の子どもたちへの学習活動」の回答率が2割を超えるなど、現に子育てに携わっている方の多いこの世代の特徴を反映した傾向もみられました。

このように、性別や世代によって関心のあるテーマが異なることも考慮しながら、生涯学習の成果を地域貢献につなげられるような人材育成や活躍の機会の創出を図っていくことが求められます。

回答率(%)による色分けの凡例:

0	20	40	60	80	100
---	----	----	----	----	-----

あなたは生涯学習で学んだことを何に役立てたいと思いますか。理想も含めてお聞かせください。

<複数回答>	全体		24歳以下の世代		25～44歳の世代		45～64歳の世代		65歳以上の世代	
	回答数	回答率	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
健康維持、老化防止	446	55.8	40.9	30.8	43.5	52.9	46.3	64.4	59.5	63.5
自らの生きがいつくり	422	52.8	40.9	30.8	46.4	60.6	57.0	65.2	47.9	45.5
教養の向上	265	33.1	31.8	46.2	43.5	57.7	39.7	46.7	16.6	14.4
生活の安定・安全確保・質的向上	174	21.8	45.5	38.5	30.4	29.8	24.8	20.7	16.6	13.2
仕事や就職	114	14.3	59.1	46.2	36.2	27.9	15.7	10.4	1.8	2.4
地域づくりの推進	94	11.8	18.2	15.4	8.7	11.5	18.2	8.1	16.6	6.0
社会福祉活動	88	11.0	0.0	0.0	7.2	15.4	11.6	14.8	8.6	11.4
特になし生涯学習に関心がないので答えようがない	80	10.0	4.5	15.4	8.7	4.8	5.8	7.4	14.1	15.6
地域の子どもたちへの学習活動	74	9.3	13.6	0.0	8.7	20.2	13.2	10.4	4.3	4.2
身近な自然環境や地域環境の保全	72	9.0	4.5	0.0	4.3	8.7	10.7	12.6	10.4	7.2
地域の伝統文化の継承	62	7.8	4.5	0.0	5.8	11.5	9.1	8.1	7.4	6.6
国際交流の発展	42	5.3	9.1	7.7	8.7	8.7	5.0	7.4	3.1	1.8
ガイドや指導者としての活動	32	4.0	4.5	0.0	4.3	6.7	4.1	4.4	3.1	2.4
その他	6	0.8	0.0	7.7	1.4	0.0	0.0	0.7	1.8	0.0
合計	800		22	13	69	104	121	135	163	167

<施策内容>

◎：とくに重視する世代、○：連携・協働したい世代

① 自主防災会長・自主防災リーダー研修会の開催

防災啓発活動や日頃の防災に関する学びに取り組む人向けに、自主防災会長・自主防災

リーダー研修会を開始し、地域の自主防災組織でリーダーとして活躍できる人材を育てます。

目 標：地域の自主防災組織で活躍できるリーダーを育てる

対 象：◎（45～64 歳、65 歳以上）

担当部署：危機管理課 危機管理担当

施策指標：開催数、参加者数

成果指標：訓練実施組織数

② ジュニア・リーダー養成講座の開催

ジュニア・リーダー養成講座の開催を継続し、大人と子どもの架け橋となり、地域で活躍できる子どもの養成を図ります。

養成講座は長期的な目線で、段階的に育成できるプログラムにするとともに、地域で活躍できる場面をつくり、地域の人々にも活動内容や講座の成果が伝わるように努めます。

また、ジュニア・リーダーの講師となる人材の確保も図ります。

目 標：大人と子どもの架け橋となり、地域で活躍できる子どもを育成する

対 象：◎（24 歳以下）

担当部署：生涯学習課 社会教育担当

施策指標：開催数、参加者数

成果指標：ジュニア・リーダー人数

③ 青少年スポーツ指導者講習会の開催

スポーツを適切な指導のもとに、安全に楽しみながら学んでもらうために、青少年スポーツ指導者講習会を開催します。

各競技団体で実施している指導者講習会との役割分担をして、技術的な指導者よりも、競技種目に関係なく、基礎体力づくりや全体のコーディネートができる人材育成を目指すとともに、指導者の候補となる人材確保に努めます。

目 標：スポーツ指導者を育成する

対 象：◎（25～44 歳、45～64 歳）、○（24 歳以下、65 歳以上）

担当部署：生涯学習課 スポーツ推進担当

施策指標：開催数、参加者数

成果指標：青少年スポーツ指導者人数

④ 読み聞かせボランティアの育成

想像力や言語能力の向上、感情を豊かにするなどの効果が期待される読み聞かせボランティアの育成を図ります。

学習成果を活かす場として、子育てサポート活動での活躍や子育て世代に向けての読み聞かせのコツなど教える講師としての活躍を図ります。

目 標：読み聞かせのボランティアを育成する

対 象：◎（25～44歳、45～64歳）、○（24歳以下、65歳以上）

担当部署：図書館交流課 図書館交流担当

施策指標：開催数、参加者数

成果指標：読み聞かせボランティア人数

⑤ 図書館ボランティア研修会の開催

読み聞かせ活動のみならず、図書の整理や貸出・返却等の支援も含め、図書館の環境づくりに寄与する図書館ボランティアを育成する研修会を開催し、その知識を深めて、市内の各地域の図書館での活躍を図ります。

目 標：図書館ボランティアの知識を深める研修会を開催する

対 象：◎（45～64歳、65歳以上）、○（25～44歳）

担当部署：図書館交流課 図書館交流担当

施策指標：開催数、参加者数

成果指標：アンケート満足度

⑥ コミュニティスクール事業の実施

学校活動を支援するボランティアとして登録し、学校からの要請に応じて活躍できる人材を育てるコミュニティスクール事業を実施します。

目 標：学校活動を支援する者をボランティアとして登録し、学校の要請に応じ活用する

対 象：◎（45～64歳、65歳以上）、○（25～44歳）

担当部署：学校教育課 学校教育係

施策指標：事業申込数

成果指標：ボランティア活用数

⑦ スポーツマイスター制度（仮称）の実施

各スポーツに関してとくに優れた技能を有する者をスポーツマイスターとして登録し、

市民からのニーズに応じて活躍を図るスポーツマイスター制度（仮称）を実施します。

目 標：技能を持つ者をスポーツマイスターとして登録し、活用する

対 象：◎（24歳以下、25～44歳）、○（45～64歳、65歳以上）

担当部署：生涯学習課 スポーツ推進担当

施策指標：登録者数

成果指標：マイスター活用数

⑧ リーダーバンク制度の活用

地域の自然・考古・民俗・歴史等の成り立ちに関する知識をもち、人々の伝える技能を有する者を地域リーダーとして登録し、地域づくりの核として活躍を図るリーダーバンク制度の拡充を図ります。

リーダーを養成するための、地域に関する知識や技能を有する人を発掘し、講師として地域の人々をリードできる人材として育成できる講座プログラムを設けます。

目 標：地域に関する知識や技能を持つ者を登録し、活用する

対 象：◎（65歳以上）、○（25～44歳、45～64歳）

担当部署：生涯学習課 社会教育担当

施策指標：登録者数

成果指標：リーダー活用数

⑨ 健康づくり推進員会地区活動

生涯学習活動のベースにある健康の維持・増進を図るために、各地域で健康づくりの取り組みを広げる健康づくり推進員を育成し、活動を広げます。

目 標：健康づくり推進員が地域において活動する

対 象：◎（65歳以上）、○（24歳以下、25～44歳、45～64歳）

担当部署：健康推進課 健康支援担当

施策指標：地区活動回数、参加者数

成果指標：推進員活動回数

⑩ 手話奉仕員養成講座の開催

日常会話に必要な手話技術を習得するための手話奉仕員の養成講座を開催し、聴覚障がい者のコミュニケーションサポーターとしての活躍を図ります。

目 標：日常会話に必要な手話技術を習得するための手話奉仕員の養成講座を開催する

対 象：－

担当部署：福祉課 障がい福祉担当

施策指標：開催数、参加者数

成果指標：アンケート満足度

⑪ 日赤奉仕団活動に伴う訓練、講習会等の開催

日赤奉仕団活動を伴い訓練や講習会等を開催し、災害時に奉仕活動ができるリーダーを育成します。

目 標：災害時に奉仕活動ができるリーダーを育てる

対 象：◎ (25～44 歳)、○ (65 歳以上)

担当部署：長寿社会課 福祉政策担当

施策指標：開催数、参加者数

成果指標：訓練参加者数

(2) 自主活動支援

<現状・課題と方向性>

生涯学習の成果を地域貢献に活かしていくためには、行政側からその機会の提供を図るだけでなく、地域貢献に資する自主的な活動を支援していくことも重要です。

現状においてそうした活動支援は十分といえない面もあるため、市民が必要とするサービス内容を随時把握しながら、的確な支援策を展開していくことが求められます。

<施策内容>

◎：とくに重視する世代、○：連携・協働したい世代

① 自主サークル設立支援

生涯学習の一貫として市民が主体的にサークル活動を立ち上げ、自主的な生涯学習活動を全市に展開していくために、自主サークル活動を設立するための支援を行います。

目 標：市民が継続的に自主活動できるように支援する

対 象：◎ (45～64 歳)、○ (25～44 歳、65 歳以上)

担当部署：生涯学習課 社会教育担当

施策指標：設立団体数、加入者数

成果指標：自主サークル継続活動数

② 市民活動サポートセンターの充実

市民の様々な活動を支援し、活動の促進を図るとともに、市民と行政、その他団体等との連携・協働を促す市民活動サポートセンターの充実を図ります。

目 標：市民活動を支援・促進し、協働を推進する

対 象：◎（24歳以下、25～44歳、45～64歳、65歳以上）

担当部署：地域づくり課 まちづくり推進係

施策指標：講座開催数、通信発行回数

成果指標：登録団体数

③ 図書館ボランティアの主体的な活動

図書館ボランティアが活躍できる様々な事業展開を図り、主体的に活動できる場を広げます。

目 標：図書館ボランティアが主体的に事業を実施する

対 象：◎（45～64歳、65歳以上）、○（25～44歳）

担当部署：図書館交流課 図書館交流係

施策指標：図書館サポーター数

成果指標：サポーター主体事業実施数

第6章 本計画の進め方

6.1 総合的な推進体制の継承 ～各主体の役割の明確化～

本計画の推進にあたっては、第1次生涯学習推進計画策定時に構築した総合的な体制を継承し、市民等と連携・協働して、庁内で計画の進捗管理等を行う生涯学習推進本部と、計画の進捗状況の確認等を行う生涯学習推進市民会議が両輪となり、関係する庁内各課、附属機関・行政機関等と一体性をもって計画を進めていきます。

右図に示す体制を念頭に、各主体の果たす役割を以下に示します。

(1) 生涯学習推進本部の役割

生涯学習推進本部は主な関係各課を構成員とする庁内組織で、計画の進捗管理を行います。関係各課の関連施策や事業との調整を図りながら、各種施策の実施方針や重点施策等を決定し、関係各課に必要な事業展開を指示するとともに、市民等に対する意向調査等を通じて、事業効果の分析・評価を行い、必要に応じて計画を見直し、改善を図ります。

(2) 生涯学習推進市民会議の役割

生涯学習推進市民会議は市民やその他組織・団体、関係する行政機関・附属機関等の代表者らで構成する組織で、随時、計画の進捗状況を確認しながら、生涯学習推進本部と連携して、計画推進にかかる事項の決定に際しての検討や事業効果の確認・検証を行い、必要な提言を行います。

(3) 関係各課の役割

関係各課は本計画に基づく事業の実施主体として、計画の目的や生涯学習推進本部の指示を踏まえて事業を実施します。

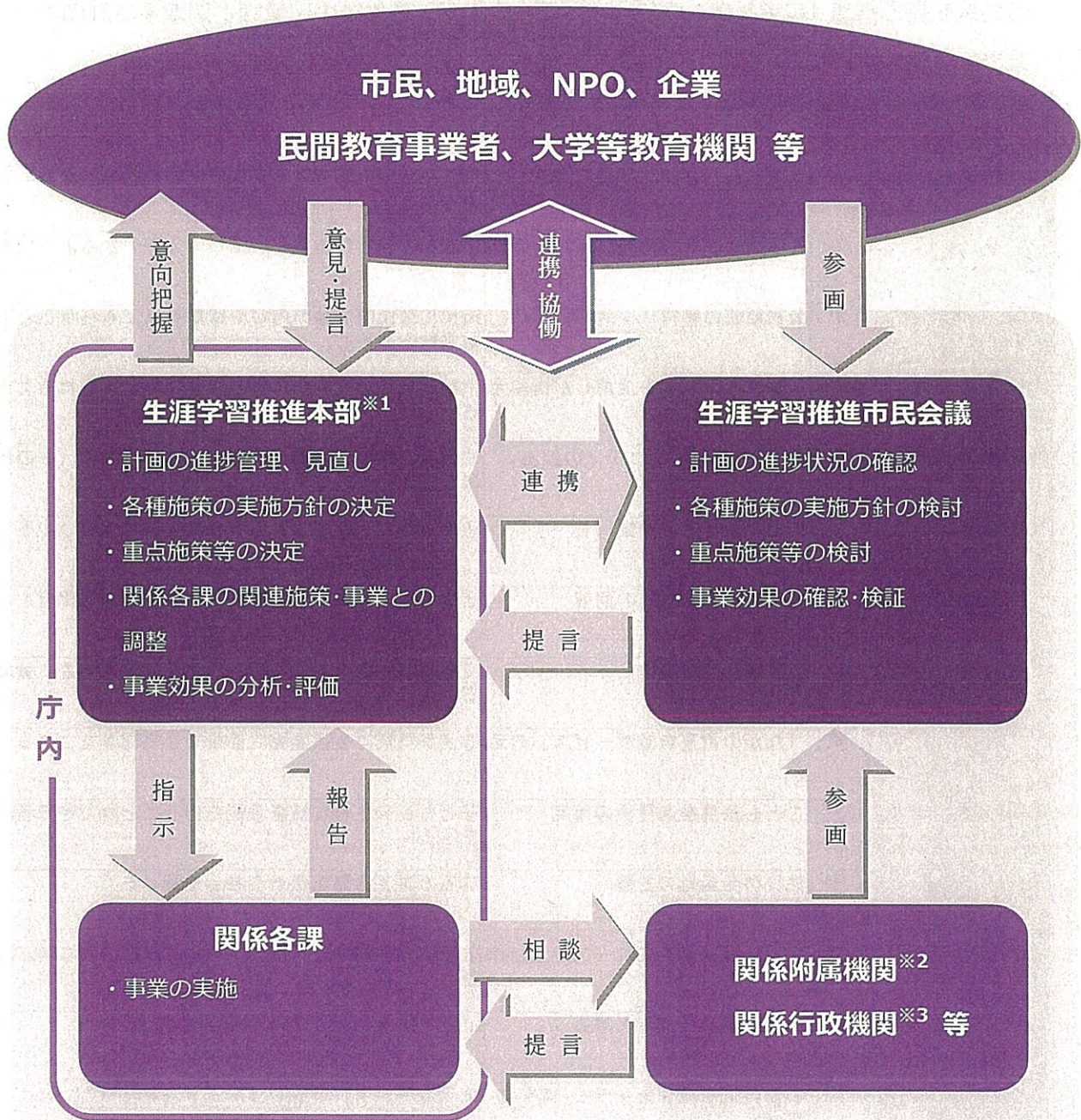
(4) 関係する附属機関・行政機関等の役割

関係する附属機関・行政機関等は計画の進捗管理や事業実施に際し、生涯学習推進本部や関係機関からの相談に応じて、必要な提言を行います。

また、生涯学習推進市民会議にも参画して、提言・助言を行う役割を担い、計画や事業の改善に努めます。

(5) 市民等の役割

生涯学習の取り組み主体となる市民は、意向調査や生涯学習推進市民会議への参画を通じて、計画や事業に対する意見・提言を行うとともに、地域、NPO、民間教育事業者その他企業、大学等教育機関等とも連携・協働し、計画や事業の改善に努めます。



※1 生涯学習推進本部の構成員

危機管理課、人権男女共同参画課、地域づくり課、環境課、福祉課、子ども支援課、健康推進課、文化課、図書館交流課、生涯学習課（事務局）

※2 社会教育委員の会など社会教育関係の附属機関

※3 国や県の行政機関

6.2 計画の進捗管理の指標 ～計画の実効性の担保～

本計画の実効性を担保するために、第5章に示した施策展開に基づき、個別の施策内容と施策目標を再掲したうえで、施策ごとにその施策の進捗度を測る指標〔施策指標〕と、施策の効果を測る指標〔成果指標〕の項目を示すとともに、各施策の所管課と関連する計画を一覧表に整理しました。

施策区分	施策の柱	施策項目	施策番号	施策内容	施策目標
学習機会の充実	生涯学習に取り組みやすい環境づくり	情報の発信・提供	①	ワンストップ相談窓口の設置	市民が気軽に生涯学習についての相談をできるようにする
			②	冊子『生涯学習情報（仮）』の発行	市民が生涯学習情報を一括して入手できるようにする
			③	公民館報の発行	市民に公民館活動の内容や成果を見てもらうことで、学習意欲を高める
			④	インターネットを活用した情報発信	市民が多様な媒体から生涯学習情報を得られるようにする
			⑤	SNS上でのコミュニティの創出	市民同士が情報交換、交流する場をつくる（その他発表の場、人材育成の場）
		妨げ要因への対応	①	託児サービスの設置	子育て中でも生涯学習に参加できる環境をつくる
			②	夜間や土日の講座の開催	仕事で忙しい人でも生涯学習に参加できる環境をつくる
			③	公民館講座の開催	交通手段がない人でも身近な施設で生涯学習に参加できる機会をつくる
			④	「ながの電子申請サービス」の活用	市民が気軽に生涯学習に参加できる環境をつくる
			⑤	こども読書推進計画の策定	子どもが自主的に読書活動を行うことができる環境整備を図る
	生涯学習の機会の提供	分野に応じた学習機会	①	防災啓発活動の支援	市民の防災意識を高める機会を設ける
			②	災害時福祉避難スペース設置訓練	市民が災害時の要配慮者の対応方法について学ぶ機会を設ける
			③	人権に関する講座の開催	市民が人権について学ぶ機会を設ける
			④	男女共同参画フォーラム・講座の開催	市民が男女共同参画について学ぶ機会を設ける
			⑤	環境講座の開催	市民が環境について学ぶ機会を設け、環境への意識を高める
			⑥	多文化共生のための講座の開催	市民が多文化共生の地域づくりを考える機会を設ける
			⑦	協働のまちづくり出前講座の開催	市民が生涯学習に対する意欲と市政への関心を高める機会を設ける
			⑧	スポーツ教室の開催	スポーツ初心者や未経験者が運動する機会を設ける

〔施策指標〕
各施策の進捗度を測るために設定する指標で、数値で定め、年度単位で測定する

〔成果指標〕
各施策の効果を測るために設定する指標で、原則として数値で定め、計画見直し時に測定する

総体的に効果の低い施策を重点的に見直すことで、計画の改善を図る

施策番号	施策指標	成果指標	所管課	関連計画
①	○案内件数	○認知度	生涯学習課 社会教育担当 スポーツ推進担当	生涯学習推進計画
②	○発行回数 ○情報量 ○発行部数	○残部率	生涯学習課 社会教育担当 スポーツ推進担当	生涯学習推進計画
③	○認知度 ○情報量	○アンケート満足度	生涯学習課 社会教育担当	
④	○投稿回数	○フォロー数 ○いいね数	生涯学習課 社会教育担当 スポーツ推進担当	生涯学習推進計画
⑤	○コミュニティ作成数	○交流人数	生涯学習課 社会教育担当 スポーツ推進担当	生涯学習推進計画
①	○設置回数 ○利用者数	○講座での設置回数	人権男女共同参画課 人権男女共生担当	
②	○講座開催数 ○参加者数	○受講者のうち働く世代の講座参加率	各講座担当課	生涯学習推進計画
③	○講座開催数 ○参加者数	○受講者のうち交通手段がない人の講座参加率	地域課 地域担当	
④	○サービス活用数	○サービス利用人数	各講座担当課	
⑤	○貸出冊数	○児童書貸出冊数	図書館交流課 図書館交流担当	
①	○支援実施回数	○訓練実施回数 ○出前講座開催回数	危機管理課 危機管理担当	
②	○訓練回数	○訓練参加者数	長寿社会課 福祉政策担当	地域福祉計画
③	○開催数 ○参加者数	○アンケート満足度	生涯学習課 社会教育担当	生涯学習推進計画
④	○開催数 ○参加者数	○講座の開催回数 ○アンケート満足度	人権男女共同参画課 人権男女共生担当	男女共同参画計画
⑤	○開催数 ○参加者数	○アンケート満足度	環境課 環境政策係	環境基本計画
⑥	○開催数 ○参加者数	○アンケート満足度	人権男女共同参画課 人権男女共生担当	男女共同参画計画
⑦	○開催数 ○参加者数	○アンケート満足度	地域づくり課 まちづくり推進係	
⑧	○開催数 ○参加者数	○アンケート満足度	生涯学習課 スポーツ推進担当	生涯学習推進計画

施策区分	施策の柱	施策項目	施策番号	施策内容	施策目標
学習機会の充実	生涯学習の機会の提供	分野に応じた学習機会	⑨	文化博物館・文書館等講座の開催	市民が自然・考古・民俗・歴史等諸分野を学ぶ機会を設ける
			⑩	図書館講座等の開催	市民のニーズに合わせた学習支援、調査研究支援のために講座、講演会等を開催する
			⑪	芸術公演・講習会の開催	市民に多種多様な学びの場を提供するためコンサートやワークショップを開催する
			⑫	ICT関連講座の開催(課題～重点課題)	市民がITやICTの専門的な知識について学ぶ機会を設ける
			⑬	鑑賞機会の充実	市民の芸術鑑賞機会の充実のため、各種の展覧会・公演・講座等を実施する
		年代に応じた学習機会	①	青少年体験事業の実施	青少年が体験活動により協調性や自立心を学ぶ機会を設ける
			②	博物館・美術館における親子向けの事業の実施	親子が歴史資料や美術品に触れる機会を設ける。市内の公共施設等へのアウトリーチを行う
			③	子育て勉強会・育児相談の実施	保護者が子育てに関する悩みや不安を解消するための機会を設ける
			④	「おはなしかい」等の定期開催	親子で本に親しんでもらう機会を設ける
			⑤	ブックスタート事業の実施	親子が絵本を介して心ふれあうひとときをもつきっかけをつくる
			⑥	ヤングアダルト・高齢者を対象とした企画事業	図書館利用の少ない層を対象とした、企画展示、講座等を実施する
			⑦	朗人大学の開催	高齢者が幅広い分野の教養を学び、新たな仲間や生きがいづくりのきっかけをつくる
		⑧	健康体操教室の開催	市民が健康づくりを考えるきっかけをつくる	
		利用満足度の高い施設運営	施設の運営	①	学芸員研修会の開催
	②			図書館職員研修	図書館職員が専門知識を学ぶことで施設利用者の満足度を高める
	③			施設連携事業の実施	事業を実施し施設相互の連携を向上させ、施設利用者の満足度を高める
	④			常設展・出前(コンパクト)展示の実施	調査研究活動の成果や、収集してきた資料や情報などが、市民等の目に触れる機会を増やす
	⑤			交流学习センターの利便性向上	施設の利便性を向上させることで利用者数を向上させる
	⑥			音響照明スタッフ・レセプションの活用	スタッフ登録者を活用し、利用者満足度を高める

施策番号	施策指標	成果指標	所管課	関連計画
⑨	○開催回数 ○参加者数	○アンケート満足度	文化課 博物館係	
⑩	○開催数 ○参加者数	○アンケート満足度	図書館交流課 図書館交流担当	
⑪	○開催数 ○参加者数	○アンケート満足度	図書館交流課 図書館交流担当	
⑫	○開催数 ○参加者数	○定員に対する参加希望者の割合 ○アンケート満足度	生涯学習課 社会教育担当	
⑬	○開催数 ○参加者数	○アンケート満足度	文化課 文化振興係	第2次安曇野市 文化振興計画
①	○開催数 ○参加者数	○アンケート満足度	生涯学習課 社会教育担当	生涯学習推進計画
②	○開催数 ○参加者数	○アンケート満足度	文化課 文化振興係	第2次安曇野市 文化振興計画
③	○開催数 ○参加者数	○アンケート満足度	生涯学習課 社会教育担当	生涯学習推進計画
④	○開催数 ○参加者数	○アンケート満足度	図書館交流課 図書館交流担当	
⑤	○図書配布率	○子どもの読書率 ○利用者満足度	図書館交流課 図書館交流担当	
⑥	○図書貸出数	○子どもの読書率 ○利用者満足度	図書館交流課 図書館交流担当	
⑦	○新規受講者数 ○開催数	○アンケート満足度	長寿社会課 長寿福祉係	
⑧	○開催数 ○参加者数	○アンケート満足度	健康推進課 健康支援担当	
①	○開催数 ○参加者数	○施設利用者満足度	文化課 文化振興係	第2次安曇野市 文化振興計画
②	○開催数 ○参加者数	○施設利用者満足度	図書館交流課 図書館交流担当	
③	○開催数 ○参加者数	○施設利用者満足度 ○施設利用者増加率	文化課 文化振興係	第2次安曇野市 文化振興計画
④	○開催回数 ○来場者数	○開催延べ人数	文化課 博物館係	
⑤	○利便性向上のための取組数	○施設利用者増加率 ○施設利用者満足度	図書館交流課 図書館交流担当	
⑥	○登録者の活用延回数	○施設利用者満足度	図書館交流課 図書館交流担当	

施策区分	施策の柱	施策項目	施策番号	施策内容	施策目標	
学習機会の充実	利用満足度の高い施設運営	施設環境の整備	⑦	施設利用案内の充実	市民が誰でも気軽に施設を利用できるよう利用案内を充実させる	
			①	新総合体育館の建設	市民が幅広いスポーツを行うための体育館を建設する	
			②	公民館、交流学習センター等の会議室のWi-Fi環境拡充	ネットワーク環境を提供し、新たな利用者を増やす	
			③	博物館・美術館の展示の改善	誰もが博物館・美術館に親しめるよう、わかりやすい展示に改善する	
			④	博物館・美術館の空調設備の設置	快適な鑑賞環境を整えることで施設利用者を増やす	
			⑤	必要・十分な量の図書館資料の整備	図書資料を適切に収集・管理・提供することで、自ら学び挑戦する心を育む	
	学習成果の活用	成果発表の機会の創出	成果発表の機会の提供	①	環境フェアの開催	環境活動団体が日頃の取組の成果を広く発信し交流する場を設け、活動意欲を高める。来場者が環境フェアでの体験等により環境への意識を高める
				②	こども文化祭の開催	青少年が日頃の活動の成果を発表し同世代と交流する場を設け、活動意欲を高める。
				③	市民スポーツ祭の開催	市民が日頃のスポーツ活動の成果を競う場を設けることで、活動意欲を高める
				④	新進音楽家公開演奏会の開催	新進音楽家が技術を競う場と発表の場を設けることで、活動意欲を高める
				⑤	地域文化祭の開催	市民が日頃の成果を多くの人に見てもらおう場を設けることで、活動意欲を高める
				⑥	公募展の開催	市民が日頃の成果を多くの人に見てもらおう場を設けることで、活動意欲を高める
				⑦	機関誌等の発行	市民が日頃の成果を多くの人に見てもらおう機会を設けることで、活動意欲を高める
		成果発表の機会の提供	成果発表の場所の提供	①	貸スペースの稼働率の向上	市民が日頃の成果を見てもらおう場所を提供することで、活動意欲を高める
				②	ホールの発表の場としての活用	交流学習センターや公民館ホールを発表の場として市民に提供し、活動意欲を高める
成果を活かした地域貢献		人材育成・活躍の機会	①	自主防災会長・自主防災リーダー研修会の開催	地域の自主防災組織で活躍できるリーダーを育てる	
			②	ジュニア・リーダー養成講座の開催	大人と子どもの架け橋となり、地域で活躍できる子どもを育成する	
			③	青少年スポーツ指導者講習会の開催	スポーツ指導者を育成する	
			④	読み聞かせボランティアの育成	読み聞かせのボランティアを育成する	
			⑤	図書館ボランティア研修会の開催	図書館ボランティアの知識を深める研修会を開催する	

施策番号	施策指標	成果指標	所管課	関連計画
⑦	○実施数	○施設利用者増加率	生涯学習課 社会教育担当	生涯学習推進計画
①	○施設利用者数	○施設利用者満足度	生涯学習課 スポーツ推進担当	生涯学習推進計画
②	○施設カバー率 ○接続回数(ログ)	○施設利用者増加率	生涯学習課 社会教育担当 スポーツ推進担当	生涯学習推進計画
③	○アンケート満足度	○対象年齢の施設利用増加率	文化課 文化振興係	第2次安曇野市 文化振興計画
④	○設置工事数	○利用者増加率	文化課 博物館係	
⑤	○人口1人当たりの貸出冊数、貸出蔵書数	○市民の読書率 ○施設利用者満足度	図書館交流課 図書館交流担当	
①	○参加団体数 ○来場者数	○参加者出展者アンケート、来場者アンケートの満足度	環境課 環境政策係	環境基本計画
②	○出演団体、参加者数 ○来場者数	○参加者来場者アンケートの満足度	生涯学習課 社会教育担当	生涯学習推進計画
③	○種目別競技会の開催数 ○参加者数	○競技会の記録 ○参加者アンケートの満足度	生涯学習課 スポーツ推進担当	生涯学習推進計画
④	○演奏会参加者数	○選出者の市主催自主企画公演依頼回数	図書館交流課 図書館交流担当	
⑤	○出品数 ○来場者数	○来場者アンケートの満足度	生涯学習課 社会教育担当 地域課地域担当	生涯学習推進計画
⑥	○開催数 ○来場者数 ○応募者数	○来場者アンケートの満足度	文化課 文化振興係	第2次安曇野市 文化振興計画
⑦	○発行部数	○残数	文化課 博物館係	
①	○出展者数	○稼働率 ○利用者アンケートの満足度	文化課 文化振興係	第2次安曇野市 文化振興計画
②	○利用者数	○稼働率 ○利用者アンケートの満足度	図書館交流課 図書館交流担当	
①	○開催数 ○参加者数	○訓練実施組織数	危機管理課 危機管理担当	
②	○開催数 ○参加者数	○ジュニア・リーダー人数	生涯学習課 社会教育担当	生涯学習推進計画
③	○開催数 ○参加者数	○青少年スポーツ指導者人数	生涯学習課 スポーツ推進担当	生涯学習推進計画
④	○開催数 ○参加者数	○読み聞かせボランティア人数	図書館交流課 図書館交流担当	
⑤	○開催数 ○参加者数	○アンケート満足度	図書館交流課 図書館交流担当	

施策区分	施策の柱	施策項目	施策番号	施策内容	施策目標
学習成果の活用	成果を活かした地域貢献	人材育成・活躍の機会	⑥	コミュニティスクール事業の実施	学校活動を支援する者をボランティアとして登録し、学校の要請に応じ活用する
			⑦	スポーツマイスター制度（仮称）の実施	技能を持つ者をスポーツマイスターとして登録し、活用する
			⑧	リーダーバンク制度の活用	知識や技能を持つ者を登録し、活用する
			⑨	健康づくり推進員会地区活動	健康づくり推進員が地域において活動する
			⑩	手話奉仕員養成講座の開催	日常会話に必要な手話技術を習得するための手話奉仕員の養成講座を開催する
			⑪	日赤奉仕団活動に伴う訓練、講習会等の開催	災害時に奉仕活動ができるリーダーを育てる
		①	自主サークル設立支援	市民が継続的に自主活動できるように支援する	
		②	市民活動サポートセンターの充実	市民活動を支援・促進し、協働を推進する	
		③	図書館ボランティアの主体的な活動	図書館ボランティアが主体的に事業を実施する	

施策番号	施策指標	成果指標	所管課	関連計画
⑥	○事業申請数	○ボランティア活用数	学校教育課 学校教育係	安曇野市教育大綱
⑦	○登録者数	○マイスター活用数	生涯学習課 スポーツ推進担当	生涯学習推進計画
⑧	○登録者数	○リーダー活用数	生涯学習課 社会教育担当	生涯学習推進計画
⑨	○地区活動回数 ○参加者数	○推進員活動回数	健康推進課 健康支援担当	
⑩	○開催数 ○参加者数	○アンケート満足度	福祉課 障がい福祉担当	
⑪	○開催数 ○参加者数	○訓練参加者数	長寿社会課 福祉政策担当	地域福祉計画
①	○設立団体数 ○加入者数	○自主サークル継続活動数	生涯学習課 社会教育担当	生涯学習推進計画
②	○講座開催数 ○通信発行回数	○登録団体数	地域づくり課 まちづくり推進係	
③	○図書館サポーター数	○サポーター主体事業実施数	図書館交流課 図書館交流担当	

用語解説

番号	用語	解説
1	ICT	Information and Communication Technology の略。日本語で情報通信技術とも訳される。コンピュータやインターネットを介して行う情報処理や通信に関する総合的な技術を示す言葉で、IT（情報技術）とほぼ同義であるが、これによる情報や知識の共有・伝達などコミュニケーションの重要性を伝える意味で近年よく用いられる。
2	SNS	Social Networking Service（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）の略。インターネット上で提供されているサービスで、個人や企業・組織の職員等がメッセージや写真などを投稿し、特定のあるいは不特定多数の人々がそれらを閲覧・共有することができ、様々な交流や情報発信につながっている。主なツールとして、facebook（フェイスブック）や Twitter（ツイッター）、LINE（ライン）、Instagram（インスタグラム）などがある。
3	インバウンド	日本を訪れる外国人観光客のこと。
4	アウトリーチ	公的機関や公共的文化施設などが地域に向いて行うサービスのこと。生涯学習の分野では、学習要求を持っていない人々に対して学習機会を提供し、学習要求や学習行動を引き起こす効果をもつ取り組みとして着目されている。

付属資料

資料1 計画策定の主な経過

資料2 計画策定に係る委員会等

資料 1 計画策定の主な経過

■ 第 2 次安曇野市生涯学習推進計画策定委員会

回数	開催年月日 (討議形式)	備考
第 1 回	平成 29 年 4 月 27 日 (全体討議)	<ul style="list-style-type: none"> 委員の委嘱 スケジュールの確認 第 1 次計画の問題点と現在の状況
第 2 回	平成 29 年 5 月 30 日 (グループ討議)	<ul style="list-style-type: none"> 計画体系の確認 基本理念の案 基本目標、施策の柱・内容案
第 3 回	平成 29 年 7 月 12 日 (全体討議)	<ul style="list-style-type: none"> 基本理念の確認 基本目標、施策の柱・内容決定 具体的な取組の検討その 1
第 4 回	平成 29 年 8 月 18 日 (グループ討議)	<ul style="list-style-type: none"> 具体的な取組の検討その 2
第 5 回	平成 29 年 11 月 9 日 (全体討議)	<ul style="list-style-type: none"> 第 2 次計画素案の検討 具体的な取組の決定 主要施策・施策の評価方法の決定
第 6 回	平成 29 年 11 月 30 日 (全体討議)	<ul style="list-style-type: none"> 第 2 次計画案の決定 公表までのスケジュール
第 7 回	平成 30 年 2 月 7 日 (全体討議)	<ul style="list-style-type: none"> パブリックコメントでの意見への市の考え方

■ アンケート

調査期間	平成 28 年 11 月 16 日～平成 28 年 11 月 30 日
調査対象	安曇野市内在住の 18 歳以上の住民 2,500 人 (層化無作為抽出)
調査結果	回収数 : 800 通 (回収率 : 32%)

■ 意見募集 (パブリックコメント)

募集期間	平成 30 年 1 月 (予定)
募集結果	意見提出者数 :

資料2 計画策定に係る委員会等

■ 第2次安曇野市生涯学習推進計画策定委員会設置要綱

平成28年12月27日教育委員会告示第10号

(設置)

第1条 第2次安曇野市生涯学習推進計画(以下「計画」という。)の策定に係る提言をするため、第2次安曇野市生涯学習推進計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次に掲げるものとする。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) 計画に係る市民からの意見の分析に関すること。
- (3) その他計画の策定に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会の委員は15人以内とし、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 生涯学習に関する見識を有する者
- (2) 学校教育関係者
- (3) 社会教育関係者
- (4) 家庭教育関係者
- (5) 安曇野市社会教育委員
- (6) 市内の生涯学習に関する団体の関係者
- (7) その他教育委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、計画策定の日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員が互選する。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員長が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴き又は説明を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育委員会教育部生涯学習課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この告示は、平成29年1月1日から施行する。

第2次安曇野市生涯学習推進計画策定委員会委員名簿

◎：委員長 ○：副委員長

区分	氏名	備考
生涯学習に関する見識を有する者	◎宮下 健司	元長野県立歴史館総合情報課長
学校教育関係者	小林 栄子	安曇野市校長会選出 穂高西小学校長
社会教育関係者	安井 邦夫	明科公民館長
	宮下 克彦	高橋節郎記念美術館長
	百瀬 佳子	堀金図書館長
	幅 修一	元社会教育指導員
家庭教育関係者	上兼 裕	安曇野市社会福祉協議会職員
	亀井 智泉	おはなし つむぎいと代表
安曇野市社会教育委員	○平田 米子	副議長
	平倉 勝美	委員
市内の生涯学習に関する団体の関係者	降旗 幸子	芸術文化協会連絡協議会会長
	古川 節雄	体育協会 専務理事
その他教育委員会が必要と認める者	三澤 禮司	放課後子ども教室ボランティア
	堀金 隆雄	生涯学習講座受講者
	舟橋 嘉奈子	リーダーバンク登録者

(敬称略)

■ 第2次安曇野市生涯学習推進計画策定プロジェクト会議設置規程

平成28年8月24日教育委員会訓令第3号

(設置)

第1条 第2次安曇野市生涯学習推進計画(以下「計画」という。)策定に当たり、計画の基本方針や推進する施策等を検討するため、第2次安曇野市生涯学習推進計画策定プロジェクト会議(以下「会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 会議の所掌事務は、次に掲げるものとする。

- (1) 計画の策定に必要な調査研究に関すること。
- (2) 計画により推進する施策等に関すること。
- (3) 計画の策定に関係する部局との連絡調整に関すること。
- (4) その他計画の策定に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 会議は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

2 会長は教育部長を、副会長は生涯学習課長を、委員は別表に掲げる職にある者をもってこれに充てる。

3 会長は、会議を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 会議は、構成員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

(事務局)

第5条 会議の事務局は、生涯学習課に置く。

(その他)

第6条 この規程に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

第2次安曇野市生涯学習推進計画策定プロジェクト会議構成員

部局名	課名	職名
総務部	危機管理課	危機管理担当係長
総務部	人権男女共同参画課	人権男女共生担当係長
政策部	情報統計課	情報政策係長
市民生活部	地域づくり課	まちづくり推進係長
市民生活部	環境課	環境政策係長
福祉部	長寿社会課	福祉政策担当係長
保健医療部	健康推進課	保健予防係長
教育委員会教育部	学校教育課	学校教育係長
教育委員会教育部	生涯学習課	社会教育担当係長
教育委員会教育部	生涯学習課	スポーツ推進担当係長
教育委員会教育部	文化課	文化振興係長
教育委員会教育部	文化課	博物館係長
教育委員会教育部	図書館交流課	図書館交流担当係長

■ 安曇野市生涯学習推進本部設置要領

(設置)

第1 安曇野市生涯学習推進計画に基づき、当該計画の進行管理を行なうとともに、生涯学習推進市民会議などの意見や提言を踏まえて、年度ごとに重点施策及び実施方針を設定し、施策の実現を図るため、安曇野市生涯学習推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

(任務)

第2 本部は、次に掲げる事項を実施する。

- (1) 安曇野市生涯学習推進計画の進行管理
- (2) 重点施策の決定
- (3) 実施方針の決定
- (4) 事業実施の評価
- (5) 庁内各課の調整・報告

(組織)

第3 本部は、本部長、副本部長及び委員をもって組織する。

- 2 本部に本部長1人、副本部長1人を置き、本部長は教育部長を、副本部長は生涯学習課長を、委員は別表に掲げる職にある者をもってこれに充てる。
- 3 本部長は、本部を代表し、会務を総理する。
- 4 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4 本部の会議は、本部長が招集し、会議の議長となる。

- 2 本部の会議は、構成員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

(事務局)

第5 本部の事務局は、生涯学習課に置く。

(その他)

第6 この要領に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が本部の会議に諮って別に定める。

附 則

この要領は、平成26年8月6日から施行する。

安曇野市生涯学習推進本部構成員

部局名	課名	職名
総務部	危機管理課	危機管理担当係長
総務部	人権男女共同参画課	人権男女共生係長
市民生活部	地域づくり課	まちづくり推進係長
市民生活部	環境課	環境政策係長
市民生活部	穂高支所地域課	地域担当係長
福祉部	長寿社会課	福祉政策担当係長
福祉部	長寿社会課	長寿福祉係長
福祉部	子ども支援課	児童係長
保健医療部	健康推進課	保健予防係長
教育委員会教育部	文化課	文化振興係長
教育委員会教育部	文化課	博物館係長
教育委員会教育部	図書館交流課	図書館交流担当係長
教育委員会教育部	生涯学習課（事務局）	社会教育担当係長
教育委員会教育部	生涯学習課（事務局）	スポーツ推進担当係長
教育委員会教育部	生涯学習課（事務局）	社会教育担当

第2次安曇野市生涯学習推進計画

平成30年3月

発行 安曇野市

編集 安曇野市教育委員会教育部生涯学習課
